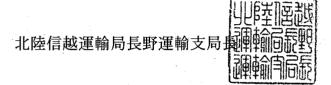
長運登第235号 長運整第655号 令和2年12月25日

回送運行許可事業者 殿



「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和 2年12月23日付け国自総第283号)」等に基づく関係北陸信越運輸局長 通達の一部改正等について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年12月24日付け北信技管第16号の2、北信技技第492号の2、北信技整第211号の2、北信技保第55号の2)のとおり通知がありましたので、令和3年1月1日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないように取り計らい願います。





北信技管第 16号の2 北信技技第492号の2 北信技整第211号の2 北信技保第 55号の2 令和2年12月24日

管内各運輸支局長 殿 管内各自動車検査登録事務所長 殿

北陸信越運輸局長

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年 12月23日付け国自総第283号)」等に基づく関係北陸信越運輸局長達の一部改正 等について

標記について、自動車局長より別紙(「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第283号))及び自動車局整備課長より別紙(「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第251号))及びのとおり通達があったので、令和3年1月1日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

また、これに基づく関係北陸信越運輸局長達を別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知するとともに関係者に周知されたい。

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第283号)」等に基づき、関係する北陸信越運輸局長達について改正する達を次のとおり定める。

令和2年12月24日

北陸信越運輸局長 野津 真生

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第283号)」等に基づく関係北陸信越運輸局長達の一部を改正する達

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第283号)及び「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について(令和2年12月23日付け国自整第251号)に基づき、関係する北陸信越運輸局長達の一部を次のとおり改める。

1. 以下の達について、別紙のとおり改める。

自動車の回送運行許可等事務取扱要領(平成17年5月25日付け達第2号) 自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領(平成6年9月30日付け達第11号) 自動車特定整備事業事務取扱要領(平成14年8月20日付け達第39号) 指定自動車整備事業事務取扱要領(平成14年8月20日付け達第40号) 優良自動車整備事業事務取扱要領(平成18年3月31日付け達第13号) 自動車検査員教習実施規程(平成15年2月13日付け達第44号) 移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領(平成19年2月6日付け達第17号)

2. 1. に掲げるもの以外の北陸信越運輸局長達による申請書等(「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について(令和2年12月23日付け国自総第283号)及び「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について(令和2年12月23日付け国自整第251号)による申請書等をいう。)についても、署名又は押印を不要とする。

「自動車の回送運行許可等事務取扱要領」(平成17年5月25日付け達第2号)(新旧対照表)

新	IΒ
自動車の回送運行許可等事務取扱要領	自動車の回送運行許可等事務取扱要領
平成17年5月25日	平成17年5月25日
達第2号	達第2号
一部改正 平成24年7月 9日	一部改正 平成24年7月 9日
達第2号	達第2号
一部改正 平成25年1月30日	一部改正 平成25年1月30日
達第5号	達第5号
一部改正 平成27年3月27日	一 部 改 正 平 成 2 7 年 3 月 2 7 日
達 第 1 2 号	達第 1 2 号
一部改正 平成28年4月 1日	一部改正 平成28年4月 1日
達第1号	達第1号
一部改正 平成28年6月 1日	一部改正 平成28年6月 1日
達第2号	達第2号
一部改正 平成29年11月1日	一部改正 平成29年11月1日
達第9号	達第9号
一部改正 令和2年12月24日	
達第4号	
第一章 総則~第五章 届出その他(略)	第一章 総則~第五章 届出その他(略)
另一早 移則~ 另 ユ 早 一 田 田 て ひ 他 (附)	另一早 税則~

則(略) 附 則(略) (新設) 附 則 1. この要領は、令和3年1月1日から施行する。 別表 第1~別表 第2(略) 別表 第1~別表 第2(略) 第1号様式~第20号様式(略) 第1号様式~第20号様式(略)

(第21号様式)(申請書添付書類)	(第21号様式)(申請書添付書類)
自動車の分解整備を業とする者の関係団体の会員であることの書面	自動車の分解整備を業とする者の関係団体の会員であることの書面
(認証番号)	(認証番号)
(氏名又は名称)	(氏名又は名称)
(住 所) (指定番号)	(住 所) (指定番号)
上記の者は、当団体の会員であって、自動車の分解整備を業としており、その実績は、下記のとおりであること を証明いたします。	上記の者は、当団体の会員であって、自動車の分解整備を業としており、その実績は、下記のとおりであること を証明いたします。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
(住所)	(住所)
(団体名)	(団体名)
(代表者名)	(代表者名) <u>印</u>
記	記
臨時運行許可に基づく運行実績※	臨時運行許可に基づ<運行実績※
臨時運行を許可した 市 区 町 村 車台番号又は登録番号 目的	臨時運行を許可した 市 区 町 村 車台番号又は登録番号 目的
_	
のための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場	のための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場
合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。	合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

	(第22号様式)(申請書添付書類)			(第22号様式)(申請	青書添付書類)		
	運行	実績を証する書面	i			運行実績を証する書面	
	当社は、自動車の分解整備を業としており、許可基づく運行実績(2回目以降の許可の場合は許可運行実績)は、下記のとおり相違ありません。				目以降の許可の場	場合は許可申請を行った日の〕	直前1年間の法第35条の臨時運行許可に 直前1年間の回送運行の許可に基づく回送
	令和 年 月 日			令和 年 月	日		
		(住所)				(住所)	
		(氏名又は	名称)			(氏名又は	名称)
		(代表者名))			(代表者名)	<u> </u>
		(認証番号))			(認証番号))
		(指定番号))			(指定番号)	1
		記				記	
	臨時運行許可に基づく運行実績※			臨時運行許可に基づ	 、運行実績※		
	臨時運行を許可した 市 区 町 村 許可年月日 車台番	号又は登録番号	目的	臨時運行を許可した 市 区 町 村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的
ì	117 22 27 11			11, 12, 11			
				W + 10 = 1 11 1 + 1	> // // // / /		
	※ 車検のために自ら分解整備しようとする自動車 しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車 場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送	車検のため車検場ま	での回送であること。2回目以降の許可の	しのための回送及び	自ら分解整備した		のために自ら分解整備した自動車の引き渡 での回送であること。2回目以降の許可の ること。
	(注)業とすることの証明(第21号様式)により証明	月されている場合は	、この書類の添付は要しない。	(注)業とすることの記	正明(第21号様式)により証明されている場合は	、この書類の添付は要しない。
	第23号様式~第24号様式	忧 (略)		第23号様式	式~第24	号様式 (略)	

「自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領」の改正新旧対照表 自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領

平成6年9月30日 達 第 11号

一部改正 平成29年4月30日 達 第 1号 一部改正 令和2年12月24日 達 第 4号

新	旧
771	IH
自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領	自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領
全文(略)	全文 (略)
附 則 (適用時期) 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。 2 申請に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用する ことができる。	

自動車	エの窓ガ	ラスへの則	占付物指定	申請書			
北陸信越運輸局長	殿						
				<u>令和</u>	年	月	日
		申請者の)名称				
		住					
貼付目的							
窓ガラスに貼付する理由							
対 象 車 両							
貼付位置							
貼付期間							
備 考							

自動車	『の窓ガラスへの貼付物指》	定申請書			
新潟運輸局長 殿	L C				
		平成	年	月	日
	申請者の名称				<u> </u>
	住 所				
貼付目的					
窓ガラスに貼付 する理由					
対 象 車 両					
貼付位置					
貼付期間					
備考					

	11.11.1
新	旧
自動車特定整備事業事務取扱要領	自動車特定整備事業事務取扱要領
達第39号	達第39号
平成14年8月20日	平成14年8月20日
改正 達第11号	改正 達第11号
平成18年3月31日	平成18年3月31日
改正 達第 2号	改正 達第 2 号
平成18年6月 2日	平成18年6月 2日
改正 達第11号	改正 達第11号
平成27年3月19日	平成27年3月19日
改正 達第 1号	改正 達第 1 号
平成31年4月5日	平成31年4月5日
改正 達第11号	改正 達第11号
令和2年3月30日	令和2年3月30日
<u>改正 達第 4号</u>	
令和2年12月24日	
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 1~2 (略)	第2条 1~2 (略)
(削る)	3 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを証する書面は、第1項
	の申請書の宣誓書欄(宣誓書を別に添付する場合は当該書面)に申請者(法
	人にあっては、役員全員とする。)が氏名を記載(法人にあっては役職名も記
	載する。) のうえ押印したものとする。
	ただし、氏名を自署した場合には押印を省略できるものとする。
	また、代表する役員が役員全員について法第80条第1項第2号各号に該
	当しない旨の宣誓をしたときは、その他役員の役職名及び氏名を記載するこ
 第3条~第5条(略)	とで足りるものとする。
第 6 条 法第 8 1 条 (第 2 項を除く) から第 8 3 条までの規定による届出は、	第3条~第5条(略)
第2条 伝第81条 (第2項を除く) かり第83条ま (の規定による油山は、 第2号様式 (変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号	第6条 法第81条 (第2項を除く) から第83条までの規定による届出は、
第2万様式 (変史寺の周山が伝第61米第1項第2万の赤の場合は、第3万 様式) によるものとする。	第2号様式(変更等の届出が法第81条第1項第2号のみの場合は、第5号
(削る)	様式) によるものとする。
(ロ1/~)	2 法第81条第1項第2号の規定による役員の変更にあっては、第2条第
 2 第1項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。	3項を準用するものとする。
$(1)\sim(5)$ (略)	3 第1項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。
(T) (O) (MI)	(1)~(5) (略)

	万川 於
第7条~第13条(略)(略)	第7条~第13条(略)
附則	附則
(略)	(略)
(PH7)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
<u>附 則</u>	
<u> </u>	
1 本達は、令和3年1月1日から施行する。	
2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができ	
<u>3.</u>	

					_			_														
第1号様式(認証)					(a) (b)		番号	를	/r: D	1	-		第1号様式(認証)						証番	号	Alexandra (Alexandra)	
					100		年月日	1] 注)担当官	官記載欄							認	正年月	日	年 月	担当官記載
	自動耳	持定	整備事	事業	の認	証新	規申	請書						自動耳	直特定	 修備事	業の	認証	新規甲	申請書		
	ron.																					
	殿								年 月	1	日			殿							<i>t</i>	
道路運送車両法等の規定	ミにトりり	川紙書面	か添き由	語	* す				4 万	1	П		*************************************	21 = 1 to 1	nitor de er 🖈	SES th	edit de	_h_			年 月	1
(注)該当しない項目は記載を省 (注)必要に応じて、記載枠を追	略すること	ができる。	(全ての)	項目に	共通)	(全ての	項目に共	通)					道路運送車両法等の規定 (注)該当しない項目は記載を省 (注)必要に応じて、記載枠を追	略すること	とができる。	(全ての)	[目に共通	<u>f</u>)	ての項目に	共通)		
(ふりがな)													(ふりがな)									
申請者の氏名又は名称													申請者の氏名又は名称									印
申請者の住所													申請者の住所									
電話番号													電話番号									
(ふりがな)													(ふりがな)									
事業場の名称													事業場の名称									
事業場の所在地													事業場の所在地									
電話番号													電話番号									
認定番号 (削る)													認定番号			imen i 7 -		-m & -7				
1-① 自動車特定整備	中型の	活料											(注)申請者の氏名又は名称欄は、 1-① 自動車特定整備			押印するこ	とに代え	て者名する	ことかできる	۵		
1 ① 自動車行足至所	事業の		動車特定	:整備	事業								1一① 自動単行足整備	事業の	- 1977 - 1877 - 17 TOTAL	市特定	較借車	娄				
自動車特定整備事業			助車特定										自動車特定整備事業 の維頼の別 小型自動車特定整備事業									
の種類の別		軽自動	車特定整	備事	業								の種類の別	軽自動車特定整備事業								
(注)□枠内の該当するものに○													(注)□枠内の該当するものに○	を記載する	5こと。							
1-② 対象とする自動	加車の種	類、整備											1-② 対象とする自動	車の種	類、整備)							
対象自動車の種類		1	対象		j車の整 分解整備		が装置の	種類の)別 電子制御装	出器軟	: Atti		対象自動車の種類		1	対象		の整備 解整備	及び装置	の種類	の別 電子制御装	異軟/語
の別	全て	全て	原動 動力	<i>h</i>	行操	$\overline{}$	肋 緩衝	連結	自動運行	ĭ	運行		の別	全て	全て原	動動力	1 +47		制動 緩	衝連絲	1.41.41	運行
並送中新年(十期)		土(機 伝達	室 /	211 1900	AL IIPS	197 中久 [30]	AE MI	(運行補助を含	む) 神	補助		*************************************		土(お	幾 伝道	Æ11	1жени	Was full	120 000	「運行補助を含む	補助
普通自動車(大型) 普通自動車(中型)		\vdash		+	+	+	-	+		+			普通自動車(大型) 普通自動車(中型)	_		+	+	+	-	+		+
普通自動車(小型)		-		+		+		1		- 15			普通自動車(小型)		-	+	+	1		-	1	-
普通自動車(小型)		\vdash		+	+	+		+		+	_		普通自動車(小型)	_	 	+	+	+	+	+	+	+
大型特殊自動車	1	\vdash		+	+	+		+		$oldsymbol{oldsymbol{eta}}$	_		大型特殊自動車	 	-	+	+		-+	+	 	\vdash
小型四輪自動車	1	. 		+	+	+		+			_		小型四輪自動車		- 	+	+					
小型三輪自動車				+	-	+				-			小型三輪自動車			+	+			+	+	+
小型二輪自動車		+		+	+	+		+		\dashv	_		小型二輪自動車		+ +	+	+			+		\vdash
軽自動車		r^+	_	+		+		+		T	-		軽自動車			+	+		-			T
500000 - 1 00000 - 0	を記載する											1 1	(注)□枠内の該当するものに○									

1-③ 業務の範囲の限定

	軽油を燃料とする原動機を除く	
業務の範囲の限定の別	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
来伤の種田田の内以近のカリ	カタピラ付大型特殊自動車に限る	
	その他()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

2 工員の構成

	合 計		3 03	整備	士数			整備士
工員の構成	(工員数)	一級(二輪除く)	一 級 (二 輪)	二級	三級	車 体	電気	以外の 工員数
	人	人	人	人	人	人	人	人

3 宣誓書

役 員	氏	名	役	職	名	役	員	氏	名	役	職	4
						*						

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

4 出身業態

	専業	ディーラー	自家
出身業態の別	自動車用品販売店	ガソリンスタンド	受検代行業
	その他 (Šū st)

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

5 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
車両整備作業	易 m	m	m^2	m	
部品整備作業	易		m^2	m	
点 検 作 業	易 m	m	\mathbf{m}^2	m	
車 両 置	易 m	m	m^2		

1-③ 業務の範囲の限定

	33	軽油を燃料とする原動機を除く	
業務の範囲の限定の別		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
米がり見起かり収足りかり		カタビラ付大型特殊自動車に限る	
		その他()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

2 工員の構成

	合 計				1807	整備	士数						整備士
工員の構成	合計 (工員数)	一級(二輪除く)	_ (<u>_</u>	級輪)		級	Ξ	級	車	体	電	気	以外の 工員数
	人	人		人		入		人		人		人	人

3 宮藝書

3 H	5 E																	
<u>私</u> 私達(<u>.</u> 役員	1)_	は、	道路	逐進	車両	法第	80第	等 1	項第	12	号に	該当	しない	にと	を宣誓	します。	- .
				-	宣誓者	Ĺ												即
役	員	氏	名	T	役		職	名	1		役	員	氏	名		役	職	名
							100											

(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達(役員)」の文字に○を記載すること。 (注) 質繁者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 法人会変が宣誓する場合は、宣響者の発動とについても記載すること。 (注) 法人変要表を別に提出する場合は記載を省略することができる。

	専業	ディーラー	自家
出身業態の別	自動車用品販売店	ガソリンスタンド	受検代行業
	その他 ()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

5 屋内作業場等

ť	乍業場	易の	規模		間	П	奥	行	面	積	天井高さ	床面状況
車両	主整	備	作業	場		m		m		\mathbf{m}^2	m	
部品	整	備	作業	場						m^2	m	
点	検	作	業	場		m		m		m^2	m	
車	両		置	場		m		m		m^2		

	24(L)(V	
第1号様式(認証)	第1只样子 (割訂)	
男工 方体式(祕証)	第1号様式(認証)	
6~10 (略)	6~10 (略)	

第2号様式(認	証)								第2	号様式 (認証)		
	自動車特定整	を備事業の変	で更(届出・	• 申請)	書					自動車	互特定整	備事業の
	殿									縣	ť	
	DSK				年	月	日					
(注)届出にあっては「原(注)該当しない項目は計	等の規定により別 品出」、申請にあっては「 記載を省略することができ 対枠を追加・拡大または削	申請」の文字に〇を記 る。(全ての項目に	記載すること。 共通)						(注)届占 (注)該	軍送車両法等の規定 出にあっては「届出」、申記 当しない項目は記載を省略で 要に応じて、記載枠を追加・	情にあっては「申 「ることができる	申請」の文字に
(ふりがな) 届出者 の氏名又	2001 00								届出者	す の氏名又け名称		
申請者届出者									申請者届出者	ž.		
申請者の住所									申請者	の住所		
電話番号									電話看			
(ふりがな)									(ふりた	『な)		
事業場の名称									事業場	易の名称		
事業場の所在地							9 6/5		事業場	易の所在地		
電話番号									電話者	香号		
認証番号							i i		認証者	- 000		
認定番号									認定者	37h		
指定番号									指定都	首号 一		
Eur da	an alarete en Dil		order very day 17 mg			-	-		1	届出・申請の内容の	N PII	
27070700 00000	の内容の別	+ 14 II o 7	変更年月日		年	月	日		-	相続	ノかり	事業場
相続 合併		事業場の月 役員の変更	「在地の変更) 	合併	- 36	役員の
			: - 又は電子制御装	置点檢整備	作業場の	の変更				分割	-	屋内作
分割		(面積又は間)	口若しくは奥行の長さ)		500 to 100 to 10)——		- 06	(面積又)
譲受			整備事業の種類		dere en seken	【変更			1	譲受 事業者名又は住所の	亦再	自動車物
11.100 April 11.10	は住所の変更		の種類、整備又	は装置の種	類の変				-	事業場の名称の変更		業務の
(注)□枠内の該当するも	出の場合は、役員の変更	業務の範囲 編出書 (第5号様式)				【変更	中請】		(注)□柞	員の変更のみの届出の場合に 卒内の該当するものに○を記	は、役員の変更履	
1 宣誓書									1 1	至誓書 私 ※四次		
道路運送車両	法第80条第1項	第2号に該当した	ないことを確認し	しました。	チェ	ック欄			私達	に (役員)		第80条第1
	る場合は記載を省略する										宣誓者	
(注) 独昌の辞任のなの世	合は記載を省略できる。	-11							(注)個/ (注)宣制	【事業者にあっては「私」、 係者の氏名を記名し押印する	法人企業にあっ	っては「私達(1 署名することが [・]
AET IS ELOSBETT CONTROL												こついても記載

様式 (認証)				
宋八 (於証)				
第2号様式(認証)				
自動車	特定整備事業の変更(届出・申請)	書		
2007				
殿		h	н	
Whitevery + TV, the a line	on the pulse that a section is the	牛	月	日
	により別紙書面を添え(届出・申請)します。 にあっては「申請」の文字に〇を記載すること。			
(注)該当しない項目は記載を省略す	ることができる。 (全ての項目に共通)			
	拡大または削除・縮小することができる。 (全ての項目に共通)			
(ふりがな) 届出者				
の氏名マけ名称				
申請者				
届出者 申請者				
				\rightarrow
電話番号 (ふりがな)				
事業場の名称				
事業場の所在地				
事業場の所在地電話番号				
電話番号				

届出・申請の内容の別		変更年月日	年	月	日				
相続	事業場の	所在地の変更							
合併	役員の変	更							
分割		屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は間口若しくは奥行の長さ)							
譲受	自動車特	定整備事業の種類の変	変更	【変更	[申請]				
事業者名又は住所の変更	対象自動	車の種類、整備又は	表置の種類の変	更【変更	甲請】				
事業場の名称の変更	業務の範	囲の変更		【変更	申請】				

を使用すること。

(第2号に該当しないことを宣誓します。)

- 」の文字に○を記載すること。
 こ。

	万门和式
2~12(略) 第3号様式(認証)~第4号様式(認証) (略)	2~12(略) 第3号様式(認証)~第4号様式(認証) (略)
(MD)	(MD)

第5号様式(認証)	役員の変	で更届出書					第5号様式	(認証)	役員の変	更届出書				
道路運送車両法等の規定 (注)役員の変更のみの場合に本様式 (注)該当しない項目は記載を省略す (注)必要に応じて、記載枠を追加・3	により別紙書面を添 b使用すること。 5ことができる。 (全ての項目	え届出します。	〔目に共通)	年	月	Ħ	(注)役員の変更の (注)該当しない項	殿 可法等の規定によ みの場合に本様式を使用す 自は記載を省略すること。 、記載枠を追加・拡大また	り別紙書面を添っ 「ること。 『できる。(全ての項目	上届出します。	目に共通)	年	月	
(ふりがな) 届出者の氏名又は名称							(ふりがな) 届出者の氏名	又は名称						
届出者の住所							届出者の住所							
電話番号							電話番号							
1 役員の変更 [現在の役	員及び辞任した役員〕						1 役員の変	更〔現在の役員及び	『辞任した役員』					
	POS ENTINOCHE PARTICIPATION	及び就任年月日							現在の役員及	ren - romagny const. Actions 2				_
役員氏名	í	役職名	(年年	月	日)		役員氏名		役職名	(年年	月日	日
	+		- (年	月月	日)					- (年	月月	日日
			(年	月	日)					(年	月	日
			(年	月	日)					(年	月	日
			(年	月	日)					(年	月	B
			(年年	月月	日)	1				(年年	月月	日日
			(年	月	日)					(年	月	日
	-		(年	月	日)			15		(年	月	H
			(年	月	日)					(年	月	Ħ
	辞任した役員	及び辞任年月日				1			辞任した役員	び辞任年月日				
役員氏名	i	役職名	(年	月	日)		役員氏名		役職名	(年	月	日
			(年	月	日)					(年	月	日
			(年年	月月	日)			-		(年年	月月	日日
			(年	月	日)					(年	月	B
			(年	月	日)					(年	月	H
			(年	月	日)					(年	月	Ħ
			(年年	月日	日)					(年年	月日	日日
	<u> </u>		(4-	л	эн <i>)</i>			k		(-1-	Л)H
			(年	月	日)					(年	月	_

	2 役員の変更に係	ス東紫坦			2 役員の	変更に係る事業場		
3 宣誓書 <u> </u>			認証番号	事業場の名称			認証番号	事業場の名称
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。	positive to	7/2/11/1	pulation 5	7700000		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		2 21 21
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。								
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。								
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。								
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。								
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。			+					
道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。								
(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を名略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 資質者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名するといても記載すること。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、宣報者名略することができる。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、記載することができる。 (注) 資質者の民産とおよ込金に記載することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略することができる。	3 宣誓書				3 宣誓書			
(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を名略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 資質者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名するといても記載すること。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、宣報者名略することができる。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、記載することができる。 (注) 資質者の民産とおよ込金に記載することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略することができる。					<u>私</u>	13. Wentsers West Tableto o o A fee	a verte o Divertilla do	. w 1 3 mb de51 de 1.
(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を名略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 資質者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名するといても記載すること。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、宣報者名略することができる。 (注) 宣誓者の提品は、当該人企業が宣誓する場合は、記載することができる。 (注) 資質者の民産とおよ込金に記載することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略することができる。	道路運送車両法領	第80条第1項第2号に該	当しないことを確認しま	ました。 <u>チェック欄 口</u>	私達(役員	は、追路連达単両法界80余男	1 項第2号に該当しない	いことを旦營します。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。 (注) 個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私」(役員)」の文字に○を記載すること。 (注) 宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名といても記載すること。 (注) 法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名といても記載すること。 (注) 法人企業が宣誓する場合は記載を名略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を名略できる。	(2F) (258) 40 - 3 (10) - 3 (10) - 3 (10)	Autoritis (Material V v 1 12 or 5 V						
(注) 宣螫者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 法人企業が宣螫する場合は、宣螫者の役職名についても記載すること。 (注) 宣螫者の別に療出する場合は記載を省略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。	(注)役員の辞任のみの場合に	記載を省略できる。						
(注) 宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。 (注) 役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。	_				(注)個人事業者 (注)宣誓者の氏	にあっては「私」、法人企業にあっては「私達 名を記載し押印することに代えて署名することが	(役員) 」の文字に○を記載する ヾできる。	<u> 5こと。</u>
(注) 役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。	備考				(注)法人企業が	宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載	なすること。	
					(注) 役員の辞任	のみの場合は記載を省略できる。		
備考								
					CHE - Te			
					順考			
					 			

		73 3/154
第6号様式(略)	第6号様式(略)	
\(\frac{1}{2} \) \(\fra	NA - A MAN - AURA	

	自動車特定整備事業	きの証明願
北陸信越運	輸局長 殿	
年	月 日 (願出人) <u>氏名又は名称</u>	
	A- 5C	
下記のとおり木	<u>住</u> <u>所</u> 目違ないことを証明願います。	_
認 証 番 号	認 証 番 号	認 証 年 月 日
認証年月日		年 月 日
事業者の氏名又は		
名称・住所		
事業場の名称・所		
在地	Me SS de Milade 1 III de Mil	車 軽自動車
事業の種類	普通自動車 ・ 小型自動	中 軽自動車 小四 [原機・動力を達・老子・操縦・制動・総断・連結
	·自助重于通補助]	・自助展上・運動的]
	普中「阴酸機・動力伝達・老子・操縦・制動・緩衝・連結	小三[原酵機・動力伝達・老子・操従・制動・緩衝・連結
対象とする自動車	• 自喷磨子• 避予權力]	•自動曆子•避香脚]
の種類、整備及び	普小「原験機・動力伝達・老子・操縦・制動・緩衝・連結	小二【原動機·動力伝達·走行·機能·制動·緩衝·邁結】
装置の種類	•自動重子・通 補助]	
	普乗[原酸機·動力伝達·老丁·操從·制動·緩衝·連結	軽 [用動機・動力伝達・走子・操縦・制動・緩衝・連結
	·自盼重子·避·補助]	·自助實子·逐漸助]
※※※※四の旧台	大特 [飛機·動伝達·老子·操從·制動·緩衝·連結]	
業務範囲の限定認証の条件		
(削る)		
(11) 27		
		第 号
上記のとおり相違	堂ないことを証明する。	
年	月 日	
		北陸信越運輸局長印

(日本産業規格A列4番)

	自動車特定整備事業の証明願
北陸信越運	輸局長 殿
年月	
平)	(願出人)
	氏名又は名称 印
	ZVHZNIW HTT
	住 所
下記のとおり木	目違ないことを証明願います。
認証番号	認 証 番 号 認 証 年 月 日
認証年月日	年 月 日
事業者の氏名又は	
名称・住所	
事業場の名称・所	
在地 事業の種類	普通自動車 · 小型自動車 · 軽自動車
手来ック軍規	普大 [順機·動石達·老子·操修·制動·經濟·進告 小四 [原職機·動石達·老子·操修·制動·經濟·進告
	·自動館子遊補助] ·自動館子遊補助]
	普中「順機·動力伝達·老子·操從·制動·緩衝·連結 小三「順機·動力伝達·老子·操從·制動·緩衝·連結
対象とする自動車	・自動重子・運輸助]
の種類、整備及び	普小[『剛機·助灯伝達·老行·操縦·制動·緩衝·進結 小二[『剛機·助灯伝達·老行·操縦·制動・緩衝・進結]
装置の種類	·自助通子·避剂助]
	普乗 原職機・動伝達・老子・操縦・制動・緩衝・連結 軽 原職機・動な産・老子・操縦・制動・緩衝・連結
	・自動展子・選・補助] ・自動展子・選・補助] 大特[原和機・助り云達・方子・棒縦・帯助・総師・選者]
業務範囲の限定	- N-1.1 - Polastov abo Westr Vet 1 15個化 (自動化 30個形 72個目 1
認証の条件	
	及し押印することに代えて、署名(自署)することができる。
	第 号
上記のとおり相違	量ないことを証明する。
年	月 日
	北陸信越運輸局長 印

「指定自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正(新旧対照表)

新	Iβ
指定自動車整備事業事務取扱要領	指定自動車整備事業事務取扱要領
達第40号	達第40号
平成14年8月20日	平成14年8月20日
改正 達第12号	改正 達第12号
平成18年3月31日	平成18年3月31日
改正 達第20号	改正 達第20号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
改正 達第13号	改正 達第13号
平成19年8月 8日	平成19年8月 8日
改正 達第 1号	改正 達第 1号
平成20年5月 7日	平成20年5月 7日
改正 達第 2号	改正 達第 2号
平成23年4月14日	平成23年4月14日
改正 達第 2号	改正 達第 2号
平成26年7月29日	平成26年7月29日
改正 達第 2号	改正 達第 2号
平成31年4月5日	平成31年4月5日
改正 達第12号	改正 達第12号
令和2年3月30日	令和2年3月30日
改正 達第 4号	
令和2年12月24日	
第1条~第10条 (略)	第1条~第10条 (略)

第11条

 $1 \sim 3$ (略)

(削る)

には、第4号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。

第12条~第14条 (略)

附 則

(略)

附則

- 1 本達は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することがで きる。

第11条

 $1 \sim 3$ (略)

4 選任する自動車検査員が法第94条の4第5項に規定する者に該当しな いことを信じさせるに足る宣誓及び自動車検査員に選任されることへの同意 については、氏名を記載し押印したものとするが、本人が署名することによ りこれに代えることができるものとする。

4 選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合 5 選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合 には、第4号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。

第12条~第14条 (略)

附 則

(略)

第1号様式(指定)

第1号様式(指定	第	1号様式	(指定)
----------	---	------	------

指 定 番 号			
指定年月日	年	月	日

指定自動車整備事業の指定新規申請書

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

F	
(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

(注)申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。

1-① 対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車				
业各点利主办 每年	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車				
対象自動車の種類の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車				
02/60	普通自動車 (乗用)	軽自動車				
	大型特殊自動車					
	軽油を燃料とする自動車を除	•<				
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く					
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る					
	その他()				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 宣誓書

道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項 第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。

チェック欄 □

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

第1号様式(指定)

Add 1	日本学一	(445
第1	号様式	(指定

指 定 番 号			
指定年月日	年	月	日

指定自動車整備事業の指定新規申請書

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな) 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号 (ふりがな) 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

(注)申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。

1-① 対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

2,114	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車
I I de la collaboración de	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車
対象自動車の種類の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車
V2/01	普通自動車 (乗用)	軽自動車
	大型特殊自動車	
	軽油を燃料とする自動車を	除く
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガス	を燃料とする自動車を除く
の別	カタピラ付大型特殊自動車	に限る
	その他()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 宣誓書

私 は、道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第 私達(役員) 2号口からニまでに該当しないことを宣誓します。

宣誓者

印

- (注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達(役員)」の文字に○を記載すること。
- (注) 宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。 (注) 法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。 (注) 宣誓者を別に提出する場合は記載を省略することができる。

第1号様式(指定)	第1号様式(指定)
1-③~5 (略)	$1 - 3 \sim 5$ (略)

第2号様式(指定)

指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申請)します。 (注)届出たあっては「電間」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。 (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮かすることができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
届出者の氏をおけなか	
申請者の氏名又は名称	
Eurak.	
伸出者 申請者	
電話番号	
(ふりがな)	
(30-3 11-32)	
事業場の名称	
N MARKET POR CONTRACT	
事業場の所在地	
事未物(2)月112世	
電話番号	
District No. 10	
指定番号	
(書正文)	

届出・申請の変更内容	変更年月日	年	月	月
屋内作業場の位置又は面積	対象とする自	動車の種類	【変更	申請】
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の	限定	変更	申請】
自動車検査用機械器具設備(共用設備)				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-① 対象とする自動車の種類の変更

	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車
対象自動車の種類	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車
の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車
	普通自動車 (乗用)	軽自動車
	大型特殊自動車	

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

1-② 業務の範囲の限定(指定)の変更

1 ② 米物の範囲の放足	(11)(E)	97及文
		軽油を燃料とする自動車を除く
業務の範囲の限定		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
の別		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他(

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎ kg定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

第2号様式(指定)

指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申請)します。 (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に〇を配載すること。 (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)
届出者 の氏名又は名称 印 田田書 の氏名又は名称 日 日 田田書 の住所 申請者 の住所 東語番号 (ふりがな) 事業場の名称 事業場の所在地 電話番号

指定番号 (注)届出者若しくは申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。 なお、届出にあっては、氏名又は名称を記名し、押印を省略することができる。

届出・申請の変更内容	変更年月日	年	月	日
屋内作業場の位置又は面積	対象とする	自動車の種類	【変更	申請】
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の	り限定	変更	申請】
白動車給杏田機械器具設備(出用設備)				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-① 対象とする自動車の種類の変更

	普通自動車 (大型)	小型四輪自動車
対象自動車の種類	普通自動車 (中型)	小型三輪自動車
の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車
	普通自動車 (乗用)	軽自動車
	大刑特殊白動市	

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

1-② 業務の範囲の限定(指定)の変更

	軽油を燃料とする自動車を除く
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る
F	その他(

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

第2号様式(指定)	第2号様式(指定)
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)
第3号様式(指定)	第3号様式(指定)
(略)	(略)

第4号様式(指定)

第4号様式(指定)

自動車検査員(選任・変更)届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて(選任・変更)します。 (注) 自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に〇を記載すること。 (注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)		
届出者の氏名又は名称		
届出者の住所		
電話番号		
(ふりがな)		,
事業場の名称		
事業場の所在地		
電話番号		,
长台來日		

1 自動車検査員の選任

(ふりがな) 氏名												
生年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習実施運輸局												
教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習修了証書番号												
再教習実施運輸局												
再教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
再教習修了証書番号												
選任年月日	,	年	月	日		年	月	日		年	月	日
兼任の有無	有		無		有		無		有	•	無	
道路運送車両法第94条の4第 つ、自動車検査員に選任する を確認しました。	ることに	同意		٢	(氏名) (氏名) (氏名)			·				
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載	皮を省略す	ることが	ぶできる 。		Si							

第4号様式(指定)

第4号様式(指定)

自動車検査員(選任・変更)届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて(選任・変更)します。 (注)自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に〇を記載すること。 (注)必要にむて、記載体を通加・並大または削除・縮小することができる。(全での項目に共通)

(ふりがな)	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

1 自動車検査員の選任

(ふりがな) 氏名												
生年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習実施運輸局												
教習修了年月日	nis	年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習修了証書番号								ı				
再教習実施運輸局												
再教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
再教習修了証書番号	200											
選任年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
兼任の有無	有	•	無		有	•	無		有	•	無	
	-24-12				(氏名)						1	印
道路運送車両法第94条の4第5項に該当しないこと を宣誓し、且つ、自動車検査員に選任されること										囙		
に同意します。	1-2	,			(氏名)						10	印

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。 (注)氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第4号様式(指定)	第4号様式(指定)
$2 \sim 4$ (略)	$2\sim4$ (略)
第5号様式~第6号様式	第5号様式~第6号様式
(略)	(略)

第7号様式	第7号様式
指定自動車整備事業の証明願	指定自動車整備事業の証明願
北陸信越運輸局長 殿	北陸信越運輸局長 殿
年 月 日	年 月 日
(顧出人) <u>氏名又は名称</u>	(顧出人) 氏名又は名称 <u>印</u>
住 所	住 所
下記のとり相違ないことを証明願います。	下記のとり相違ないことを証明願います。
指 定 番 号	指 定 番 号 指 定 年 月 日 指 定 年 月 日 年 月 日
事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所	事業者の氏名又は 名 称 ・ 住 所
事 業 場 の 名称・所在地	事 業 場 の 名称・所在地
対象とする自動車の種類	対象とする自動車の種類
業務範囲の限定	業務範囲の限定
(削る)	備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。
第 号 上記のとおり相違ないことを証明する。	第 号 上記のとおり相違ないことを証明する。
年 月 日	年 月 日
北陸信越運輸局長 印	北陸信越運輸局長 印
(日本産業規格A列4番)	(日本産業規格A列4番)

「優良自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正(新旧対照表)

新	旧
優良自動車整備事業事務取扱要領	優良自動車整備事業事務取扱要領
達第 13 号	達第 13 号
平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 3 月 31 日
改正 達第 15 号	改正 達第 15 号
平成 19 年 8 月 8 日	平成 19 年 8 月 8 日
改正 達第3号	改正 達第 3 号
平成 26 年 7 月 28 日	平成 26 年 7 月 28 日
改正 達第3号	改正 達第3号
平成 31 年 4 月 5 日	平成 31 年 4 月 5 日
改正 達第 13 号	改正 達第 13 号
令和2年3月30日	令和2年3月30日
改正 達第 4 号	
<u> </u>	
第1条~第8条 (略)	第1条~第8条 (略)
附則	附則
(略)	(略)
附則	
1 本達は、令和3年1月1日から施行する。	
2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができ	
<u> 3.</u>	

笜	1	号様式	(優	白
匆	1	ケークイス・トレ	【】変	\mathbb{R}

第1号様式(優良)

優良自動車整備事業者認定申請書

展设

年 月 日

申請者の氏名又は名称

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

			名	1		称						所 在	在 地			
事業場																
認定の 種類																
実施しる整備の範囲																
事業場 管理責 任者	氏 名 最終卒業又は修業学校名						ED.	実務年数	担当業務名			摘要				
主任技	氏 名 最終卒業又は修業学校名					19	実務年数	担	当業務名		报	夢				
術者																
			整備			Ħ	±:	士数		整備士以外の工員数						
工員の	作業別	合計	一級	二級	三級	タイヤ	電気装置	車体	小	計	経験3年 以上の者	経験1年 以上3年 未満の者	経験1年 未満の者	小	計	摘要
構成及 び技能																
程度																
									L					_		
	A 91.								L	_				_		
認定を	合計								_		l		l .			
受けよ うとす																
る作業 区分																

(削る)

第1号様式(優良)

第1号様式(優良)

優良自動車整備事業者認定申請書

殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称 印

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

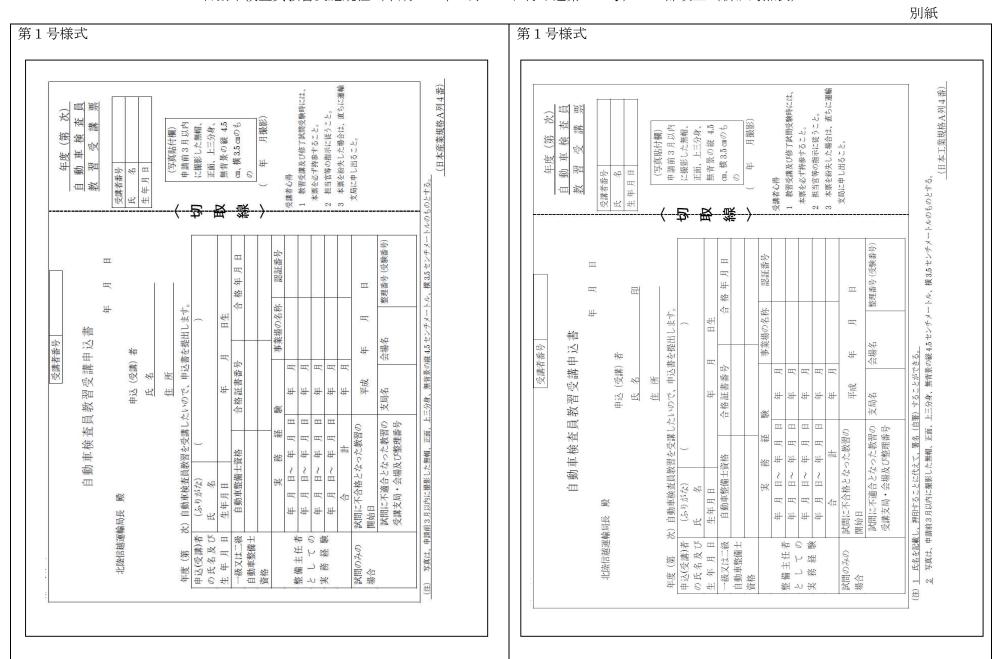
			名	1		称						所	在 地			
事業場																
認定の 種類																
実施しる 整備の 選用																
事業場 管理責 任者	氏	氏 名 最終卒業又は修業学校名					9	 寝務年数	数担当業務名			报	摘要			
主任技術者	氏	名		最終卒業又は修			多業学	学校名 実務年数			尽務年数	担当業務名			摘要	
				整備		ή	士 数				男	を備士以外の工員数				5355
工員の	作業別		一級	二級	三級	タイヤ	電気 装置	車体	小	計	経験3年 以上の者	経験1年 以上3年 未満の者	経験1年 未満の者	小	計	摘要
構成及 び技能																
程度																
							_		_	_						
	合計		_						H	_						
認受うる とよす業 区分													•			

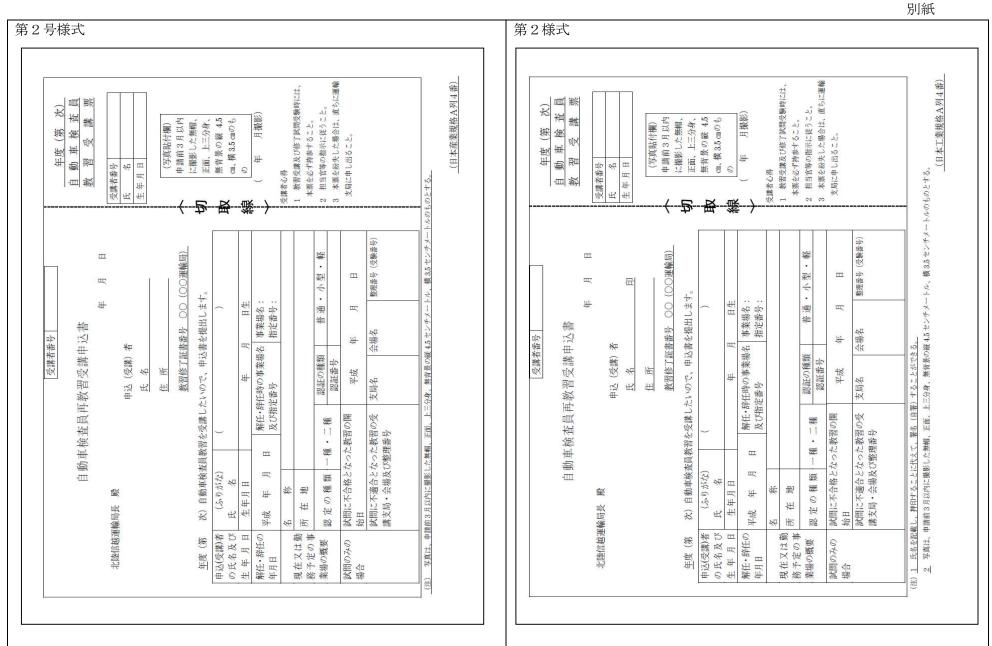
備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

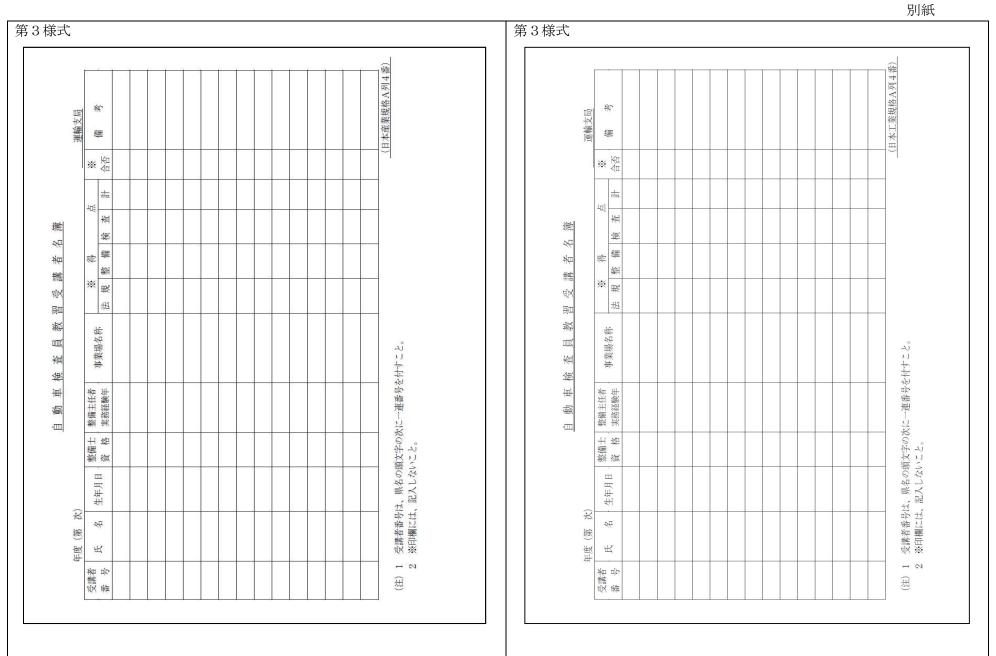
52号様式(優良)~第4号様式	第2号様式(優良)~第4号様式	
(略)	(略)	

 優良自動車整備事業者の証明願 北陸信越運輸局長 殿 年 月 日 (願出人) 氏名又は名称 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 認 定 番 号 認 定 年 月 日 認 定 年 月 日 認 定 年 月 日 認 定 の 種 類 	優良自動車整備事業者の証明願 北陸信越運輸局長 殿 年 月 日 (願出人) 氏名又は名称 印 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 認 定 番 号 認 定 年 月 日
年 月 日 (願出人) 氏名又は名称 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 認 定 番 号 認 定 年 月 日 認 定 年 月 日 年 月 日	年 月 日 (顧出人) 氏名又は名称 中 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 認 定 番 号 認 定 年 月 日
(願出人) 氏名又は名称 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 記 認定番号 認定毎月日 認定年月日 年月日	(顧出人) 氏名又は名称 印 住 所 下記のとおり相違ないことを証明願います。 記 認定番号 認定番号 認定番号 認定年月日
記 認 定 番 号 認 定 番 月 日 認定年月日 年 月 日	記 認定番号 認定番号 認定年月日
認 定 番 号	認定番号 認定番号 認定年月日
認定の種類	認 定 年 月 日 年 月 日
	認定の種類
事業者の氏名 又は 名称及び住所	事業者の氏名 又は 名称及び住所
事業場の名称	事業場の名称
事業場の所在地	事業場の所在地
(削る)	(注) 氏名を記載し押印することに代えて、署名(自署)することができる。
第 号 上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 北陸信越運輸局長 印	第 号 上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 北陸信越運輸局長 印

				73,1147
新			旧	
自動車検査員教習実施規程			自動車検査員教習実施規程	
	達 第 44 号			達 第 44 号
7	平成15年2月13日			平成15年2月13日
改正	達 第 9 号		改正	達 第 9 号
	平成16年1月20日			平成16年1月20日
改正。	善 第 3 号		改正	達 第 3 号
	平成23年4月14日			平成23年4月14日
改正 追	善 第 8 号		改正	達第8号
Ţ	平成27年1月30日			平成27年1月30日
改正 遠	善 第 4 号			
<u>-</u>	令和2年12月24日			
第1条~第10条(略)		第1条~第10条(略)		
NA TAKE NA TO NE (NH)				
附則		附則		
(略)		(略)		
附則				
1 本達は、令和3年1月1日から施行する。				
2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を	を使用することができ			
<u>5.</u>				
		別表1~別表2(略)		
別表1~別表2(略)		加		
·				





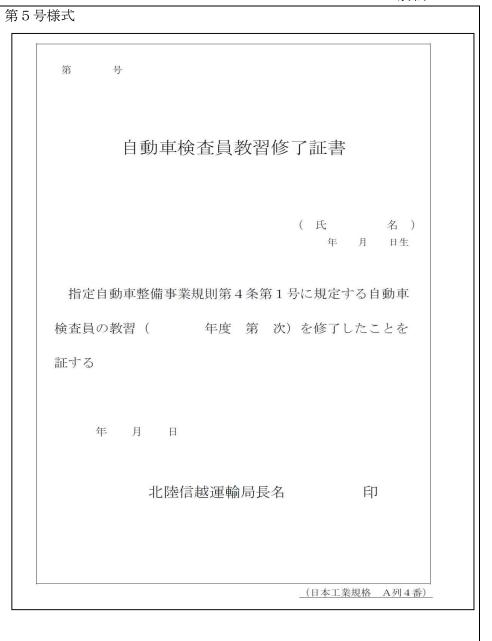


第4号様式 自動車検査員教習実施状況報告 年度(第次) 運輸支局 実施年月日 月 日~ 月 日 月 日~ 月 日 実施場所 …… 運輸支局職員 その他 教 習 科 目 教習時間 考 基礎法令 H 教習科目整備関係 H 及び時間検査関係 その他 Η 合 計 H 受講申込書受付件数 教 習 受 講 者 数 修了試問受験者数 教習未受講者の受講者番号修了試問未受験者の受講者番号 受講者等 備 (日本産業規格A列4番) (注) 本報告書は、教習修了試問の答案用紙に添えて提出すること。

第4号様式

実施年月日		J	1	日~	月	I	1			月		日~	~	月		日
実施場所																
講師	運輸	支局の		5												
		習科		教習時	削		1	備						考		
	2.38-77.	进 进 注	90770	D.L.	Н		į.	ans.								
教習科目	整(浦 関	係		Н											
及び時間	検	査 関	係		Н											
	そ	0)	他		Н											
	合		計		Н											
	受講	申込	書受	付件数	教	習	受	講	者	数	修	了:	試問	月受!	険 者	針数
				人					人	El .	>				J	
	教習	未	受講	者の受	講	者番	号	修	了試	問末	三受!	験	者の	受講	者者	番号
	3															
	65															
受講者等																
	42															
	c2															
/#:																
備考																
備考										1	n 4-		W- 1-17	各 A 3	cut a	317. \

第5号様式 第 号 自動車検査員教習修了証書 (氏名) 年 月 日生 指定自動車整備事業規則第4条第1号に規定する自動車 検査員の教習(年度第次)を修了したことを 証する 年 月 日 北陸信越運輸局長名 印 (日本産業規格A列4番)



第6号様式 自動車検査員再教習修了証書 (氏名) 年 月 日生 (教習修了証書番号)○○○(○○運輸局) 指定自動車整備事業規則第4条第1号に規定する自動車 検査員の教習 (年度第次)を修了したことを 証する 年 月 日 北陸信越運輸局長名 (日本産業規格A列4番)

第6号様式 第 自動車検査員再教習修了証書 (氏名) 年 月 日生 (教習修了証書番号)○○○(○○運輸局) 指定自動車整備事業規則第4条第1号に規定する自動車 検査員の教習 (年度第次)を修了したことを 証する 年 月 日 北陸信越運輸局長名 印 (日本工業規格 A列4番)

第7号様式 自動車検査員教習修了証明願 年 月 日 北陸信越運輸局長 殿 氏 名 指定自動車整備事業規則第4条第1号の自動車検査員の教習を下記のとおり 修了した旨の証明を願います。 記 教習修了者氏名 生 年 月 日 年 月 日 教習修了年月日 年 月 日 修了証書番号 (番 上記のとおり自動車検査員の教習を修了したことを証明する。 年 月 日 北陸信越運輸局長 印 (日本産業規格A列4番) (削る)

第7号様式

自動車検査員教習修了証明願

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

氏 名

印

住__ 所

指定自動車整備事業規則第4条第1号の自動車検査員の教習を下記のとおり 修了した旨の証明を願います。

記

教習修了者氏名				
生 年 月 日	年	月	H	
教習修了年月日	年	月	日	
修了証書番号				

(番 5

上記のとおり自動車検査員の教習を修了したことを証明する。

年 月 日

北陸信越運輸局長 印

(日本工業規格A列4番)

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名(自署)することができる。

別紙

	力引起
新	III
移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領	移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領
達第17号	達第17号
平成19年2月26日	平成19年2月26日
改正 達第 8 号	改正 達第 8 号
平成26年3月27日	平成26年3月27日
改正 達第 9 号	改正 達第 9号
平成27年2月26日	平成27年2月26日
改正 達第 4号	
<u>令和2年12月24日</u>	
第1~第3 (略) 第4 申請者等 基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとす る自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うも のとする。 2 <u>削除</u>	第1~第3 (略) 第4 申請者等 1 基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとす る自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うも のとする。 2 一般乗合旅客自動車運送事業者から基準適用除外の認定の申請を委任 された当該事業者の営業所の長は、前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客 自動車運送事業者に代わって基準適用除外の申請を行うことができる。この 場合は、申請書に委任状を添付するものとする
第5~第11 (略)	第5~第11 (略)
附 則	附 則
	(略)
(MI)	
附 則 1 本達は、令和3年1月1日から施行する。 2 申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	

第1号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定申請書

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたい ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項

及び内容

- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

削除

(2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第1号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定申請書

年 月

北陸信越運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称住所

囙

日

下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたい ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項

及び内容

- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 - (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
 - (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

別紙

- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載す (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載 る。 する。 (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。 (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。 (5) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、 (6) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、 車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に
- 申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
- (7) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時 に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第2号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 認定番号及び認定年月日
- 4 変更事項及び変更事由
- 5 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

削除

(2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第2号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

北陸信越運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

在

正

囙

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 認定番号及び認定年月日
- 4 変更事項及び変更事由
- 5 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 - (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
 - (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

別紙

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書

殿

北陸信越運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車 について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、 基準適用除外を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号又は製造番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
- 5 基準適用除外の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。
- (2) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書

番 号 年 月 日

殿

北陸信越運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車 について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、 基準適用除外を認定する。

訂

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号又は製造番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
- 5 基準適用除外の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。
- (2) 一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。

別紙

別表 (略)	





殿





国自総第283号 令和2年12月23日

各地方運輸局長 沖縄総合事務局長

国土交通省自動車局長(公印省略)

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき、申請書等(国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。)に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(令和2年政令第363号)」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)」により改正し、関係自動車局長通達(平成23年7月1日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。以下同じ。)については、本通達により下記のとおり改正することとした。このため、令和3年1月1日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

記

- 1. 以下の通達について、別紙のとおり改正する。
 - ○自動車検査業務等実施要領について(依命通達)(昭和36年自車第880号)
 - ○自動車重量税法等の施行に伴う事務の取扱いについて (昭和 46 年自管第 143 号・自車第 579 号)
 - ○リコールの届出等に関する取扱要領について(平成6年自審第1530号)
 - ○改造自動車等の取扱いについて(平成7年自技第239号)
 - ○自動車整備士養成施設の指定等の業務取扱いについて(平成8年自整第162号)
 - ○基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成9年自技第193号)
 - ○自動車型式認証実施要領について(依命通達)(平成10年自審第1252号)
 - ○装置型式指定実施要領について(依命通達)(平成 10 年自技第 215 号、自審第 1253 号、 自環第 222 号)
 - ○輸入自動車特別取扱制度について(平成 10 年自審第 1255 号)
 - ○道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領(平成 14 年国 自審第883号)

- ○自動車整備士技能検定規則における登録試験事務取扱要領の制定について (平成 15 年国自 整第 109 号)
- ○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について(平成 15 年国自整第 216 号)
- ○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備命令制度の運用について(平成 15年国自整第 217号)
- ○特定後付装置のリコール届出等に関する取扱要領について(依命通達)(平成 15 年国自審第 504 号)
- ○自動車整備士技能検定の実施要領の整備について (平成 16 年国自整第 176 号)
- ○使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の取扱いについて(平成16年国自管第67号)
- ○自動車登録業務等実施要領の制定について(平成18年国自管第166号・国自技第232号)
- ○移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について(依命通達)(平成19年国自技第200号)
- 〇自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目(依命通達)(平成 19 年国自環 第 249 号)
- ○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について(平成 21 年国自環第 109 号)
- ○超小型モビリティの認定要領について(依命通達)(平成25年国自技第203号)
- ○貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について(平成 25 年国 自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号)
- ○公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について (平成 27 年 国自技第 63 号)
- ○標準仕様ノンステップバス認定要領について(平成27年国自技第75号)
- ○共通構造部型式指定実施要領について(依命通達)(平成28年国自審第534号)
- 〇共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領について(依命通達)(平成 28 年国自審第 535 号)
- ○「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成 29 年国土交通省告示 1154号)に係る取扱要領について(平成 29 年国自審第 1579号、国自技第 171号、国自整第 233号、国自情第 177号)
- ○遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領(依命通達)(平成 30 年国 自技第 256 号)
- 〇共通構造部(協定規則第0号)型式認証実施要領について(依命通達)(平成 31 年国自審第 2109号)
- ○自動車の特定改造等の許可実施要領について(依命通達)(令和2年国自審第738号)
- 2.1. に掲げるもの以外の自動車局長通達による申請書等についても、署名又は押印を不要とする。
- 3. 本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について 新旧対照表

○自動車検査業務等実施要領について (昭和 36 年自車第 880 号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第3章 自動車の検査(事務関係) 3-2 (申請書の受理) 3-2-1・3-2-2 (略) 3-2-3 <u>削除</u>	第3章 自動車の検査(事務関係) 3-2(申請書の受理) 3-2-1・3-2-2 (略) 3-2-3 申請書に氏名を記載し押印することに代えて署名しているときは、楷書体で明瞭に申請者の氏名が記載されており、当該署名による氏名の照合に支障のないことを確認するものとする。
3-2-4~3-2-8 (略)	$3-2-4\sim3-2-8$ (略)
第4号様式 自動車検査記録簿(乙) (表)	第 4 号様式 自動車検査記録簿(乙) (表)
(略) (日本 <u>産業</u> 規格 B列 5 番) (裏)	(略) (日本 <u>工業</u> 規格 B列5番) (裏)
(略)	(昭)

○自動車重量税法等の施行に伴う事務の取扱いについて (昭和 46 年自管第 143 号、自車第 579 号) (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)
8 軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の(1)から <u>(3)</u> までにより軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。	8 軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の(1)から <u>(4)</u> までに より軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。
(1) 軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければならないことを請求者に周知させておくこと。 (2) 軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5年間保存しなければならない。 (3) 軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書を提出させるものとする。	(1) 軽自動車届出済証の返納があったときは、軽自動車届出済証返納証明書交付請求書(第8号様式)を提出させ、軽自動車届出済証と当該請求書の内容を照合確認し、請求書とともに編綴してある軽自動車届出済証返納証明書(第8号様式の2)にシールプレスして交付すること。 (2) 軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければならないことを請求者に周知させておくこと。 (3) 軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5年間保存しなければならない。 (4) 軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車届出済証返納証明書交付請求書に「再交付」と明確に記載させて提出させるものとする。この場合には、紛失等の事実を記載した書面を添付させるとともに、当初の請求書に再交付年月日及び再交付の理由を記載しておくこと。 第1~3号様式 (略)
第4号様式	第4号様式

第4号様式

自動車重量税過誤納証明書交付請求書

自動車登録番号(車両 番号)又は車台番号											
選輪支局長 殿 水 名				(氏:	名又に	は名称)					
運輸支局長 殿 者	年 月	日	言青								
下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。 自動車の			求	(住	戸	斤)					
下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。 自動車の	運輸支馬	号長_殿	者								
自動車の				GBC	各先電	活番号)					
区分等 の交付等を受けることをやめた目 年月 自動車登録番号(車両番号)又は車台番号 二車両重量 車両総重量 自動車重量税額 正当額	下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。										
自動車登録番号(車両番号)	自動車の	自乗	車検査	証の	交付(等の日又は	そ				
番号)又は車台番号	区 分 等	の交	で付等を	受け	ること	とをやめた	B		年	月	日
自動車重量税額	自動車登録番号(車両					車両重:	最				kg
自動車重量税額 正 当 額 過 誤 納 額 週 決 納 額 過 誤 納 額 □ 1 日 紙 納 付 □ 電子 納 付 □ 額 収 証 書 □ 2 日 額 収 証 書 □ 2 日 級 投 証 書 □ 2 日 級 収 証 書 □ 2 日 級 収 証 書 □ 2 日 収 収 証 書 □ 2 日 級 収 証 書 □ 2 日 収 収 証 書 □ 2 日 級 収 証 書 □ 2 日 収 収 証 書 □ 2 日 級 収 証 書 □ 2 日 収 収 証 書 □ 2 日 級 収 書 毎 0 日 産 番 号 2 日 図 会 額 回 は 記 号 番 号 2 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 号 3 日 図 日 図 号 3 日 図 3 日 図	番号)又は車台番号					車両総重:	歇				
過 誤 納 額 □ とり や め □ 過 大 納 付 回 報 納 付 可 紙 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 中 級 証 書 □ 還付金の預貯金口座級込払を希望する場合 銀行金・支店・支店 □ 座番号 区 出張所・支店 □ 上記以外の場合 単 近記号番号 本所・支所 □ 上記以外の場合 郵便局 第 乗上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明) 第 乗 月 日		紳	付	200							円
過 誤 納 の 理 由 □ と り や め □ 過 大 納 付 割 付 方 法 □ 印 紙 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 子 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 平 納 付 □ 電 平 約 位 収 額機関名 □ 電子 約 付 □ 電 平 約 位 収 額機関名 □ 電子 約 付 □ 電 平 約 位 収 額機関名 □ 電子 2 場合 銀行 ② 金庫・組合 銀行 ② 金庫・組合 □ 銀行 ② 全庫・組合 □ 銀 回 車	自動車重量税額	ΙE	4	% 00							円
新 付 方 法		過器	具 納	額							円
納付方法 □電子納付 収額機関名 □額収証書 □湿付金の預貯金口座振込払を希望する場合 銀行金庫・組合 銀金種別 普通・当座・通知 金庫・組合 現金種別 普通・当座・通知 本店・支店 口座番号区 出張所・支所 は記号番号 本所・支所 は記号番号 本所・支所 郵便局 衛者 季上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明)第 号 毎日 日	過誤納の理由		とり	40	85			過	大	紳	付
□ 額 収 証 書 □ 2 個 収 証 書 □ 2 回 収 証 書 □ 2 回 回 収 証 書 □ 2 回 回 回 回 回 歴 振込払を希望する場合 銀庁 金庫・組合 金庫・組合 乗協・漁協 □ 2 世 番 号 又 出 張 所 ・ 支 所 □ 上記以外の場合			印紙	翁内	付		C	医銀行	2 . 3	唐名章	きを記載)
□ 還付金の預貯金口座振込払を希望する場合 銀行 金庫・組合 預金種別 普通・当座・通知 農路・漁路 円金種別 普通・当座・通知 別金種別 普通・当座・通知 別金種別 音通・当座・通知 日本店・文店 口座番号区 出張所 は記号番号 本所・支所 日上記以外の場合 郵便局 第 条上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明) 第 号 日	納 付 方 法		電子	翁内	付	収納機関:	名				
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			領 収	RIE	書						
金庫・組合 預金種別 普通・当座・通知 農協・漁協 () 本店・支店 口座番号 区		□選□	付金の	預 貯土	2口座	振込払をネ	6望	ナる:	場合		
希望する還付場所 <u>農協・漁協</u> ()) <u>本店・</u> 支店 口座番号 区出張所 <u>大店・ 支店 口座番号 区出張所 大方所 は記号番号 大斉・ 支所</u> 口上記以外の場合 郵便局 第 会 ※上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明) 第 ター 年 月 日											
本店・支店 口座番号区 出版所 は記号番号 上記号番号 上記号番号 上記号番号 本所・支所 工 上記号番号 本所・支所 工 工 工 工 工 工 工 工 工					_	預金種別					
<u>出張所</u> <u>大所・支所</u> <u>は記号番号</u> <u>本所・支所</u>	希望する還付場所						∔-	(
<u>本所・支所</u> □上記以外の場合 郵便局 備 考 ※上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明) 第											
□上記以外の場合 郵便局 備 考 ※上記のとおり過額納の事実を証明します。 (証明) 第 ラ 年 月 日						は記号番目	2				
備 考 ※上記のとおり過誤納の事実を証明します。 (証明) 第 号 年 月 日								alier to			
※ 上記のとおり過誤納の事実を証明します。(延明) 第 号年 月 日	ZAN Chr.	UE	能以外	U J 489 7	3"			3th 18	t /nj		
(証明) 第 号 年 月 日	1/18										
(証明) 第 号 年 月 日											
(証明) 第 号 年 月 日	※上記のとおり過2回納の	事実を訂	明しま	d							
年 月 日											
運輸支局長	1	B									
									運	輸支	局長

A – 4

第5~6号様式 (略)

第4号様式

自動車重量税過誤納証明書交付請求書

			(氏	名又は	は名称)				
年 月	日	言青							ED
		求	(住	戸	斤)				
運輸支局	長 殿	者							
			GE	絡先電	話番号)				
下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。									
自動車の	自勇	助車検3	査証の	交付	等の日又はそ				
区 分 等	の3	と付等 マ	を受け	ること	とをやめた日		年	月	日
自動車登録番号(車両					車両重量				kg
番号)又は車台番号					車両総重量				
	納内	付	額						円
自動車重量税額	Œ	当	額						円
	過	與 納	額						円
過誤納の理由		٤ ١				過	大	納	付
		印和	E 斜内	付		(※銀行	名・支	店名等	を記載)
納 付 方 法		電 子	- 糸内	付	収納機関名				
		領収	. ,	書					
	□還			金口座	振込払を希望	とする	場合		
			!行						
					預金種別			座•	通知
希望する還付場所			協・			(
		_	<u>店・</u> :		口座番号 <u>又</u> は記号番号				
			張所・		は記方番方				
		記以外				循环 化	更局		
備考						240	~ ///		
※上記のとおり過誤納の	事実を訂	E明 しま	す。						
(証明) 第	長	} -							
年 月	E	1							
							運	輸支	局長

A-4

第5~6号様式 (略)

第	6	号様式の	2
2/1/	\circ	13 12 200	_

第6号様式の2

自動車重量税過誤納証明書再交付申請理由書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者(使用者) 氏名又は名称 住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1) 車台番号	
再交付の理由(※2)	紛失 · 棄損
紛失・棄損の事実	
(* 3)	

注:申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

※1:納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※2:紛失又は棄損に○を付すこと。

※3:紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第6号様式の3 (略)

第6号様式の2

第6号様式の2

自動車重量税過誤納証明書再交付申請理由書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者(使用者) 氏名又は名称 住所

印

下記自動車に係る自動車重量税過誤納証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1)		
車台番号		
再交付の理由(※2)	紛失	棄 損
紛失・棄損の事実		
(※ 3)		

注:申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

※1:納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※2:紛失又は棄損に○を付すこと。

※3:紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第6号様式の3 (略

第7号様式

自動車重量税過誤納通知書再交付申請書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者(使用者) 氏名又は名称 住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1)				
車台番号				
再交付の理由(※2)	紛失	•	棄損	
紛失・棄損の事実				
(※ 3)				

注:申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

※1:納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※2:紛失又は棄損に○を付すこと。

※3:紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第7号様式の2 (略) 第8号様式 削除

第7号様式

第7号様式

自動車重量税過誤納通知書再交付申請書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者(使用者) 氏名又は名称 住所

印

下記自動車に係る自動車重量税過誤納通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1)		
車台番号		
再交付の理由(※2)	紛失 • 棄損	
紛失・棄損の事実		
(※3)		

注:申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

※1:納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※2:紛失又は棄損に○を付すこと。

※3:紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第7号様式の2 (略)

第 0 万 像 八

第8号様式の2 削除

軽自動車届出済証返納証明書交付請求書										
		車両番	뮥							
表表(使用者)の氏名又は名称		車	名				型	式		_
	Ð	車台番	号						1	_
住所		原動機の	型式							_
有者の氏名又は名称		乗車定	員			最大積	載量			ŀ
		- 一手	の別		家用 業用	用途等σ				_
所		総排気量2定格出				軽自動車認定 電				_
用の本拠の位置		長さ		m	幅		m	高さ		_
		返 納 事	曲		1. 一時	持使用中止	<u> </u>	2. 滅失	・解体	_
		備考	_	_		_	_			_
成 年 月 日										
運輸支局長 殿										
		且	. 氏名	<u>{を記載 </u>	し、押印する	ることに代	<u>えて、署</u>	名すること	<u>:ができる。</u>	_
		当	<u>. 氏名</u>	<u>るを記載</u>	し、押印する	<u>ることに代</u>	<u>えて、署</u>	名すること	<u>-ができる。</u>	
育8号様式の2		<u> </u>	<u>氏</u> 4	<u>3を記載</u>	」、押印すネ	<u>ることに代</u>	<u>えて、署</u>	名すること	<u>:ができる。</u>	
98号様式の2 88号様式の2		<u>i</u>	氏名	<u>3を記載</u>	<u>し、押印す</u> 。	<u>ることに代</u>	<u>えて、署</u>	<u>・名すること</u>	<u>:ができる。</u>	
		車両番		3を記載	<u>し、押印す・</u>	<u>ることに代</u>	<u>えて、署</u>	<u>名すること</u>	<u>-ができる。</u> 	_
58号様式の2				<u>名を記載</u>	<u>し、押印す</u>	<u>ることに代</u>	ı	<u>名すること</u> ! 式	上ができる。	_
第 <u>8号様式の2</u> 軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用)		車両番	· 号	<u>名を記載</u>	<u>し、押印す</u>	<u>ることに代</u>	ı		とができる。	_
第 <u>8号様式の2</u> 軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用)		車両番車	卡号 名	<u>名を記載</u>	<u>し、押印す</u>	ることに代	ı		<u>とができる。</u>	_
38号様式の2 軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用) 非求者(使用者)の氏名又は名称 住所		車両番車台番	F 号 名 F 号 式	名を記載		ることに代	型		<u>- ができる。</u>	
18号様式の2 軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		車 両 番 車 台 番 原動機の 乗 車 定 自家用	F 号 名 F 号 式	自	人家用		型載量		上ができる。	
38号様式の2 軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用) 非求者(使用者)の氏名又は名称 住所		車 両番車 車 台番原動機の:乗車定	手 名 号 式 員 の別 又は	自	人 家用 業用	最大積	載量の区分車型式		かできる。	

※この証明書がないと次回の届出の際軽自動車重量税が課税されますので、大切に保管してください。

平成 年 月 日

持参人氏名·電話番号

運輸支局長 殿

○リコールの届出等に関する取扱要領について(平成6年自審第1530号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
リコールの届出等に関する取扱要領	リコールの届出等に関する取扱要領
目次	目次
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
第5章 雑則	第5章 雑則
第 11・第 12 (略)	第 11・第 12 (略)
第 13 外国人等による届出等	第 13 届出書等へ記入する署名等
第 14 <u>連名による届出等</u>	第 14 届出書等への連署
第 15・第 16 (略)	第 15・第 16 (略)
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
第5章 雑則	第5章 雑則
第 13 外国人等による届出等	第 13 届出書等へ記入する署名等
(削る)	1 届出書には、押印することに代えて、届出する者(法人にあってはそ
	<u>の代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する</u>
	権限の委任を受けた者)が署名することができる。
	この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとす
	<u>るときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出す</u>
	<u>るものとする。</u>
外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出	2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届
書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができ	出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することがで
る。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」	きる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものであ
<u>旨を日本語及び英語で記入する。</u>	る」旨を日本語及び英語で記入する。
第 14 連名による届出等	第 14 届出書等への連署
複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合	複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合

		<u>連名</u> で行 ぎ 16 ()		できる	らものとする	0					<u>連署</u> で行 第 16 ()		でき	るものとする	ó.			
第	1号様式	t(リコール	·届出書)(第	第2関係)					第1号様:	式(リコール	/届出書)(領	第2関	系)				
				リコ	ール届出書				$\neg \bot$				IJ	コール届出書				
							组	F 月 日								4	Ę F	日
	国土交	通大臣	殿							国土交	を通大臣 丿	殿						
					B 山 李	4 A II A								Вш	* 0 11 2			
						の氏名									者の氏名			re.
					<u>又は</u>										t 名 称			<u>印</u>
l					<u>住</u>	所			,					<u>住</u>	所			
1 -		届出番号 		144.44		リコール	/開始日				·届出番号	L 7 = 7 7	1# \#		リコール	開始日		
			あると認める									あると認める						
1 -			兄及びその原	丛						装置又は性能の状況及びその原因								
1 1	改善措置										置の内容							
			自動車特定	整備事								自動車特定	を備事 しんりん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か					
	業者等に	周知させる	ための措置							業者等	に周知させる	ための措置						
l			1	1				1	,		T	T	1				1	
	車 名	型 式	通称名		レ対象車の車台			備考		車名	型式	通称名		-ル対象車の車台			備	青
				アル番	号)の範囲及び	製作期間	車の台数						アル	番号)の範囲及び	『製作期間	車の台数		
						合 計									合 計			
							(日本産業	規格A列4	番)							(日本産業	規格	A列4番

備考(略) 第2号様式~第9号様式(略) 第2号様式~第9号様式(略)

○改造自動車等の取扱いについて(平成7年自技第239号)

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前						
第1号様式(表面)		第1号様式(表面)						
	年 月 日					年	月	日
殿		殿						
届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先(担当者) 電 話番号 試作車・組立車等届出	±:		붕	組立車等届出書		<u>fi</u>		
政作 中 • 和亚甲等/由山青			武作里 •	租工早寺用山青				
車名・型式 種別	用途	車名・型式	種別		用途			
試作車組立車	試作車・組立車の改造	試作車		組立車	試作車	・組立車の	改造	
予定車両数 主たる使用地域		予定車両数		主たる使用地域				
車台番号		車台番号						
注:試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で	囲むこと。	注:試作車、組立車、試作車·組立耳	車の改造の欄に	は、該当するものを○で囲む	こと。			

(日本 <u>産業</u> 規格 A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格 A列4番)
第1号様式(裏面)	第1号様式(裏面)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格 A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格 A列4番)
第2号様式(表面)	第2号様式(表面)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格 A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格 A列4番)
第2号様式(裏面)	第2号様式(裏面)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格 A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格 A列4番)

改正後	改正前
第5 申請書の提出等 1. ~4. (略) 5. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とすること。	第5 申請書の提出等 1. ~4. (略) 5. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とすること。 なお、図面等でA列4番とすることが困難な場合については、折りたたんだ状態でA列4番とすること。 6. 本取扱いで規定されている申請書等のうち、押印を求めているものについては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができることとする。
第1号様式	第1号様式
指定 自動車整備士養成施設 申請書 認定 年 月 日	指定 自動車整備士養成施設 申請書 認定 年 月 日
国土交通大臣 殿 申請者 住 所 氏 名 指定 自動車整備士技能検定規則の規定により自動車整備士養成施設の を 認定 受けたいので、関係書類を添えて申請します。	国土交通大臣 殿 申請者 住 所 氏 名 <u>印</u> 氏 名 <u>印</u> 指定 自動車整備士技能検定規則の規定により自動車整備士養成施設の を 認定 受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記 記 1. 養成施設の名称 1. 養成施設の名称 2. 養成施設の所在地 2. 養成施設の所在地 3. 養成施設の代表者の氏名 3. 養成施設の代表者の氏名 指定 指定 4. 受けようとする の種類 4. 受けようとする の種類 認定 認定 5. 養成施設の課程の名称 5. 養成施設の課程の名称 6. 定員 6. 定員 7. 養成を受ける者の資格 7. 養成を受ける者の資格 8. 養成しようとする整備士の種類 8. 養成しようとする整備士の種類 9. 修業年限 9. 修業年限 (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 第2号様式 第2号様式 (略) (略) (日本<u>産業</u>規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 第3号様式 第3号様式 (略) (略) (日本<u>産業</u>規格A列4番) (日本<u>工業</u>規格A列4番) 備考 備考 (略) (略)

第4号様式	第 4 号様式
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
第5号様式	第 5 号様式
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番) 注 (略)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番) 注 (略)
第6号様式	第 6 号様式
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番) 注 (略)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番) 注 (略)
(添付様式1)	(添付様式1)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式2)	(添付様式2)
(略)	(略)

(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式3)	(添付様式3)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式4 その2)	(添付様式4 その2)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式7)	(添付様式7)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式10)	(添付様式10)
(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
(添付様式11)	(添付様式11)

(略)	(略)
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)

○「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)

改正		改正前					
別添 基準緩和自動車の認定要領 第 別表 1 (略) 別表 2 2条件並びに保安上及び公害防止		別添 基準緩和自動車の認定要領 第1~第21 (略) 別表1 (略) 別表2 2条件並びに保安上及び公害防止上の制限(第7及び第13関係)					
基準緩和項目	条件又は制限	基準緩和項目	条件又は制限				
(数字番号)	(数字番号)	(数字番号)	(数字番号)				
長さ(001)	略	長さ(001)	略				
~ ABS (068)		~ ABS (068)					
衝突被害軽減ブレーキ(074)	略	被害軽減ブレーキ(074)	略				
リアオーバーハング(017)	略	リアオーバーハング(017)	略				
│ ~ 上記の項目について基準緩和の度		│ ~ 上記の項目について基準					
合いが大きい自動車		緩和の度合いが大きい自動車					
【備考】(1)~(2) 略		【備考】(1)~(2) 略					
別表 3 ~ 4 (略)		別表 3 ~ 4 (略)					
第1号様式(第5関係)		第1号様式(第5関係)					
基準緩和認	定申請書 年 月 日	基	· 连進緩和認定申請書 年 月 日				
地方運輸局長 殿		地方運輸局長 殿					
申請者の氏々	名又は名称	申	請者の氏名又は名称 <u>印</u>				

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、 基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の熊様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備老

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)削除
- (2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3 第22号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
- (5) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

住
所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、 基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備老

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (5) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3 第22号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
- (6) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

(6)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。	(7)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
第1号様式(第5第6項関係)	第1号様式(第5第6項関係)
地方運輸局長 殿	地方運輸局長 殿
宣 誓 書	宣 誓 書
基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成9年9月 19日付け自技第193号)の第4第3項に該当する処分を受けて いないことを宣誓いたします。	基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)(平成9年9月 19日付け自技第193号)の第4第3項に該当する処分を受けて いないことを宣誓いたします。
年 月 日	<u>年月日</u>
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 印 住 所

(日本産業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の 書類を添えて申請します。

記

1 基準緩和認定番号及び認定年月日

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更申請書

年 月 日

印

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1 基準緩和認定番号及び認定年月日

2 車名及び型式 2 車名及び型式 3 種別及び用途 3 種別及び用途 4 自動車登録番号及び車台番号 4 自動車登録番号及び車台番号 5 変更事項及び変更事由 5 変更事項及び変更事由 6 変更年月日 6 変更年月日 (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 備考 備考 (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)削除 (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。 (2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。 第3号様式(第8関係) 第3号様式(第8関係) 基準緩和認定書 基準緩和認定書 番 年 月 日 年 月 日 殿 地方運輸局長 地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) \sim (3) 略

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

訂

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1)~(3) 略

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書 (継続)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住
所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定 に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を 添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書 (継続)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

印

住所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定 に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を 添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置

- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回及び前々回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の熊様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)削除
- (2)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (3) 初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくてもよい。

第5号様式(第9関係)

基準緩和認定書 (継続)

 番
 号

 年
 月

 日

- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回及び前々回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の熊様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
- (4) 初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合い外については、前々回の記載をしなくてもよい。

第5号様式(第9関係)

基準緩和認定書 (継続)

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運 送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号(車台番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運 送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

畜

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号(車台番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

第6号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書

年 月 日

地方整備局

県

市

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

- 1 申請日
- 2 申請者名
- 3 申請者連絡先

第6号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書

年 月 日

地方整備局

県

市

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

- 1 申請日
- 2 申請者名
- 3 申請者連絡先

4 車名及び型式

5 車両の諸元及び通行経路の概要(別添)

6 地方運輸局問い合わせ先

4 車名及び型式

5 車両の諸元及び通行経路の概要(別添)

6 地方運輸局問い合わせ先

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備考

(1) 5の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可 事前確認書、運行経路図とする。

第7号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書(回答)

年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

地方整備局

県

市

特殊車両通行許可事務担当課

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 5の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可 事前確認書、運行経路図とする。

第7号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書 (回答)

年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

地方整備局

県

Ħ

特殊車両通行許可事務担当課

<u>令和</u> 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る 車両が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合 に、条件を附して許可することは可能(又は不可能)であると考えているの で連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

(日本産業規格A列4番)

第8号様式 (第8及び第9関係)

番号年月日

運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿(単名)

地方運輸局長

平成 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る 車両が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合 に、条件を附して許可することは可能(又は不可能)であると考えているの で連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

(日本工業規格A列4番)

第8号様式 (第8及び第9関係)

 番
 号

 年
 月

 日

運輸支局長殿

自動車検査登録事務所長殿(単名)

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書(写)のとおり基準緩和の認定がなされたので、 基準緩和認定申請書(副)を添えて通知します。

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書(写)のとおり基準緩和の認定がなされたので、 基準緩和認定申請書(副)を添えて通知します。

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備考

(1) 各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考1 (別表第1 個別緩和・継続緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考1 (別表第1 個別緩和・継続緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
印

誓 糸勺 書

弊社が使用する車名、型式

重台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第 55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を導 守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運 送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。) は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て は致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(安全性優良事業所の場合)

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効 又は返納した場合は、速やかに報告します。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)削除
- (2)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
- (5)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用 ┃(6)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用

誓 糸勺 丰

弊社が使用する車名

、型式

重台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第 5.5条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を導 守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運 送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。) は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て は致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(安全性優良事業所の場合)

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効 又は返納した場合は、速やかに報告します。

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。

自動車の申請に限る。

(6) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2 (別表第1 一括緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

誓約書

弊社が基準緩和を申請する車名 、型式 、 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第 55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使 用者に対し、下記について周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。) は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て

自動車の申請に限る。

(7) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2 (別表第1 一括緩和の場合)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u>

誓約 書

弊社が基準緩和を申請する車名 、型式 、 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第 55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使 用者に対し、下記について周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運 送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。) は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て

はしないこと。

4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)削除
- (2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (4) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安 基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、設 計上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

はしないこと。

4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の 用に供する場合に限る。
- (5) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称印住所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安 基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、設 計上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名

氏名

連絡先

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。
- (2) 削除
- (2) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合 には、その者の証明とすることができる。

参考4 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名

氏名

連絡先

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合 には、その者の証明とすることができる。

参考4 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

印

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の 規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度 が100km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表 (要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表)

(日本産業規格A列4番)

備老

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の 規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度 が100km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表 (要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表)

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

- (2) 削除
- (2) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考5 (別表第1関係)

第 号 年 月 日

申請者の氏名又は名称住所

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、〇〇空港の制限区域内において、 緊急車両又は保安用車両のため青色 の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

- 1. 使用自動車
- (1) 車名及び型式:

- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考5 (別表第1関係)

第 号 年 月 日

申請者の氏名又は名称 <u>印</u>

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、〇〇空港の制限区域内において、 緊急車両又は保安用車両のため青色 の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

- 1. 使用自動車
- (1) 車名及び型式:

- (2) 種別及び用途:
- (3) 車体の形状:
- (4) 自動車登録番号又は車両番号:
- (5) 車台番号:
- (6) 使用の本拠の位置:
- (7)自動車の使用者:
- 2. 点滅灯火の使用区域

点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考

- (1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。
- (2) 削除
- (2) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認めた 場合には、その者の証明とすることができる。
- (3) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合 又は自動車の制限区域内車両使用承認証を返納する場合に、飛行場の 設置者等へ返納する必要がある。

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

参考6 (第15及び第19関係)

年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

- (2)種別及び用途:
- (3) 車体の形状:
- (4) 自動車登録番号又は車両番号:
- (5) 車台番号:
- (6) 使用の本拠の位置:
- (7)自動車の使用者:
- 2. 点滅灯火の使用区域

点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考

- (1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。
- (4) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合 又は自動車の制限区域内車両使用承認証を返納する場合に、飛行場の 設置者等へ返納する必要がある。

(日本工業規格A列4番)

参考6 (第15及び第19関係)

平成 年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

証明者氏名又は名称
○○○自動車株式会社
取締役社長 ◎◎ ◎◎

下記自動車は、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55 条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外 する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

- 当該自動車の車台を特定する記号
 ○○○○□△△△△
- 2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項 保安基準第○○条 △△△△

DIF

(日本産業規格A列4番)

証明者氏名又は名称
〇〇〇自動車株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

下記自動車は、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第5 5条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を 除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車でありま す。

記

- 2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項 保安基準第○○条 △△△△

以上

(日本工業規格A列4番)

参考7(別表第1関係)

第 号年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車

参考7(別表第1関係)

第 号 年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車

(1) 車名及び型式 :	(1) 車名及び型式 :
(2)種別及び用途 :	(2)種別及び用途:
(3)車体の形状 :	(3) 車体の形状 :
(4) 自動車登録番号又は車両番号 :	(4)自動車登録番号又は車両番号:
(5) 車台番号 :	(5) 車台番号:
(6) 使用の本拠の位置 :	(6) 使用の本拠の位置 :
(7) 自動車の使用者 :	(7)自動車の使用者:
2. 回転灯の使用区域	2. 回転灯の使用区域
別添参照	別添参照
備考	備考
証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。	(1) 証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。
(2) 削除	(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)	(日本 <u>工業</u> 規格A列4番)
参考8(別表第1関係)	参考8 (別表第1関係)
年 月 日	年月日
地方運輸局長 殿	地方運輸局長 殿
申請者の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称 印
住	住所

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名 、型式 、 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保 安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、 当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理 者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路(別添:運行経路図)

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 削除
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名 、型式 、 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保 安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、 当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理 者に事前に確認しております。

詣

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路(別添:運行経路図)

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

改正後	改正前
別添 自動車型式認証実施要領	別添 自動車型式認証実施要領
目次 (略)	目次 (略)
別添1 自動車型式指定実施要領	別添1 自動車型式指定実施要領
目次	目次
第1~第4 (略)	第1~第4 (略)
第 5 <u>削除</u>	第 5 <u>完成検査終了証の印鑑等の届出</u>
第6~第11 (略)	第6~第11 (略)
第12 <u>連名による記載</u>	第12 <u>連署</u>
第13 (略)	第13 (略)
第14 <u>外国人等による届出等</u>	第14 <u>申請書等に記入する署名等</u>
第15~第17 (略)	第15~第17 (略)
第1~第4 (略)	第1~第4 (略)
第5 削除	第5 <u>完成検査終了証の印鑑等の届出</u>
	1 法第75条第5項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を
	電磁的方法により登録情報処理機関に提供することのみにより完成検
	査終了証の発行を行う場合に限り、型式指定規則第6条第1項第1号
	の規定による印鑑等の届出を要しない。ただし、完成検査終了証に記
	載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する以外の
	方法により完成検査終了証の発行を行うこととした場合には、速やか
	に印鑑等の届出を行うものとする。
	2 型式指定規則第6条第1項第1号の規定により届出を行う完成検査
	終了証に記入する署名は、指定を受けた者(その者が法人であるとき
the company (max)	<u>は、その代表者)の署名とする。</u>
第6(略)	第6~第13 (略)
第7 完成検査終了証	第7 完成検査終了証
1 完成検査終了証の発行(完成検査終了証に記載すべき事項の電磁	1 完成検査終了証の発行(完成検査終了証に記載すべき事項の電磁

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。)を行う場合には、次の点に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 第12により<u>連名で</u>完成検査終了証を発行する場合にあって は、型式指定規則第8条第2項にいう「完成検査を終了した 日」は、当該自動車について当該<u>連名で記載をすべき</u>者がそれ ぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。
- 2 (略)

第8~第11 (略)

第12 連名による記載

第1第2項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連名で記載しなければならない。

 $(1) \sim (4)$

第13 (略)

第14 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第15~第17(略)

別表 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第7関係)

- 1 (1) \sim (16) (略)
 - (15) 「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。)を行う場合には、次の点に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 第12により<u>連署して</u>完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第8条第2項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該<u>連署をすべき</u>者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。
- 2 (略)

第8~第11 (略)

第12 連署

第1第2項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連署しなければならない。

 $(1) \sim (4)$

第13 (略)

- 第14 申請書等に記入する署名等
 - 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告する者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を 受けた者)が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第15~第17(略)

別表 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第7関係)

- 1 (1) \sim (16) (略)
 - (15) 「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

ただし、本要領第12により<u>連名で</u>発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16) 「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第12により<u>連名で</u>発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

(削る)

- 2 (略)
- 3 完成検査終了証の記載方法
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正すること。

(例) 1.45

1. 54

(6) 本要領第12の規定により<u>連名で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。</u>

別表 (略)

別紙3 (略)

第1号様式~第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領

目次

第1~第6 (略)

第7 外国人等による届出等

第8・第9 (略)

第1~第6 (略)

第7 外国人等による届出等

ただし、本要領第12により<u>連署して</u>発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16) 「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第12により<u>連署して</u>発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

(17) 「印鑑」

型式指定規則第6条第1項第1号又は第3号の規定により届出した 印鑑又は署名を押印又は記入すること。

- 2 (略)
- 3 完成検査終了証の記載方法

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正<u>し、訂正個所に は型式指定規則第6条第1項第1号又は第3号の規定により届出</u> した印鑑又は署名を押印又は記入すること。

(例) 1.45

1.54 即

(6) 本要領第12の規定により<u>連署</u>で発行する場合は、完成検査終 了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしてお くこと。

別表 (略)

別紙3 (略)

第1号様式~第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領

目次

第1~第6 (略)

第7 届出書等に記入する署名等

第8・第9 (略)

第1~第6 (略)

第7 届出書等に記入する署名等

(削る)

外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第8・第9 (略)

別表 (略)

第1号様式(新型自動車届出書)(第2関係)

新型自動車届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

届出者の氏名 又は名称

住所

車名及び型式	
種別	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名	
称 及 び 所 在 地	
備考	

- 1 届出書又は報告書には、押印することに代えて届出又は報告をする 者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の 代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者)が署名する ことができる。
- 2 外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第8・第9 (略)

別表 (略)

第1号様式(新型自動車届出書)(第2関係)

新型自	動車届出書			
国土交通大臣殿				
		年	月	日
	届出者の氏名 又は名称	7 □		<u>印</u>
	住所			
車名及び型式				
種別				
車台の名称及び型式				
車体の名称及び型式				
主たる製作工場の名				
称及び所在地				
備考				

(日本産業規格A列4番)

- 備考1 車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあっては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。
 - 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車 体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地 を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについ て記載すること。

(削る)

第2号様式(新型自動車変更届出書)(第4関係)

新型自動車変更届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

届出者の氏名 又は名称

住所

 車名及び型式

 変更事項及び

 変更事由

 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

- 備考1 車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあっては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。
 - 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車 体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地 を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについ て記載すること。

<u>3</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第2号様式(新型自動車変更届出書)(第4関係)

新型自動車変更届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

届出者の氏名 又は名称

印

住所

車	名	及	び	型	式	
変	更	事	項	及	び	
変	-	更	事	į.	由	
変	更	左	F	月	日	

備

老

(日本産業規格 A 列 4 番)

(削る)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要 領

目次

第1~第11 (略)

第12 外国人等による届出等

第13・第14 (略)

第1~第11 (略)

第12 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13・第14 (略)

別表 (略)

第1号様式(型式認定申請書) (第2関係)

備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

<u>備考</u> <u>印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ</u> と。

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要 領

目次

第1~第11 (略)

第12 申請書等へ記入する署名等

第13・第14 (略)

第1~第11 (略)

第12 申請書等へ記入する署名等

- 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、 届出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の ものであってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権 限の委任を受けた者)が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13・第14 (略)

別表 (略)

第1号様式(型式認定申請書) (第2関係)

i			
()型式認定申請書		()型式認定申請書
国土交通大臣殿	年	月 日	国土交通大臣殿 年 月 日
	申請者の氏名 又は名称		申請者の氏名 又は名称 <u>印</u>
	住 所		住所
車名及び型式			車名及び型式
車台の名称及び型式			車台の名称及び型式
車体の名称及び型式			車体の名称及び型式
主たる製作工場の名称及 び 所 在 地			主たる製作工場の名称及
-			び所在地
完成検査を実施する工場			完成検査を実施する工場
の名称及び所在地			の名称及び所在地
備考			備考
	(日本産業	規格A列4番)	(日本産業規格A列4番)
備考1~3 (略)			備考1~3 (略)
(削る)			4 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ
第2号様式(変更承認申請書)	(第7関係)		第2号様式(変更承認申請書)(第7関係)

) 変更承認申請書 国土交通大臣殿 年 月 日 申請者の氏名 又は名称 住 所 式 認 定 番 号 車名及び型 式 更 事 項 及 び 変 日 考 (日本産業規格 A 列 4 番)

) 変更承認申請書

(日本生未規作

備考1・2 (略)

3 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第3号様式(変更届出書)(第7関係)

第3号様式(変更届出書)(第7関係)

備考1・2 (略)

(削る)

				()変更届	出書			
国土	交通	大臣	殿					年	月	E
						申請者の 又は名称				
						住	所			
型	式	認	定	番	号					
車	名	及	び	型	式					
変	更	事	項	及	び					
変		更	事	F	由					
変	更	左	F	月	日					
備					考					

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考1・2 (略) (削る)

第4号様式(製作等廃止届)(第7関係)

				()	変	更届	出書			
国土	交通:	大臣』	殿						年	月	日	
										7	Л	Н
								者の 名称)氏名 ;			<u>卸</u>
						住	:		所			
型	式	認	定	番	号							
車	名	及	び	型	式							
変	更	事	項	及	び							
変		更	事	F	由							
変	更	左	F	月	日							
備					考							
ı					u.							

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考1・2 (略)

3 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第4号様式(製作等廃止届)(第7関係)

() 製作等廃止届 国土交诵大臣殿 年 月 日 申請者の氏名 又は名称 住 所 型式認定番号 車名及び型式 製作等廃止事由 (日本産業規格A列4番) 備考1~3 (略) (削る)

() 製作等廃止届

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称
日
住 所

型 式 認 定 番 号
車 名 及 び 型 式
製 作 等 廃 止 事 由
備 考

(日本産業規格A列4番)

備考1~3 (略)

4 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第5号様式~第7号様式 (略)

別添4 製造過程自動車の型式認定要領

目次

第1~第10 (略)

第11 申請書等へ記入する署名等

第12 (略)

第1~第10 (略)

別添4 製造過程自動車の型式認定要領 目次 第1~第10 (略) 第11 <u>外国人等による届出等</u> 第12 (略) 第1~第10 (略)

第5号様式~第7号様式 (略)

第11 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第12 (略)

別表 (略)

第1号様式(製造過程自動車の型式認定申請書)(第2関係)

製造過程自動車の型式認定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名 又は名称

住 所

車名	及び	型式	
車台の名	3 称及	び型式	
主たる製	作工場	の名称	
及び	所	在 地	
備		考	

第11 申請書等へ記入する署名等

- 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任 を受けた者)が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第12 (略)

別表 (略)

第1号様式(製造過程自動車の型式認定申請書)(第2関係)

製造過程自動車の型式 国土交通大臣 殿	認定申	請書		
		年	月	日
申請者の又は名称				<u> </u>
住	所			
車名及び型式				
車台の名称及び型式				
主たる製作工場の名称				
及 び 所 在 地				
備考				

(日本産業規格A列4番)

備考 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び 製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在 地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについ て記載すること。

(削る)

第2号様式・第3号様式 (略)

第4号様式(製造過程自動車出荷検査終了証) (第7関係)

製造過程自動車出荷檢查終了証

証明番号

年 月 日

製作者等の氏名又は名称 住 所

型式認定		類別区分番号	
番号			
車名	及び型式		
原動	機の型式		
車	T台番号		
備考			

(日本産業規格A列5番)

(削る)

(日本産業規格A列4番)

<u>備考1</u> 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び 製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在 地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについ て記載すること。

<u>備考2</u> <u>印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ</u> と。

第2号様式・第3号様式 (略)

第4号様式(製造過程自動車出荷検査終了証) (第7関係)

製造過程自動車出荷検査終了証 証明番号

年 月 日

製作者等の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所

	1		
型式認定		類別区分番号	
番号			
車名	及び型式		
原動	機の型式		
車	白番号		
備考			

(日本産業規格A列5番)

<u>備考1</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名する こと。

5 号様式(製造過程自動車の型式認定変更届出書)	(第8関係)	第5号様式(製造過程自動車の型式認定変更届出書)(第8関係
製造過程自動車の型式認定変更	届出書	製造過程自動車の型式認定変更届出書
国土交通大臣 殿	年 月 日	国土交通大臣 殿 年 月
届出者の氏名 又 は 名 称 住 所		届出者の氏名 又 は 名 称 住 所
型式認定番号		型式認定番号
車名及び型式		車名及び型式
変更事項及び		変 更 事 項 及 び 変 更 事 項 及 の
変更事由		
変 更 年 月 日 備 考		変更年月日 備 考
	産業規格A列4番	

(削る)

第6号様式(製造過程自動車製作等廃止届)(第8関係)

(日本産業規格A列4番)

日

印

備考1 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名する

第6号様式(製造過程自動車製作等廃止届)(第8関係)

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名又 は 名 称住

型式	認	定	番	号	
車 名	及	び	型	式	
製作	等 廃	止	事日	Ħ	
備			Ħ.	夸	

(日本産業規格A列4番)

(削る)

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第29条及び第30条並びに施行規則第27条、第30条、第31条、第70条第1項第1号及び第2号の規定によるほか、以下のとおり定める。

1. 打刻届出書の提出

 $(1) \sim (4)$ (略)

(削る)

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名 又は名称 住 所

囙

型	式	認	定	番	号	
車	名	及	び	型	式	
製	作等	い 廃	止	事日	þ	
備				±	夸	

(日本産業規格A列4番)

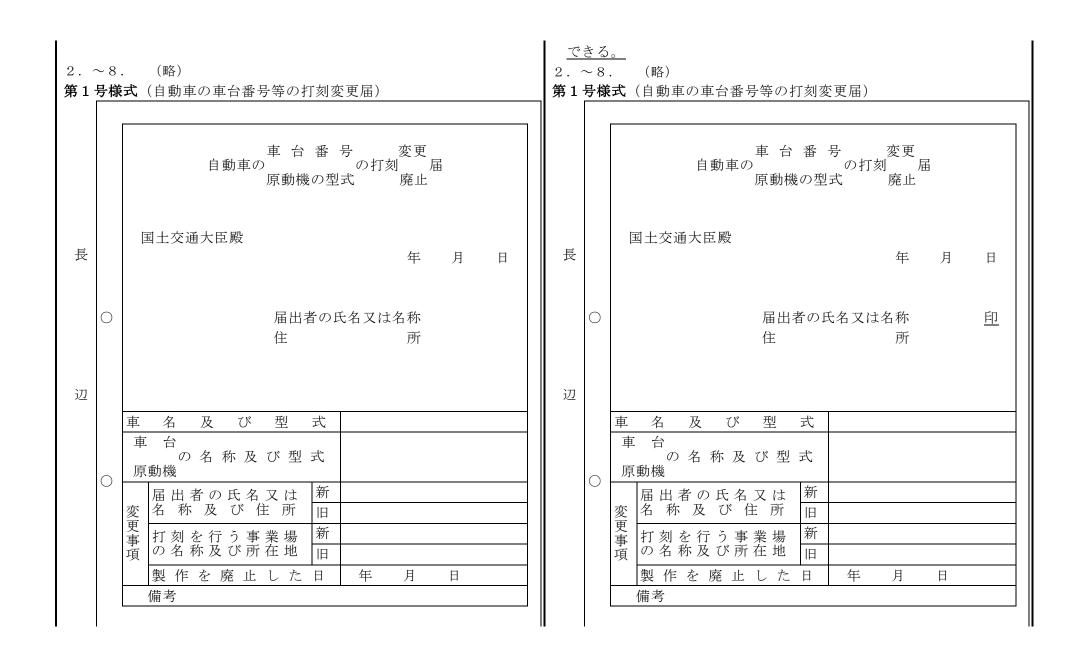
<u>備考1</u> <u>印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名する</u> こと。

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領本要領は、法第29条及び第30条並びに施行規則第27条、第30条、第31条、第70条第1項第1号及び第2号の規定によるほか、以下のとおり定める。

- 1. 打刻届出書の提出
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 届出書等に記入する署名等

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表 者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者)が署名することが



1	備考	短 辺 (略)	(日本産業規格A列4番)		備考	短 辺 (略)	(日本産業規格A列4番)
第2	号様	式(輸入自動車打刻指定申請書)		第2	号様	法式 (輸入自動車打刻指定申請書)	
		自動車 輸入車 台打 ^変 原動機	列指定申請書 			自動車 輸入車 台 原動機	打刻指定申請書
長		国土交通大臣殿 年 月 日	受付番受付年月日 米 ※	長		国土交通大臣殿 年 月 日	受付番受付年月 日 ※ ※
	\bigcirc				0		
辺		申請者の氏名又は名称 住 所		辺		申請者の氏名又は名称 住 所	<u>印</u>
	0	事業場の名称及び所在地申請者の経歴の概要事業内容打刻業務に関する組織及び取扱内規規打刻責任者大名職名打刻しようとする自動車の製作者名事名打刻しようとする自動車の製作者名事名打刻しようとする車台の製作者名			0	事業場の名称及び所在地申請者の経歴の概要打刻業務に関する組織及び取扱内規打刻責任者打刻しようとする自動車の製作者名打刻しようとする自動車の製作者名打刻しようとする車台の製作者名	

打刻しようとする原動機の製作者名 備考		-	打刻しようとする原動機の製作者 名 備考
短 辺 (日本産 備考 (略) 第3号様式(輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□□ 備考 号様 :	短 辺 (日本産業規格A列4番) (略) 式(輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)
自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事 原動機 国土交通大臣殿			自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機 国土交通大臣殿
長 ○ 年 月 日 届出の氏名又は名称 住 所	長 		年 月 日 届出の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所
指定年月日 指定番号 変更事項及び 変更年月日 備考	辺		指定年月日 指定番号 変更事項及び 変更年月日 備考
短 辺 (日本産 備考 (略)	業規格A列4番)	備考	短 辺 (日本産業規格A列4番) (略)

別部	1 1	車台番号又は原	頁動機の型式の打	打刻届出書記載	例 1	月 別	記 1	車台番号又は原	原動機の型式の	打刻届出書記載	例 1	
		国土交通大臣殿	車 台 自動車の 原動機	番 号 の打刻届 の型式	出書			車 台 番 号 自動車の の打刻届出書 原動機の型式 国土交通大臣殿				
長		届出者の住		○○自動車株式 代表取締役社長 ○○県○○市(₹0000	長	:	届出者の住	の氏名又は名称 所	○○自動車株式 代表取締役社長 ○○県○○市(₹0000 <u>fl</u>	
		<u>令和</u> 年 月 日	∃					平成 年 月 日				
辺		単名及び型式	_		富士E-EF1 富士E-EF2	辺		車名及び型式		富士E-CD1 富士E-CD2		
	0	車 台 の名称及 原動機 び型式	富士AB	富士CD	富士EF		0	車 台 の名称及 原動機 び型式	富士AB	富士CD	富士EF	
		打刻様式	□型式	一連番号	∌3 0 × 1			打刻様式	L型式	一連番号	⊕3 0×1	
	0	打刻字体	ABCI	DEF01234567	789-×①			打刻字体	ABC	DEF0123456'	789-×①	
		打刻位置説明図	車台番号 左側前車軸の フレームの上面					打刻位置説明図		車台番号 左側前車車 フレームの		

車台の型式 ABの場合
○自動車株式会社A工場
○県○○市○○町○○番地
車台の型式 CD及びEFの場合
○自動車株式会社B工場
○県○○市○○町○○番地
○県○○市○○町○○番地
○県○○市○○町○○番地

短

辺

(日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

車台番号

自動車のの打刻届出書

原動機の型式

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇

住

所 ○○県○○市○○町○○番地

令和 年 月 日

辺

長

車台の型式 ABの場合

○○自動車株式会社A工場

打刻を行う事業 場の名称及び所 「ロースを行う事業」 場の名称及び所

〇〇自動車株式会社B工場

○○県○○市○○町○○番地

i刀

○○県○○市○○町○○番地

第 考

在地

短

(日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

車 台 番 号

自動車のの打刻届出書

百動機の刑式

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称 〇〇自動車株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇 <u>旬</u>

住

所 ○○県○○市○○町○○番地

平成 年 月 日

pan 車名及び型式 pan 富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2

長

辺

ı	-t- /:		I	I			
0	車 台 の名称 原動機	富士AB	富士CD	富士EF			
	及び型式	車台の型式 AB	の担合				
		$\frac{AB - 1000}{1}$					
			連番号				
		型式		વ			
		訂正様式A	(ウ) B 1 — 1 0 0 0 0	5 X			
	打刻様式						
		車台の型式 CD					
		<u>CD-10000001</u>					
		T/1	一連番号				
		型式 型式	(r) 3				
\bigcirc		訂正様式CD01-1000×51					
0		車台の型式 AB					
		ABCDEF0123456789-×					
		ABCDEF 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 - X					
	打刻字体	ABCDEF012	23456789 - X(
	1131 1	車台の型式 CD	及びEFの場合				
		ABCDEF0123456789-X					
			23456789 - x ()			
			8456789 - ×ウ	'			
		車台の型式 AB					
		0 T	車台番号 た側並東軸σ	`			
	 打刻位置説明		左側前車軸の フレームの上				
i	- 四						
	図	車台の型式 EF	車台番号				
			左側前車軸	\mathcal{O}			
		0	フレームの				
l			ノレームの,	生 則 田			

	車 台								
\bigcirc	の名称	富士AB	富士CD	富士EF					
	原動機	H - 11 D	H T O D	H T D 1					
	及び型式	-t-1							
	車台の型式 ABの場合								
		<u>AB-100</u>							
			一連番号						
		型式	G						
		打工样士	AB1-10000	7)3					
	打刻様式	11 11 13 1人	AB1 - 10000						
		車台の型式 C]	D及びEFの場合						
		<u>CD-100</u>	0 0 0 0 0 1						
			一連番号						
		型式	<u> </u>						
				3 (5)					
\circ			D01 - 1000	X (5 1					
		車台の型式 Al							
		ABCDEF0123456789-X							
		ABCDEF0123456789-X							
	打刻字体		123456789-x	9					
			D及びEFの場合						
			0 1 2 3 4 5 6 7 8	_					
			123456789-×						
			23456789 – ×C						
		車台の型式 A	B及びCDの場合						
		-0=	車台番号						
	打刻位置説明		- 左側前車軸						
	上面								
	図	車台の型式 I	~~ -						
		\$ \opensor	車台番号	.					
		Edit	左側前車車						
		0	フレームの)左側面					

打刻を行う事業 場の名称及び所 在地	車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場
	○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地
備考	

短

辺

(日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

附則3~附則4の2 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

 $1 - 1 \sim 1 - 5$ (略)

1-6 車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、<u>連名で</u>申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

 $1 - 7 \sim 1 - 17$ (略)

1-18 車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、<u>連名で</u>申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

 $1 - 19 \sim 1 - 37$ (略)

 $2 \sim 31$ (略)

附則5の2~附則14 (略)

	車台の型式 ABの場合
	○○自動車株式会社A工場
打刻を行う事業	○○県○○市○○町○○番地
場の名称及び所	車台の型式 CD及びEFの場合
在地	○○自動車株式会社B工場
住地	○○県○○市○○町○○番地
	○○自動車株式会社C工場
	○○県○○市○○町○○番地
備考	

短

i刀

(日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

附則3~附則4の2 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

 $1 - 1 \sim 1 - 5$ (略)

1-6 車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、<u>型式指定規則</u> 第 10 条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省 略して差し支えない。

 $1 - 7 \sim 1 - 17$ (略)

1-18 車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、<u>型式指定規則</u> 第 10 条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省 略して差し支えない。

 $1 - 19 \sim 1 - 37$ (略)

 $2 \sim 31$ (略)

附則5の2~附則14 (略)

附則15 騒音防止装置及び一酸	化炭素等発散防止装置に係る自動車	☑ 附則 1 5 騒音防止氮	表置及び一酸化炭素等発散防止%	支置に係る自動車 			
の取扱要領		の取扱要領					
第1号様式(排出ガス検査終了証)	(第2関係)	第1号様式(排出ガス	(検査終了証) (第2関係)				
	証明番号		証明番号				
	年 月 日		年	月 日			
排出ガ	ス 検 査 終 了 証		排出ガス検査終了証				
製作者等の)氏名又は名称		製作者等の氏名又は名称	印			
住	所		住	_			
型式指定番号	一酸化炭素等	型式指定番号	一酸化炭素等				
	発 散 防 止 装 置		発 散 防 止 装 置				
	の型式		の型式				
車名及び型式		車名及び型式					
原動機の型式	窒素酸化物	原動機の型式	窒素酸化物				
	粒子状物質		粒子状物質				
車台番号		車台番号					
			-				
 備考							
νm ·· 3		II I mu · J					
	(日本産業規格A列5番)		(日本産業	類格A列5番)			
備考 (削る)		備考 1 印鑑に代え	て署名を用いる場合には、印の	箇所に署名するこ			
		<u>と。</u>					
<u>1~5</u> (略)		$2 \sim 6$ (略)					
附則16~附則20 (略)		附則16~附則20	(略)				

改正後	改正前
別添 装置型式指定実施要領 第1~第4 (略)	別添 装置型式指定実施要領 第 1 ~第 4 (略)
第5 英語訳の併記 (削る)	第5 <u>申請書等へ記入する署名</u>
申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。 第6~第9 (略) 別記様式1~別添52 (略)	関する権限の委任を受けた者)が署名することができる。 2 申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。 第6~第9 (略) 別記様式1~別添52 (略)

改正後

改正前

別添 輸入自動車特別取扱制度

目次 (略)

第1~第4 (略)

別紙 輸入自動車特別取扱要領

目次

第1~第6 (略)

第7 削除

第8~第11 (略)

第1~第6 (略)

第7 削除

第8 (略)

第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等

- 1 (略)
- 2 届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第1及び第6の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載するものとする。

3 (略)

第10・第11 (略)

別表 (略)

別添 輸入自動車特別取扱制度

目次 (略)

第1~第4 (略)

別紙 輸入自動車特別取扱要領

目次

第1~第6 (略)

第7 届出書等へ記入する署名

第8~第11 (略)

第1~第6 (略)

第7 届出書等へ記入する署名

外国人又は外国法人が輸入自動車特別取扱の届出その他の届出又は 報告をする場合における届出書又は報告書には、押印に代えて届出又 は報告をする者(法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつ てその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた 者)が署名してもよい。

第8~第11 (略)

第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等

- 1 (略)
- 2 届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第1及び第6の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載し、押印するものとする。

3 (略)

第10・第11 (略)

別表 (略)

第1号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第1関係)	第1号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第1関係)
輸入自動車特別取扱届出書	輸入自動車特別取扱届出書
国土交通大臣 殿	国土交通大臣 殿
年 月 日	年 月 日
届出者の氏名又は名称	届出者の氏名又は名称 印
生所	<u></u> 住所
車名及び型式 種別	車名及び型式 種別
主たる製作工場の名称	主たる製作工場の名称
及び所在地	及び所在地
年間販売予定台数	年間販売予定台数
備考	備考
(日本産業規格A列4番)	(日本産業規格A列4番)
注) (略) 第2号様式・第3号様式 (略)	注) (略) 第2号様式・第3号様式 (略)
第4号様式 (輸入自動車特別取扱届出済書) (取扱要領第3関係)	第 4 号様式 (輸入自動車特別取扱届出済書)(取扱要領第 3 関係)
(表)	(表)

輸	入	白	動	車	特	阳	取	扨	屈	H	溶	畫
11 111 .	/ 🔪		11 /J		L/I	77.1	HХ	1/X	/Н	ш	11	\blacksquare

熈

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があった。

車名及び型式		自動車の種別	
自動車の用途		車体の形状	
原動機の型式 (総排気量)	(L)	軸 距 (m)	
窒素酸化物 (g/km,g/kWh)		粒子状物質 (g/km,g/kWh)	
届出年月日、決裁番号			
変更届出年月日、決裁番号			
備考			

第 号 年 月 日

国土交通省自動車局

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式		自動車の種別	
自動車の用途		車体の形状	
原動機の型式 (総排気量)	(L)	軸 距 (m)	
窒素酸化物 (g/km,g/kWh)		粒子状物質 (g/km,g/kWh)	
届出年月日、決裁番号			
変更届出年月日、決裁番号			
備考			

第 号 年 月 日

国土交通省自動車局

審査・リコール課長(日本産業規格A列4番)	(裏)	審査・リコール課長 <u>印</u> (日本産業規格A列4番)
(取扱要領第9第2項の確認結果)	(取扱要領第9第2項の確認結果)	
年 月 日 届出者の氏名又は名称		年 月 日 届出者の氏名又は名称 <u>印</u>
(車台番号拓本の貼付位置)	(車台番号拓本の貼付位置)	

注) 当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の 打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場 合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができ る。

この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第5号様式 (「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書) (取扱要領第3関係)

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

住所

さきに交付を受けた下記1の自動車の届出済書については、 下記2の理由により、下表のとおり返納します。

計口

 対象自動車 車名・型式(PHP番号) 決裁番号(自審第 号) 年月日 注) 当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の 打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場 合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができ る。

この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第5号様式 (「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書) (取扱要領第3関係)

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

印

住所

さきに交付を受けた下記1の自動車の届出済書については、 下記2の理由により、下表のとおり返納します。

記

 対象自動車 車名・型式(PHP番号) 決裁番号(自審第 号) 年月日

2	返:	幼	\mathcal{O}	珊	由
4	<i>U</i>	mr T	v ノ	1	ш

3. 返納する届出済書

	9/田田川日				
届出済	書番号	枚数	届出済	枚数	
始番号	終番号	仪奴	始番号	終番号	仪数
			合) (C)	
交付を受	けた枚数		使 用		
()	4)		(]	В)	

$$注$$
) (C) = (A) - (B)

2. 返納の理由

3. 返納する届出済書

届出済	書 番 号	枚数	届出済	枚数	
始番号	終番号	12.32	始番号	終番号	12.32
			合 訁	十 (C)	
交付を受	けた枚数		使 用		
(F	1)		()	В)	

$$注$$
) (C) = (A) - (B)

第6号様式 (輸入自動車特別取扱変更届出書) (取扱要領第6関係) 第6号様式 (輸入自動車特別取扱変更届出書) (取扱要領第6関係)

輸入自動車特別取扱変更届出書	輸入自動車特別取扱変更届出書							
国土交通大臣 殿	国土交通大臣 殿							
年 月 日	年月日							
届出者の氏名又は名称	届出者の氏名又は名称							
	<u></u>							
住所	<u>住所</u>							
車 名 及 び 型 式 (P H P 番 号)	車 名 及 び 型 式 (P H P 番 号)							
変更事項及び変更事由	変更事項及び変更事由							
変 更 年 月 日	変 更 年 月 日							
備考	備 考							
(日本産業規格A列4番)	(日本産業規格A列4番)							
附則1 (略)	附則1 (略)							
附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領	附則 2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領							
1. 打刻届出書の提出	1. 打刻届出書の提出							
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)							
(削る)	<u>(4) 届出書等に記入する署名</u>							

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する

- $2. \sim 5.$ (略)
- 6. 地方運輸局等の経由

前記「1. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「2. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)を経由して国土交通大臣に提出することができる。

(1) 法第30条第1項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に 届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機(以下「輸 入自動車等」という。) の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によ るものとする。

(ア)~(ウ) (略)

(エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付した旨を記載するものとする。

(オ)~(カ) (略)

(2) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第63条の3第1項の規定により検査対象外軽自動車等(同条第2項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の型式認定(以下「型式認定」という。)を申請する者に限る。)が同条第2項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写1通に受付した旨を記載するものとする。

(エ)~(キ) (略)

7. (略)

者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者)が署名することができる

 $2. \sim 5.$ (略)

6. 地方運輸局等の経由

前記「1. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「2. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)を経由して国土交通大臣に提出することができる。

(1) 法第30条第1項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に 届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機(以下 「輸入自動車等」という。)の車台番号等の打刻届出書の経由は、 次によるものとする。

(ア)~(ウ) (略)

(エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びそ の写に受付印を押印するものとする。

(才)~(力)(略)

(2) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第63条の3第1項の規定により検査対象外軽自動車等(同条第2項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の型式認定(以下「型式認定」という。)を申請する者に限る。)が同条第2項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写1通に受付印を押印するものとする。

(エ)~(キ) (略)

7. (略)

第2号様	式 (輸入自動車打刻指定申請書)	第2	号様	式(輸入自動車打刻指定申請書)	
	自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機			自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機	
長	国土交通大臣 殿 受付番号 受付年月日 年 月 日 ※	長		国土交通大臣 殿 受付番号 年 月 日	受付年月日
辺	申請者の氏名又は名称 住 所	辺	0	申請者の氏名又は名称 住 所	<u>印</u>
0	事業場の名称及び所在地 事 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 内容 大名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 備考		0	事業場の名称及び所在地 事 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 内容 打刻責任者 氏名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 抗刻しようとする原動機の製作者名 備考	

Ú	崩考	短 辺 (日本産業規格A列4番) (略)	ſī	備考	短 辺 (日本産業規格A列4番) (略)					
第3 ⁻	号様 「	式(輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)	第3号	第3号様式(輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)						
長	0	自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機 国土交通大臣 殿 年 月 日 届出の氏名又は名称	長	0	自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機 国土交通大臣 殿 年 月 日 届出の氏名又は名称 <u>印</u>					
辺	0	住 所 指定年月日 指定番号 変更事項及び変更年月日 変更年月日 備考 (日本産業規格A列4番)	辺	0	住 所 指定年月日 指定番号 変更事項及び変更年月日 で変更年月日 備考 (日本産業規格A列4番)					
1	備考	短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)	ĺ	備考	短 辺 (日本産業規格 A 列					

	車 台 番 号 変更 自動車の の打刻 届 原動機の型式 廃止			車 台 番 号 変更 自動車の の打刻 届 原動機の型式 廃止
	国土交通大臣 殿 年 月 日	長		国土交通大臣 殿 年 月 日
0	届出者の氏名又は名称		0	届出者の氏名又は名称 印
	住所	辺		住所
	車名及び型式			車名及び型式
	車台			車台
0	の名称及び型式 原動機		0	の名称及び型式 原動機
	届出者の氏名又は新			届出者の氏名又は 新
	名称及び住所 旧			名称及び住所 旧
	打刻を行う事業場制制			打刻を行う事業場制
	の名称及び所在地 旧			の名称及び所在地 旧
	製作を廃止した日 年 月 日			製作を廃止した日 年 月 日

備考 備考 (略) (略) 別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1 別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1 車 台 番 号 自動車の の打刻届出書 自動車の の打刻届出書 国十交通大臣殿 国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 長 代表取締役社長〇〇〇〇 代表取締役社長〇〇〇〇 回 所 ○○県○○市○○町○○番地 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 平成 年 月 日 令和 年 月 日 富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 辺 車名及び型式 車名及び型式 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2 重 台 の名称 の名称 富士AB 富士AB 富士CD 富士EF 富士CD 富士EF 及び型式 及び型式 **原動機** <u>AB-1</u>000001 AB - 1 0 0 0 0 0 1一連番号 一連番号 型式 打 刻 様 式 打 刻 様 式 訂正様式AB1-10000X1 訂正様式AB1-10000 1 ABCDEF0123456789 - × 6 ABCDEF0123456789 - x® 打 刻 字 体 打 刻 字 体 車台番号 車台番号 左側前車軸の 左側前車軸の 打刻位置説明図 打刻位置説明図 フレームの上面 フレームの上面

車台の型式 ABの場合 \bigcirc ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 打刻を行う事業 車台の型式 CD及びEFの場合 場の名称及び所 ○○自動車株式会社B工場 在地 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地 考 短 (日本産業規格A列4番) i刀

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

長

辺

車台番号 自動車の の打刻届出書 国十交诵大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 令和 年 月 日 富士E−CD1 富士E−EF1 富士E-AB1 車名及び型式 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2 車 台 の名称 富士AB 富士CD 富士EF 百計燃 及び型式

車台の型式 ABの場合
○自動車株式会社A工場
○県○市○町○番地
車台の型式 CD及びEFの場合
○自動車株式会社B工場
○県○市○町○番地
○自動車株式会社C工場
○県○市○町○番地

i刀

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

車 台 番 号 自動車の の打刻届出書

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇 <u>回</u>

所 ○○県○○市○○町○○番地

(日本産業規格A列4番)

平成 年 月 日

住

短

 車名及び型式
 富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2

 車 台
 の名称

 原動機及び型式
 富士AB
 富士CD
 富士EF

長

		車台の型式 ABの場合
		<u>AB-100001</u>
\circ		一連番号
		□ 型式
		訂正様式AB1-10000~1
	打 刻 様 式	HILWICADI IOOOQI
		車台の型式 CD及びEFの場合
		<u>CD-10000001</u>
		──一一連番号
		型式
		⑦3⑦ 訂正様式CD01−1000×51
-		車台の型式 ABの場合
		ABCDEF0123456789-X
		ABCDEF0123456789-XO
	打 刻 字 体	ABCDEF0123456789 - × Ø
	11 21 1 1	車台の型式 CD及びEFの場合
		ABCDEF0123456789-X(**)
		ABCDEF0123456789 - XO
		ABCDEF0123456789 - X (2)
		車台の型式 AB及びCDの場合
		車台番号 左側前車軸の
		プレームの上面 フレームの上面
	打刻位置説明图	車台の型式 EFの場合
		車台番号
		左側前車軸の
		フレームの左側面
	打刻を行う事	車台の型式 ABの場合
	業場の名称及	○○自動車株式会社A工場
	び所在地	○○県○○市○○町○○番地



		車台の型式 CD及びEFの場合
		○○自動車株式会社B工場
		○○県○○市○○町○○番地
		○○自動車株式会社C工場
		○○県○○市○○町○○番地
備	考	

短

辺

(日本産業規格A列4番)

附則3~附則8 (略)

附則9 製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第1第3項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験(以下「製作者試験」という。)に係る必要事項について定める。

- $1. \sim 3.$ (略)
- 4. 確認者による製作者試験の確認等
- (1) (略)
- (2)確認者は、(1)が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による<u>記名</u>を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。
- (3) (略)

附則 10~附則 14 (略)

附則 15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付

 $1. \sim 6.$ (略)

|別記様式1(「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願)

		車台の型式 CD及びEFの場合
		○○自動車株式会社B工場
		○○県○○市○○町○○番地
		○○自動車株式会社C工場
		○○県○○市○○町○○番地
備	考	

短

辺

(日本産業規格A列4番)

附則3~附則8 (略

附則9 製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第1第3項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験(以下「製作者試験」という。)に係る必要事項について定める。

- $1. \sim 3.$ (略)
- 4. 確認者による製作者試験の確認等
- (1) (略)
- (2)確認者は、(1)が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による<u>署名</u>を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。
- (3) (略)

附則 10~附則 14 (略)

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付

 $1. \sim 6.$ (略)

別記様式1 (「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願)

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿

年 月 日

願い出を行う者の氏名又は名称

住所

[記載例]

「輸入自動車特別取扱制度について」(平成10年11月12日付け、自審第1255号)別紙輸入自動車特別取扱要領第3第2項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取 扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書のと おり道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の規 定に適合したもののみを販売いたします。

記

1. 追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿

年 月 日

願い出を行う者の氏名又は名称

印

住所

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」(平成 10 年 11 月 12 日付け、自審第 1255 号)別紙輸入自動車特別取扱要領第 3 第 2 項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書のとおり道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の規定に適合したもののみを販売いたします。

記

1. 追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

車名・型式(PHP番号)

決裁番号(国自審第 号)、年月日

国自審第 号、<u>令和</u> 年 月 日 自審第 号、令和 年 月 日

自審第 号、令和 年 月 日

2. 届出済書の追加交付枚数等

 交付願枚数
 枚

 年間販売予定台数
 台

 年間既交付枚数
 枚

 総既交付枚数
 枚

(日本産業規格A列4番)

車名・型式(PHP番号)

決裁番号(国自審第 号)、年月日

国自審第 号、<u>平成</u> 年 月 日 自審第 号、平成 年 月 日

自審第 号、平成 年 月 日

2. 届出済書の追加交付枚数等

 交付願枚数
 枚

 年間販売予定台数
 台

 年間既交付枚数
 枚

 総既交付枚数
 枚

(日本産業規格A列4番)

別記様式2 (「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書)

別記様式2(「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書)

「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書	「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書					
(<u>令和</u> 年度 / 半期分)	(平成 年度 / 半期分)					
国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿	国土交通省自動車局 審査・リコール課長 殿					
<u>令和</u> 年 月 日 報告者の氏名又は名称	<u>平成</u> 年 月 日 報告者の氏名又は名称					
住所	<u>印</u> 住所					
<u>車名</u>	車名					
型 届出年 決 裁 交 付 前 期 ま で の 使 用 数 部数 考 部数 お	型 届出年 決 裁 交 付 前 期 ま で の 使 用 数 海数 部数 考					

 		İ 16	(服)									到16	(服务)				
降	附則 16 (略)								附	則16	(略)						

改正後	改正前						
1. ~13. (略)	1. ~13. (略)						
別紙1	別紙1						
道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による	道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による						
試験自動車認定申請書	試験自動車認定申請書						
国土交通大臣 殿 年 月 日	国土交通大臣 殿 年 月 日						
申請者の氏名又は名称 及び住所 認定申請に係る自動車 の構造・装置 車名及び型式 通称名 種別及び用途 車台番号又は製造番号 認定を申請する理由及 び試験運行の目的 認定を申請する期間 備考	申請者の氏名又は名称 印 及び住所 認定申請に係る自動車の構造・装置車名及び型式通称名種別及び用途車台番号又は製造番号認定を申請する理由及び試験運行の目的認定を申請する理由及び試験運行の目的認定を申請する期間備考						
備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。	備考 <u>1</u> 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。						
(削る)	<u>2</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。						

早日	幺工	2
751	水式	• 1

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車変更申請書

国土交通大臣 殿

年 月日

申請者の氏名又は名称	
及び住所	
到今乎日处	認定番号
認定番号等	認定年月日
認定申請に係る自動車	
の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。 (削る)

別紙4

別紙3

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車変更申請書

国土交通大臣 殿

事 月日

申請者の氏名又は名称	<u>印</u>
及び住所	
認定番号等	認定番号
即任用力力	認定年月日
認定申請に係る自動車	
の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

2 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

別紙4

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車変更届出書

国土交通大臣 殿

年 月日

申請者の氏名又は名	
称及び住所	
認定番号等	認定番号
	認定年月日
認定申請に係る自動	
車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。 (削る)

別紙5

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車変更届出書

国土交通大臣 殿

年 月日

申請者の氏名又は名称	<u>印</u>
及び住所	
認定番号等	認定番号
1000年7日	認定年月日
認定申請に係る自動車	
の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考<u>1</u> 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

2 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

別紙5

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣 殿

年 月日

申請者の氏名又は名称	
及び住所	
認定番号等	認定番号
	認定年月日
認定申請に係る自動車	
の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号及び製造番号	
取消しを受ける理由	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。 (削る) 道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣 殿

年 月日

申請者の氏名又は名称	印
及び住所	
認定番号等	認定番号
	認定年月日
認定申請に係る自動車	
の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号及び製造番号	
取消しを受ける理由	
備考	

備考1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

2 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

○自動車整備士技能検定規則における登録試験事務取扱要領の制定について(平成 15 年国自整第 109 号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
様式 1	様式1
年 月 日国土交通大臣 殿	年 月 日 国土交通大臣 殿
申請者の氏名又は名称住所	申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住所
自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の申請書	自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の申請書
自動車整備士技能検定規則第6条の2に基づき、別添資料を添えて次の とおり申請します。	自動車整備士技能検定規則第6条の2に基づき、別添資料を添えて次の とおり申請します。
様式3	様式3
年 月 日	年 月 日
国土交通大臣 殿	国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称 申請者の氏名又は名称 住所 住所 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の更新申請書 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の更新申請書 自動車整備士技能検定規則第6条の4に基づき、別添資料を添えて登録 自動車整備士技能検定規則第6条の4に基づき、別添資料を添えて登録 試験の更新申請をします。 試験の更新申請をします。 様式4 様式4 (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) (略) (略)

○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について(平成15年国自整第216号) (傍線部分は改正部分)

	改正後			改正前	
<選任届> <u>4-2. 選任届の添付書類</u> (略)		<選任届> 4-2.選任届の添付書類 (略)			
提出が必要	必要書面	備考	提出が必要	必要書面	備考
な届出者 ① 外部委託をしない場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 〈第1号(実務経験)の場合〉 ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第15条の研修をいう。以下同じ。)の修了を証明する書面等の写し	・車両管理を行おうとする 自動車と同種類か要確認 。	な届出者 ① 外部委託をしない場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 〈第1号(実務経験)の場合〉 ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面(当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書) ・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第15条の研修をいう。以下同じ。)の修了を証明する書面等の写し	 押印を必須条件とすることは閣議決定により禁止されているため、注意すること。(以下同じ。) 車両管理を行おうとする自動車と同種類か要確認。

	・選任前研修修了証明書の写し			・選任前研修修了証明書の写し	
	<第2号(整備士)の場合>			<第2号(整備士)の場合>	
	・ 合格証明書の写し			・ 合格証明書の写し	
	○ 整備管理規程	・提示でも構わない。		○ 整備管理規程	・提示でも構わない。
		・不適切な場合には届出時			・不適切な場合には届出時
	<補助者を選任する場合>	に指導するとともに、整		<補助者を選任する場合>	に指導するとともに、整
	・「5-1.整備管理者の補助者	備管理規程の内容が実際		・「5-1.整備管理者の補助者	備管理規程の内容が実際
	について」の(1)~(5)に	の業務に即していない場		について」の(1)~(5)に	の業務に即していない場
	定める条件を満足していること	合には解任命令の発令対		定める条件を満足していること	合には解任命令の発令対
	を確認。	象となり得ることを通知		を確認。	象となり得ることを通知
		すること。			すること。
	○ 被選任者が、過去2年間(規則第31			○ 被選任者が、過去2年間(規則第31	
	条の3第1号又は第2号の規定の適用			条の3第1号又は第2号の規定の適用	
	を受けて選任される整備管理者にあっ			を受けて選任される整備管理者にあっ	
	ては、5年間)のうちに、解任命令を			ては、5年間)のうちに、解任命令を	
	発令された者でないことが記載された			発令された者でないことが記載された	
	書面(被選任者が <u>証明するもの</u>)			書面(被選任者が <u>証明し、その押印又</u>	
				は自筆署名があるもの)	
	○ 被選任者が届出書の内容に同意した			○ 被選任者が届出書の内容に同意した	
	ことがわかる書面			ことがわかる書面 <u>(被選任者の押印又</u>	
				は自筆署名があるもの)	
② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしてい		② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしてい	

		1	1	I	
企業内(委	ることを証明する書面 (確認のポイ		企業内(委	ることを証明する書面 (確認のポイ	
託先と委託	ントは①に同じ。)		託先と委託	ントは①に同じ。)	
元が同一の			元が同一の		
グループに			グループに		
属する場合	○ 外部委託先がグループ企業内である	・提示でも構わない。	属する場合	○ 外部委託先がグループ企業内である	・提示でも構わない。
を指す。以	ことを証する書面(登記簿、営業報告		を指す。以	ことを証する書面(登記簿、営業報告	
下同じ。)	書等及び組織図等)		下同じ。)	書等及び組織図等)	
において、			において、		
整備管理者			整備管理者		
を外部委託	○ 整備管理規程、安全管理規程その他	・提示でも構わない。	を外部委託	○ 整備管理規程、安全管理規程その他	・提示でも構わない。
する場合	の規程類	・不適切な場合には届出時	する場合	の規程類	・不適切な場合には届出時
	・「5-3.整備管理者の兼職及び外	に指導するとともに、整		・「5-3.整備管理者の兼職及び外	に指導するとともに、整
	部委託について ②外部委託 ○グル	備管理規程の内容が実際		部委託について ②外部委託 ○グル	備管理規程の内容が実際
	ープ企業内の場合」の(2)に定め	の業務に即していない場		ープ企業内の場合」の(2)に定め	の業務に即していない場
	る条件を満足していることを確認。	合には解任命令の発令対		る条件を満足していることを確認。	合には解任命令の発令対
		象となり得ることを通知			象となり得ることを通知
	<補助者を選任する場合>	すること。		│ │<補助者を選任する場合>	すること。
	・「5-1.整備管理者の補助者につ			・「5-1.整備管理者の補助者につ	
	いて」の(1)~(5)に定める条			いて」の(1)~(5)に定める条	
	件を満足していることを確認。			 件を満足していることを確認。	
	·				
	○ 委託先の事業主の同意書	提示でも構わない。		○ 委託先の事業主の同意書 <u>(押印又は</u>	提示でも構わない。
		・不適切な場合には届出時		自筆署名のあるもの)	・不適切な場合には届出時
		に指導すること。			に指導すること。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			71 7 7 3 4 5 0
	○ 被選任者が届出書の内容に同意した			 ○ 被選任者が届出書の内容に同意した	
	ことがわかる書面			ことがわかる書面(被選任者の押印又	
				は自筆署名があるもの)	
				100 H T H T H W W W W W W W W W W W W W W W	
			I		

○ 適切な車両管理が出来ることを証明	○ 適切な車両管理が出来ることを証明
する書面(以下のうちから必要に応じ	する書面(以下のうちから必要に応じ
7)	(7)
・ 委託に係る契約書の写し	・ 委託に係る契約書の写し
・ 兼職の内容及び業務の割合が確認	・ 兼職の内容及び業務の割合が確認
できる書類	できる書類
・ 兼職に係る事業所間の距離が確認	・ 兼職に係る事業所間の距離が確認
できる書類	できる書類
○ 当該事業者が、過去2年間のうちに	○ 当該事業者が、過去2年間のうちに
、グループ企業内における外部委託に	、グループ企業内における外部委託に
関する条件に違反したとして、整備管	関する条件に違反したとして、整備管
理者の選任義務違反とされた者でない	理者の選任義務違反とされた者でない
ことが記載された書面(当該事業者が	ことが記載された書面(当該事業者が
証明するもの)	証明し、その押印又は自筆署名がある
	<u>ξ, σ)</u>
〇 被選任者が、過去2年間(規則第31	○ 被選任者が、過去2年間(規則第31
条の3第1号又は第2号の規定の適用	条の3第1号又は第2号の規定の適用
を受けて選任される整備管理者にあっ	を受けて選任される整備管理者にあっ
ては、5年間)のうちに、解任命令を	ては、5年間)のうちに、解任命令を
発令された者でないことが記載された	発令された者でないことが記載された
書面 (被選任者が <u>証明するもの</u>)	書面(被選任者が証明し、その押印又
	は自筆署名があるもの)
	③ 自家用に ○ 整備管理者が資格要件を満たしてい

					
おいて、整	ることを証明する書面 (確認のポイ		おいて、整	ることを証明する書面 (確認のポイ	
備管理者を	ントは①に同じ。)		備管理者を	ントは①に同じ。)	
外部委託す			外部委託す		
る場合			る場合		
	○ 整備管理規程	提示でも構わない。		○ 整備管理規程	・提示でも構わない。
		・不適切な場合には届出時			・不適切な場合には届出時
	<補助者を選任する場合>	に指導するとともに、整		<補助者を選任する場合>	に指導するとともに、整
	・「5-1.整備管理者の補助者につ	備管理規程の内容が実際		・「5-1.整備管理者の補助者につ	備管理規程の内容が実際
	いて」の(1)~(5)に定める条	の業務に即していない場		いて」の(1)~(5)に定める条	の業務に即していない場
	件を満足していることを確認。	合には解任命令の発令対		件を満足していることを確認。	合には解任命令の発令対
		象となり得ることを通知			象となり得ることを通知
		すること。			すること。
	○ 被選任者が、過去2年間(規則第31			○ 被選任者が、過去2年間(規則第31	
	条の3第1号又は第2号の規定の適用			条の3第1号又は第2号の規定の適用	
	を受けて選任される整備管理者にあっ			を受けて選任される整備管理者にあっ	
	ては、5年間)のうちに、解任命令を			ては、5年間)のうちに、解任命令を	
	発令された者でないことが記載された			発令された者でないことが記載された	
	書面 (被選任者が <u>証明するもの</u>)			書面(被選任者が <u>証明し、その押印又</u>	
				は自筆署名があるもの)	
	○ 被選任者が届出書の内容に同意した			○ 被選任者が届出書の内容に同意した	
	ことがわかる書面			ことがわかる書面 (被選任者の押印又	
				は自筆署名があるもの)_	
	○ 委託先の事業主の同意書	提示でも構わない。		○ 委託先の事業主の同意書<u>(押印又は</u>)	・提示でも構わない。
		・不適切な場合には届出時		自筆署名のあるもの)_	・不適切な場合には届出時
		に指導すること。			に指導すること。

○ 適切な車両管理が出来ることを証明 する書面 (以下の全て) ・ 委託に係る契約書の写し ・ 整備責任者の氏名 別紙1 別紙1 整備管理者(選任・変更・廃止)届出 _運輸局長殿 届出者の氏名又は名称 ふりがな _運輸支局長殿 届出者の住所及び 電話番号 道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。 日 整備管理者氏名 使用の本拠の 位置 ... 含集所 住所 上記 が確かに上記事業場において上記の業務 を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) (代表者名) 1. バス 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用 事業の種類 整備責任者 種類 合計 合格年月日 合格証書番号 8年月日 年 月 日 経書等) は、本層出書に記載している経験又は資 株を有しているとせた。毎年任命に迄ろく発信の目から2 年 図前選集を開加金利用が記載を示してのます。日文は主義 は、5年上年後は、いない者ではいことを認め、手機 増着としてその素形を終行する。 上記に回算さる場合は右にチェックを入れてください。口 ____の整備管理者になる ・車両法第53条 の規定による解 任の有無 当事業場の上記 が の整 ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。 所属事業主 同意書 事業者住所氏名(名称) 変更・廃止 前管理者名(の事由 (代表者名)

6.「自動車報」の欄には遺信に係る使用の本拠に属する単南級である。(間出者の使用する全車買敬ではない。)

□ 1. この日日毎に改修者をさき担信(東京・場点)するたがに提出すること。
 □ 2. 無常来等・1年ごとが選出すること。
 □ 3. を対象とは、計算目的権力といる。
 □ 3. を対象とは、計算目的権力と対象となっている。
 □ 5. を対象と対象とは、計算目的権力と対象となっている。
 □ 5. 日本事に対象があるが治療がよりおからいろける以外に担当ること。
 □ 5. 日本事に対象があるが治療がよりおからいろける以外に担当ること。

職務内容

職名 既に整備管理者 に選任されてい る本拠 位置 ○ 適切な車両管理が出来ることを証明 する書面

- (以下の全て)
- ・ 委託に係る契約書の写し
- ・ 整備責任者の氏名

別紙1

					慗	備管理	囲え	* (i	译任	- 亦 正	盛	F.) 国	ж							
					115	VIII 15 /	± 'E	1 \ &	<u> </u>	<u>x</u> x	. <i>19</i> E ±	上//田	ш							
																平成	年	F	1	В
					雇出者の氏名又は名称 ふりがな															
-													20.00	•						
						届出者の住所及び 電話番号														
											7		Tes.		()				
道	路運送	車両法第	52条の規定により	、整備管理者を	選任・変す	巨・廃止した	ので	届出ま	す。											
選任年月日 整備管理者氏名		В	平成 年		月	日			業態		種 (ス	台数	整備管理者	管理者の	3. 整備:		の経験 2. 4.	整備管 整備管		
		任名	(ふりがな)		明大	曜 平	5 平 生 才	1			・タク 8トンは上		Hitte		 そのf 年日から 	食 毎月まで	車業以名	69	z	業務の大変
使用の木拠の 位置	2411			ä				事業用	トラック	8トン未満			食整備、	1727	13100	4.0.00	-	_	20.00-77-020	
	名称		Tr.	()	営業所		自動			mH		整備管理者又は 整備管理								
	住所						車数		レンタカー	11人以上		の経験)推到							
事業の種類		_	1. パス 2. ハイ・タク						自家用	バス (レンタ カー以外)	30人以上		事業主の		上記_	が発いたことを	かに上記証明しま	事業場	におい	て上記の業績
		TIL.	3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用							7	の他		確認書			所氏名(代表者	名称)			
		者			職名					合計	C/UE			種	類		級			
委 所属事 注 同意			当事業場の上記	が	の推	備管理者に	理者になる	車両法第53 の規定による		有(年月		日)	備士	合格年 合格証		*	年	月		日号
		ことに同意します。 なお、当事業場との距離は、約mです。 事業者住所氏名(名称)				ŒΦ	有無	無 交代·波隆·死亡·解任·					私	は、	本届出書	に記載	してい	る経験又は連 解任の日か		
						交更・廃止 前管理者名(の事由			その他()			任者の	年(道路	運送車両:	法施行規	則第31	条の3	第1号又は第		
		(代表者名)								,) 同意書			を経過し		ではな	いこと	を認め、整備		
兼職 有・		職名			職務内	*														
に整備管理者	名称																			
□選任されてい - る本拠		位置																		
Ti. :	OBH#	山野信管理 :	・ 者を選任(変更・廃止)するた	がに提出すること。							6. [自動/#46	一の様には漂	作に係る	使用の本例に	集する東面	めである。 (1	国出者の使用 日又は居名:	する全土	k T to T	±40.)

○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備命令制度の運用について(平成15年国自整第217号) (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前									
第1号様式	第1号様式									
交付番号[] 第1号様式(表)	交付番号[
房 I 亏惊八(衣)	第1号様式(表)									
(問答)	(照各)									
第1号様式(裏)	第1号様式(裏)									
整備した場所及び	整備した場所及び									
整備した者の氏名	整備した者の氏名									
提出する運輸監理部、運	提出する運輸監理部、運									
輸支局又は自動車検査登	輸支局又は自動車検査登									
録事務所名	録事務所名									
道路運送車両法抜粋	道路運送車両法抜粋									
(整備命令等)	(整備命令等)									
第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状	第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状									
態又は適合しない状態にあるとき(次条第一項に規定するときを除く。)は、当	態又は適合しない状態にあるとき(次条第一項に規定するときを除く。)は、当									
該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又	該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又									
は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができ	は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができ									
る。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該	る。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該									
自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行	自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行									
に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止そ	に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止そ									
の他の環境保全上必要な指示をすることができる。	の他の環境保全上必要な指示をすることができる。									
2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない	2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない									
場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動	場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動									

車の使用を停止することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、 次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し 報告をさせることができる。

(罰則)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

~ 略 ~

七 <u>第五十四条第一項</u>又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違 反した者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

~ 略 ~

三 <u>第百条第一項</u>の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若し くは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

車の使用を停止することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、 次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し 報告をさせることができる。

(罰則)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

~ 略 ~

七 <u>第五十四条第一項</u>又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違 反した者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

~ 略 ~

三 <u>第百条第一項</u>の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若し くは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

改正後

別添1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領 目次

第1章~第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

第11 連名による届出等

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 • 2 (略)

3 リコールの届出を行う者は、第4第4項に規定する公表のため、第2┃3 リコールの届出をする者は、第4第4項に規定する公表のため、第2 第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提 出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合 には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1 • 2 (略)

3 装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の 掲載により、自動車特定整備事業者等に対する周知のための措置を講ず るものとする。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、か つ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合に あっては、この限りではない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(略)

改正前

別添1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領 目次

第1章~第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

第11 届出書等への連署

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 • 2 (略)

第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提 出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合 には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1 • 2 (略)

3 装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、社団法人日本自 動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載に より、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものと する。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置 製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあって は、この限りではない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(略)

第5~第6 (略)

第7 リコールの実施状況報告

- 2 前項の場合において、一般社団法人日本自動車部品工業会に所属する 装置製作者等にあっては、同会を経由して報告できるものとする。
- 3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認 め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2の 規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。

(1) · (2) (略)

(3) その他、国土交通省自動車局長が一定の改善措置が行われたと 判断したとき。

第3章 サービスキャンペーン

第8 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届 ┃2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届 出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することがで きる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものであ る」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 連名による届出等

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合 には、連名で行うことができるものとする。

年少者用補助乗車装置関係

第5~第6 (略)

第7 リコールの実施状況報告

- 2 前項の場合において、社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置 製作者等にあっては、同会を経由して報告できるものとする。
- 3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認 め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第51条の2 の規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。

(1) • (2) (略)

(3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われ たと判断したとき。

第3章 サービスキャンペーン

第8 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

1 届出書には、押印することに代えて、届出する者(法人にあってはそ の代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する 権限の委任を受けた者)が署名することができる。

この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとす るときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出す るものとする。

出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することがで きる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものであ る」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合 には、連署で行うことができるものとする。

年少者用補助乗車装置関係

第1号様式((リコール届	出書)(第	<u>2関係)</u>			1	第1号様式(リコール届	出書)(第2	2関係)					
			リコール届 出 書							リコール届出	: 書				
				年	月 日								年	1 E	3
国土交通	五大臣 殿						国土交通	大臣 殿							
			届出者の氏名							盾	出者の氏名				
			又は名称								又は名称			印	
			住 所								住 所				_
リコール届	出番号		リコール開	始日			リコール届	出番号			リコール開	始日			
基準不適合	合状態にある	ると認める					基準不適台	合状態にある	と認める						
装置の状況	兄及びその原	因					装置の状況	兄及びその原	因						
改善措置(の内容						改善措置0	D内容							
装置使用者	当、販売事業	き者及び自					装置使用者	1、販売事業	者及び自						
動車 <u>特定</u>	整備事業者	等に周知さ					動車分解	と備事業者 等	等に周知さ						
せるための	措置						せるための	措置							
					<u>.</u>										
* <i>P</i>	#11 	1 1 0.1	リコール対象装置の範囲(識	リコール対象装	/# #z			#11 	1 4 DJ	リコール対象装	長置の範囲(識	リコール対	象装	備考	
商品名	型式	種別	別記号・番号)及び製作期間	置の数	備考		商品名	型式	種別	別記号•番号)	及び製作期間	置の数		順 	
	•	•	合 計					•	•	•	合 計				
					_							•			
				(日本産業規	<u>格</u> A列4都	香)						(日本工	業規格	<u>A</u> 列4	番)
備考(略	;)					1	備考 (略)								
第2号様式((リコール届	出一覧表)(第2関係 <u>)</u>			1	第2号様式(リコール届	出一覧表)(第2関係)					

IJ=	コール届出ー	覧 表	ξ				
			リコール届と	出日:	年	月	日
リコール届出番号		リコ	ール開始日				
	製作国:						
届出者の氏名又は名称	製作者名:						
	問い合わせ先	. :					
不具合の部位							
基準不適合状態にあると認め							
る装置の状況及びその原因							
改善措置の内容							
不具合件数			事故の有	無			
発見の動機							
装置使用者、販売事業者及び							
自動車 <u>特定</u> 整備事業者等に							
周知させるための措置							

リコール	対象装置の主	要諸元	リコール対象装置の範囲(識別番号・	リコール対象装	備考	
商品名	型 式	種別	番号)び製作期間	置の数	1/# 75	
			(製作期間全体の範囲)			
(計種)	(計 型式)		~	(計)		

(<u>日本産業規格</u>A列4番)

備考 (略)

第3号様式(英文リコール概要書)(第2関係)

IJ	コール届 出ー	覧 表				
		リコール届出	日:	年	月	日
リコール届出番号		リコール開始日				
	製作国:					
届出者の氏名又は名称	製作者名:					
	問い合わせ先:					
不具合の部位						
基準不適合状態にあると認め						
る装置の状況及びその原因						
改善措置の内容						
不具合件数		事故の有無				
発見の動機						
装置使用者、販売事業者及び						
自動車 <u>分解</u> 整備事業者等に						
周知させるための措置						

リコール	対象装置の主	要諸元	リコール対象装置の範囲(識別番	リコール対象装	備	考
商品名	型式	種別	号・番号)び製作期間	置の数	加用	75
			(製作期間全体の範囲)			
(計 種)	(計 型式)		~	(計)		

(<u>日本工業規格</u>A列4番)

備考 (略)

第3号様式(英文リコール届出書)(第2関係)

CHILD REST	RAINT SYS	TEM RECALL C		JAPAN /Import Items	CHILD REST	RAINT SYS	STEM RECALL CA		JAPAN Import Iter
CAMPAIGN No.		DATE	Domestro	Timport Items	CAMPAIGN No.		DATE	Domestic/	Import Iter
MANUFACTURER		1			MANUFACTURER				
DESCRIPTION					DESCRIPTION				
F					OF				
DEFECT					DEFECT				
COMMERCIAL	TYPE	CLASSIFICA	MODEL	NUMBER	COMMERCIAL	TYPE	CLASSIFICA	MODEL	NUMBER
NAME		TION	YEAR RECALLED	OF ITEMS	NAME		TION	YEAR RECALLED	OF ITEMS
			TOTAL					TOTAL	
不具合箇所が複数ある場合では	あって対象装置が異	なる場合には、それを区別して記		<u>産業規格</u> A列4番)	備考 不具合箇所が複数ある場合で	あって対象車が異なる	る場合には、それを区別して記載		∑工業規格A列4

<u>第</u>	4号様式(リコー	-ルの実カ	拖状況報	(告書) (第7関係 <u>)</u>			4	第4号様式(リコー	-ルの実カ	<u> </u>	8告書)(第7関係 <u>)</u>		
			リコー	- ル実 施 状 況 報 告 訳	<u></u>					リコー	一ル実施状況報告:	書	
					年月	月日						年	月日
	国土交通大	臣 殿						国土交通大	臣 殿				
					報告者の氏名							報告者の氏名	
					又は名称							又は名称	
					 住所							住所	_
					<u>12771</u>							<u>12171</u>	
	届出番号及び			リコール対象装置	改善措置実施装置			届出番号及び			リコール対象装置	改善措置実施装置	
	届出年月日	商品名	型式	の台数	の数	備考		届出年月日	商品名	型式	の台数	の数	備考
					前回(月)							前回(月)	-
					10 E (717							B) E()1/	-
					()								
					()							()	1
					(日本産業規	<u>格</u> A列4番	季)					(日本工業規	<u>格</u> A列4番
備者	<u>1</u> 「改善措置実施	装置の数」は、	滅失し、解体し	、及び廃棄したものを改善済みとして	取り扱った数値を <u>含め</u> 記載すること		ſ	備考「改善措置実施装置の	数」は、滅失し、	解体し、及び	廃棄したものを改善済みとして取り扱	なった数値を記載すること。	
	2「リコール対象装	[置の数]及び「	「改善措置実施	も装置の数」は、届出毎の数の合計を	 :記載すること。								
笋	5号様式(サー	ビスキャ゛	ンペーンi	<u> </u>				第5号様式(サー)	ニスキャン	パーン	通知書)(第8関係)		
73	- 110-11			<u> </u>			7 Í	71 - 1 1 N - W ()			<u> </u>		
1			<i>y</i> L	ハー・ノン ノ 世 加						<i>)</i> L	ハー・ノー・ ノ 世 ハ	· =	

国土交通:	省自動	車局	易 審	『査・リコー』	ル課長	殿		年		月	日
						i	鱼 知	者の氏	名		
						<u> </u>	ては:	名 称			
						<u>信</u>	È	所			
※整理番	号				サービ	スキャンペ	ニーン	開始日			
不具合の	内容										
改善の内	容										
装置使用	者等に	围									
知されるが	ための措	置									
商品名	型式	種類	別	サービスキャン 囲(識別番号・				ービスキャ 象装置 <u>の</u>		ーン	備考

(製作期間全体の範囲)

(日本産業規格A列4番)

(計)

備考(略)

別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第1章~第3章 (略)

第4章 雑則

玉	土	交	诵	省	白	動	車	局	審	杳	• 1	J	ı —	ル	課	퉅	熈
=	_	\sim	~~~		-	37/	_	,⊷,	т 🖽 Т	ᇁ		, –	•	,,	HA	1	"

年 月 日

通知者の氏名 又は名称

<u>住</u> 所

※整理番号	サービスキャンペーン開始日	
不具合の内容		
改善の内容		
装置使用者等に周		
知されるための措置		

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象装置の範	サービスキャンペーン	備考
10000	Т	作生 刀リ	囲(識別番号・番号)及び製作期間	対象装置数	佣石
			(製作期間全体の範囲)		
			~	(計)	

(日本工業規格A列4番)

備考 (略)

別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第1章~第3章 (略)

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

第 11 連名による届出等

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 • 2 (略)

3 リコールの届出を<u>行う</u>者は、第4第4項に規定する公表のため、前 項第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部 数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施し た場合には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1 • 2 (略)

3 タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、一般社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車特定整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

4 (略)

第5~第7 (略)

第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

(削る)

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

第11 届出書等への連署

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1 • 2 (略)

3 リコールの届出を<u>する</u>者は、第4第4項に規定する公表のため、前項第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1 • 2 (略)

3 タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

4 (略)

第5~第7 (略)

第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

1 届出書には、押印することに代えて、届出する者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する

書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができ る。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」 旨を日本語及び英語で記入する。

第11 連名による届出等

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場 合には、連名で行うことができるものとする。

タイヤ関係

弗]号様式(リコール准	出書川第	2 <u>月 1</u> 条 <i>)</i>					
			リコール届	出書				
						年	月	日
国土交通	大臣 殿							
			J	雷 出 者 の氏 名				
				又は名称				
				住 所				
リコール届	出番号			リコール開始	日			
基準不適合	分状態にある	ると認める						
装置の状況	兄及びその原	因						
改善措置0	D内容							
<u>タイヤ</u> 使用	者、販売事業	業者及び						
自動車特別	<u>官</u> 整備事業	者等に周						
知させるた	めの措置							
帝旦夕	型式	括 见	リコール対象を	タイヤの範囲(識	リコール	対象タ	備	考
商品名	空 式	種別	別記号・番号)及び製作期間	イヤの	の数	1/用	5

権限の委任を受けた者) が署名することができる。この場合において、 権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委 任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出 ┃2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届 出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することがで きる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものであ る」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連署

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合 には、連署で行うことができるものとする。

タイヤ関係

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)								
リコール届 出 書								
						年	月	日
国土交通大 臣 殿								
			F	量出者の氏名				
				又は名称			印	L
				住 所				
リコール届出番号				リコール開	始日			
基準不適合状態にあると認める		と認める						
装置の状況	兄及びその原	因						
改善措置0	D内容							
<u>装置</u> 使用者	1、販売事業	者及び自						
動車分解	と備事業者 等	等に周知さ						
せるための	措置							
			•					
	#1 →	1 4 Dil	リコール対象タ	イヤの範囲(識	リコール	対象タ	/ ±	-1 ×
商品名	型式	種別	別記号・番号)	及び製作期間	イヤの	D数	備	考

		合 計		
			(日本産業規	<u>格</u> A列4番)

備考 1 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。

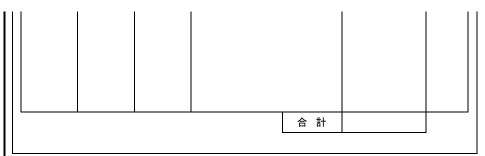
2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。

第2号様式(リコール届出一覧表)(第2関係)

リコー	ル	屈	出	_	睯	表

リコール届出日: 年 月 日

リコール届出番号		リコ	ール開始日		
	製作国:				
届出者の氏名又は名称	製作者名:				
	問い合わせ先	;:			
不具合の部位					
基準不適合状態にあると認め					
る装置の状況及びその原因					
改善措置の内容					
不具合件数			事故の有象	#	
発見の動機					
タイヤ 使用者、販売事業者及び					
自動車 <u>特定</u> 整備事業者等に					
周知させるための措置					



(<u>日本工業規格</u>A列4番)

備考 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること

第2号様式(リコール届出一覧表)(第2関係)

リコール届 出 一 覧 表

リコール届出日: 年 月 日

ı			ソコール届正	Ι Ц	+ /	7	н
	リコール届出番号		リコール開始日				
		製作国:					
	届出者の氏名又は名称	製作者名:					
		問い合わせ先:					
	不具合の部位						
	基準不適合状態にあると認め る装置の状況及びその原因						
	改善措置の内容						
	不具合件数		事故の有無	ŧ			
	発見の動機						
	装置使用者、販売事業者及び						
	自動車 <u>分解</u> 整備事業者等に						
	周知させるための措置						

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象 <u>タイヤ</u> の範囲(識別番	リコール対象タイ	備考		
商品名	型式	種 別	号・番号)び製作期間	ヤの数	加 有	
			(製作期間全体の範囲)			
(計種)	(計 型式)		~	(計)		

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がリコール情報をインターネットのホームペーシンに掲載している場合は、そのアトンスを記載することができる。
 - 2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてモデルを記入して差し支えないものとする。
 - 3 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合は、それを区別して記載すること。

第3号様式(英文リコール概要書)(第2関係)

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.	DATE	
MANUFACTURER		
DESCRIPTION OF		
DEFECT		

COMMERCIAL	TYPE	CLASSIFICA	MODEL	NUMBER
NAME		TION	YEAR	OF ITEMS
			RECALLED	

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象 <u>装置</u> の範囲(識別番	リコール対象タイ	備考	<u>z</u>	
商品名	型式	種 別	号・番号)び製作期間	ヤの数	1佣 45	5
			(製作期間全体の範囲)			
(計 種)	(計型式)		~	(計)		

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がリコール情報をインターネットのホームページ に掲載している場合は、そのアドレスを記載することができる。
 - 2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてモデルを記入して差し支えないものとする。
 - 3 不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合は、それを区別して記載すること。

第3号様式(英文リコール届出書)(第2関係)

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.	DATE	
MANUFACTURER		
DESCRIPTION OF		
DEFECT		

COMMERCIAL	TYPE	CLASSIFICA	MODEL	NUMBER
NAME		TION	YEAR	OF ITEMS
			RECALLED	

TOTAL (日本産業規格A列4番) 備考 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。	プログストリー (日本工業規格A列4番) 信者 不具合箇所が複数ある場合であって対象車が異なる場合には、それを区別して記載すること。
第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)	第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)

	前回(月)		前回(月)
	()		()
	 (日本産業規格A列4番)	 (日本工業規格A列4番)
<u>備考</u> 1 「改善措置実施タイヤの数」は、滅失し、解体	でし、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を含め記載すること。	備考「改善措置実施装置の数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして	
2 「リコール対象タイヤの数」及び「改善措置実	施タイヤの数」は、届出毎の数の合計を記載すること。		
第5号様式(サービスキャンペーン	·通知書)(第8関係)	第5号様式(サービスキャンペーン通知書)(第8関係)	
サート	ごスキャンペーン通 知 書	サービスキャンペーン通	五知書
	年 月 日		年 月 日
国土交通省自動車局審査・		国土交通省自動車局審査・リコール課長殿	
	通知者の氏名		通知者の氏名
	<u>又は名称</u>		又は名称
\	<u>住 所</u>		<u>住所</u>
※整理番号	サービスキャンペーン開始日	※整理番号 サービスキ	ヤンペーン開始日
不具合の内容		不具合の内容	
改善の内容		改善の内容	
タイヤ 使用者等に周		使用者等に周知さ	
知されるための措置		れるための措置	

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの 範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン 対象タイヤ <u>の</u> 数	備考
			(製作期間全体の範囲)		
			(袋作朔间主体の軋団) ~	(計)	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。
 - 2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。
 - 3 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。
 - 4 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。
 - 5 通知者は、※印欄には記載しないこと。

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの 範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン 対象タイヤ数	備考
			(製作期間全体の範囲)		
			(表下労用主体の戦団)	(計)	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 不具合箇所が複数ある場合であって対象<u>装置</u>が異なる場合には、それを区別して記載すること。
 - 2 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。
 - 3 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。
 - 4 通知者は、※印欄には記載しないこと。

改正後	改正前
別紙 1	別紙 1
自動車整備士技能検定の実施要領(本省用) (略)	自動車整備士技能検定の実施要領(本省用) (略)
(別添)	(別添)
中央検定専門委員業務実施規約	中央検定専門委員業務実施規約
(目的) 第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員(以下「中央検定専門委員」という。)が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定(以下「技能検定」という。)の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。	(目的) 第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員(以下「中央検定専門委員」という。)が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定(以下「技能検定」という。)の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。
(中央検定専門委員の業務)第2条 中央検定専門委員は、次の業務を行う。① 技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること	(中央検定専門委員の業務)第2条 中央検定専門委員は、次の業務を行う。① 技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること
(中央検定専門委員の遵守事項) 第3条 中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。	(中央検定専門委員の遵守事項) 第3条 中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。

その職を退いた後も同様とする。

- ① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。
- ② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の 受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部 の者(国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者をい う。以下同じ。)に知らせないこと。
- ④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。
- ⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。FAX及び電子メール(パスワードを付した場合も含む。)での受け渡しを行わないこと。
- ⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッダー処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交诵大臣 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名

その職を退いた後も同様とする。

- ① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。
- ② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部 の者(国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者をい う。以下同じ。)に知らせないこと。
- ④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。
- ⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。FAX及び電子メール(パスワードを付した場合も含む。)での受け渡しを行わないこと。
- ⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッダー処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交通大臣 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

別紙2

別紙2

(別添)

自動車整備士技能検定の実施要領例(地方運輸局用)

自動車整備士技能検定の実施要領例(地方運輸局用)

(略)

(略)

(別添)

地方檢定専門委員業務実施規約

(目的)

第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員(以下「地方検定専門委員」という。)が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定(以下「技能検定」という。)の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。

(地方検定専門委員の業務)

- 第2条 地方検定専門委員は、次の業務を行う。
 - ① 技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
 - ② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

(地方検定専門委員の遵守事項)

- 第3条 地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。 その職を退いた後も同様とする。
 - ① 地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

地方検定専門委員業務実施規約

(目的)

第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員(以下「地方検定専門委員」という。)が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定(以下「技能検定」という。)の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。

(地方検定専門委員の業務)

- 第2条 地方検定専門委員は、次の業務を行う。
 - ① 技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
 - ② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

(地方検定専門委員の遵守事項)

- 第3条 地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。 その職を退いた後も同様とする。
 - ① 地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

- ② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部 の者(国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者をい う。以下同じ。)に知らせないこと。
- ④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、FAX及び電子メール (パスワードを付した場合も含む。) での受け渡しを行わないこと。
- ⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名

- ② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部 の者(国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者をい う。以下同じ。)に知らせないこと。
- ④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、FAX及び電子メール (パスワードを付した場合も含む。) での受け渡しを行わないこと。
- ⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

署名 印

改正後

改正前

1. (略)

2. 自動車重量税還付申請の受付けについて

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(以下「租特法」という。)第90条の15第4項及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)(以下「租特法施行令」という。)第51条の<u>5</u>第<u>7</u>項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者(以下「申請人」という。)は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければならない。

(1) 自動車重量税環付申請書

- (イ)自動車重量税還付申請書(以下「還付申請書」という。) は、租特法施行令第51条の<u>5</u>第<u>6</u>項を踏まえ、第1号様 式のとおりとする。なお、第1号様式は、永久抹消登録申 請書又は解体届出書(自動車の登録及び検査に関する申請 書等の様式等を定める省令第2条第1項)と兼ねるものと なっているので、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項 目とともに、還付申請に必要となる項目を記載させて提出 させること。
- (ロ)代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書面(別紙1参照)を還付申請書に添付して提出させること。

(ハ)、(ニ)(略)

(2) (略)

1. (略)

2. 自動車重量税還付申請の受付けについて

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(以下「租特法」という。)第90条の15第<u>2</u>項及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)(以下「租特法施行令」という。)第51条の<u>4</u>第<u>6</u>項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者(以下「申請人」という。)は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければならない。

(1)自動車重量税還付申請書

- (イ) 自動車重量税還付申請書(以下「還付申請書」という。) は、租特法施行令第51条の4第5項を踏まえ、第1号様 式のとおりとする。なお、第1号様式は、永久抹消登録申 請書又は解体届出書(自動車の登録及び検査に関する申請 書等の様式等を定める省令第2条第1項)と兼ねるものと なっているので、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項 目とともに、還付申請に必要となる項目を記載させて提出 させること。
 - (ロ)代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書面(別紙1参照)を還付申請書に添付して提出させること。なお、この場合、還付申請書の申請代理人の氏名欄には、国税通則法(昭和37年法律第66号)第124条第2項の規定により押印が必要となるので留意すること。

(ハ)、(ニ)(略)

(2) (略)

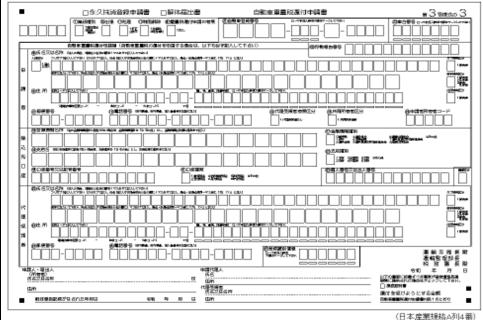
3. 環付申請書の所轄税務署への経由について

使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の流れは別紙4のとおりと なっているが、租特法第90条の15第4項及び租特法施行令第51条 の5第7項の規定による還付申請書の所轄税務署への経由については、 以下のとおり処理することとする。

4、5. (略)

第1号様式

第1号様式



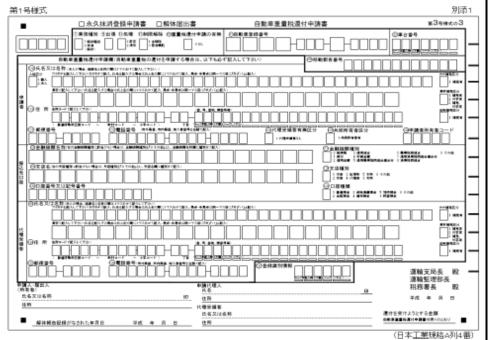
3. 環付申請書の所轄税務署への経由について

使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の流れは別紙4のとおりと なっているが、租特法第90条の15第2項及び租特法施行令第51条 の4第6項の規定による還付申請書の所轄税務署への経由については、 以下のとおり処理することとする。

4、5. (略)

第1号様式

別添1



第2号様式

〇自動車登録番号

口座番号

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

<u>令和</u> 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

〇車台番号 円 ※ 〇還付を受けようとする金額 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 〇申請者 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 電話番号 〇代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 一 ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 電話番号 -〇振込先口座 金融機関名・支店名 ー 銀行 支店 預金 口座種類

※ 還付を受けようとする金額の計算方法 逐門を受けようとする金額の計算力法 報付された自動車重量税用半額 \times <u>租税特別措置法施行令に基づく確定</u>且の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日 までの月数(一月末満切捨て) \div 自動車検査証の有効期間の月数 = 月 \times 月 \div 月 (参考) 納付された自動車重量税額 = 円、自動車検査証の有効期間の周数 \to 万月、 確定日 金和 = 月 日、自動車検査証の有効期間の満了日 金和 = 月 日

《お知らせ》後日、所轄稅務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。 また、所轄稅務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等 ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

〇自動車登録番号 O車台番号 円 * 〇還付を受けようとする金額 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 住所 雷託番号 〇代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力)※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 電話番号 銀行 支店 〇振込先口座 金融機関名・支店名 口座種類 預金 口座番号

※ 環付を受けようとする金額の計算方法

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本妻は大切に保管してください。 また、所轄税務署において、遅付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等 ありましたら所轄税務署よでお問合せ下さい。なお、所継氏務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

第2号様式の2

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1 (OCR通番) (照会 番号) 令和 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。 〇車台番号 円 ※ 〇自動車登録番号 〇還付を受けようとする金額 ○申請者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 (都道府県)(市郡区)(町字) 丁目 ー ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 住所 雷話番号 〇代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力)※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 電話番号 - 〇振込先口座 金融機関名・支店名 一 銀行 支店 口座種類 ※ 還付を受けようとする金額の計算方法 《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての間合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。 また、所轄稅務署において、還付轄の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等 ありましたら所轄稅務署によが調合せ下さい。なお、所轄稅務署に申請令の住所地等を管轄する稅務署となります。

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

第2号様式の2

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1 (OCR通番) (照会番号) 平成 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。 〇車台番号 円 ※ ○自動車登録番号 ○還付を受けようとする金額 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 ○申請者 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 電話番号 ○代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 - ※付表がある場合は「(補完有)」を末尾に出力 住所 電話番号 ー 銀行 支店 〇振込先口座 金融機関名・支店名 口座種類 預金 口座番号 ※ 還付を受けようとする金額の計算方法 《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。 また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

第3号様式

第3号梯式

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(提付中請者の自動車登録番号を記入して下さい。)
申請者の氏名又は名称(遺付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)
カカナで配入して下来が、フリガナ
7/111
漢字
申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)
住 湃
代理受領者の氏名又は名称(週付中隣番のオーバーフロー分を記入して下さい。)
1920ナで足入して下来・。 フリガナ
漢字
代理受験者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)
住 殊

〈日本<u>産業</u>規格4列4番〉

第3号様式

第3号梯式

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(連付中請書の自動車登録番号を記入して下さい。)
中隣者の氏名又は名称(透付申請者のオーバーフロー分を記入して下さい。)
かかけて足入して下去り、
フリガナ
漢字
申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)
住 歼
L //
代理受禍者の氏名又は名称(遺付中隣者のオーバーフロー分を記入して下さい。)
力が力で促入して下来り、
フリガナ
漢字
代理要領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)
住)

〈日本<u>工業</u>規格A列4番〉

第4号様式 第4号様式 別添2 自動車重量税還付申請書付表3 令和 年 月 日 所 住 氏名 又は 名 称 及 び 代表者氏名 電話番号 受領割合 (分数表記) 競 行金庫・組合 機協・機協 報 行 金庫・組合 鎖 行 金庫・組合 銀 行 金庫・組合 預金口座に振込みを希望する場合 銀行名等 農協・油協 本店・支店 本所・支所 本店・支店 本所・支所 本店・支店 本所・支所 本店・支店 本所・支所 支店名等 預金の種類 預金 預 金 預金 預 金 口座番号 ゆうちょ銀行の 貯金配号番号 ゆうちょ離行支店名 支店・郵便局 支店・郵便局 支店・郵便局 支店・郵便局 又は郵便局名

S BOW C C / /C C	6 °0
※整理欄	照会署号
※整理欄については配入不要	です。

第4号様式

第4号様式

別添2

自動車重量税還付申請書付表3

平成 年 月 日 住 氏名又は名称及び 0 0 0 0 代表者氏名 電話番号 受領割合 (分数表記) 親 行 金庫・組合 異協・漁協 競 行 金庫・報合 農協・漁協 銀行名等 金庫・組合 農協・漁協 金庫・組合 農協・漁協 還付される税金の受取場所 本店・支店 本所・支所 本店・支店 本所・支所 本店・支店 本所・支所 支店名等 預金の種類 預金 預金 預金 預 金 口座番号 ゆうちょ銀行の 貯金配号番号 ゆうちょ最行支店名 支店・郵便局 支店・郵便局 支店・郵便局 支店・郵便局 又は郵便局名

- | スペラビルの|
 注意 1 この付表は、共同所有している自動者に係る進行申請の場合に必要事項を配載の上、申請書と一緒に提出してください。
 2 連付金の受職権限を受任する場合は、「共同所有書に繋する事項」までを記載し、別念、連付金の受職権限を受任する旨の受性状を派付してください。
 3 連付される税金の受敬に出たって、銀行等の項金口屋に張込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口屋等号を、ゆうちょ銀行の貯金の口屋への振込みを希望する場合は、労企口屋の配号番号を、ゆうちょ銀行及び飛信局配口で受け取りる機宜をも増合は受け取りに要件な支店者・搬便局名 を記載してください。

※整理欄 照会番号 ※整理欄については配入不要です。

第5号様式

第5号様式 別添1

事 務 連 絡 <u>会和</u> 年 月 日

○○国税局消費税課長(沖縄国税事務所間税課長) 殿

○○運輸支局○○自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

金和○年○月に提出のあった下表の自動車に保る自動車重量税還付申請書について、〔付表 2・付表 3〕の添付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表 2	付表3	申請書	付表1
			<u> </u>	
	 		1	
	+			

注意事項

- 付表2についてはその申請書の複写を、付表3についてはその申請書の複写及び付表 1の複写を必ず添付すること
- 表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。
- 3. 毎月1~15日の情報については、16日から起算して第5業務日までに、毎月16日~末日の情報については、翌月1日から起算して第5業務日までに、それぞれ国税周消費税票耗税機あて送付すること。

第5号様式

第5号様式

別添1

 事
 務
 連
 終

 <u>平成</u>
 年
 月
 日

○○国税局消費税課長(沖縄国税事務所間税課長) 販

○○運輸支局○○自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

<u>平成</u>○年○月に提出のあった下表の自動車に保る自動車重量視週付申請書について、〔付表 2・付表3〕の添付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表 2	付表3	申請申	付表1

注意事項

- 付表2についてはその申請書の複写を、付表3についてはその申請書の複写及び付表 1の複写を必ず添付すること
- 2. 表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。
- 3. 毎月1~15日の情報については、16日から起算して第5業務日までに、毎月16日~末日の情報については、翌月1日から起算して第5業務日までに、それぞれ国税馬消費視弊継税係あて送付すること。

	委 任	状				委	任 状	
	受任者 氏名					氏 名		
	住 所					住 所		
上記の者	(こ、永久抹消登録申請 に下記自動車の 2. 永久抹消登録申請及び自 3. 解体の届出に伴う自動車重		〉 に関する権限を委任する。		上記の者に下記自動車の	1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び 3. 解体の届出に伴う自動車		〉 に関する権限を委任する。
	自動車登録番号	車台番号				自動車登録番号	車台番号	
	委任者(使用済自動車の所有者)		金和 年 月 日		委任者(使用済	自動車の所有者)		<u>平成</u> 年 月
	(フリガナ)				(フリガナ)			
	氏名又は名称	E	D		氏名又は名称		E	1
	住 所		-		住 所			_
御 注 意	- 解体の届出に伴う自動車重量税適付申請を行う場合にあ 押印することを要しない。	ろっては、委任者(使用済自動車の)	<u>所有者)は、</u>	別紙1	-			-

委 任 状		委 任 状
受任者 氏名		受任者 氏名
住所		住所
上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。		上記の名に下記日則早に除る日則早里里代の退刊並の交換権限を安任 9 G。 - 自動車登録番号 - 車 台 番 号
会和 全 委任者(使用済自動車の所有者)	年 月 日	<u>平成</u> 年月 委任者(使用済自動車の所有者)
安に甘(氏が月日列半のが1円甘) (フリガナ)		(フリガナ)
氏名又は名称		氏名又は名称
住 所		
御 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び注 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付される意 ため、委任状の受任者に還付されないことがあります。		御 ① 委任状は、 受任者が自星・押印してください。 注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税適則法第57条(充当)及び 意 地方税法附削第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付される さめ、委任状の受任者に還付されないことがあります。
		だめ、まはないとは日に座りて4040でによりのりょう。
		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

別紙3

		:	運輸支局等、国和	兑局対点	D 30€				
2E NO 75 NO	運輸水	· 検查登録事務所等	e m	TEL	DE 84 AS	~	es m	TEL	
	扎铁運輸文局		机模市東区北京市東7丁目	011 (721) 7169					
	函館運輸支局		選邦中国技術 の6年-24	0128 (49) 5700	l			ĺ	
	室筒運輸支局		整額専用の総数3丁目4-0	0142 (44) 4026	+L 495 DE 910 MG		L		
北海遊運輸局	帯広運輸支局		帝広市西10条北1丁目8-4	0155 (22) 2281	#L 선택 INI RN AR5 201 설립 RN 55 201 RN 65	060-0042	礼模市中央区大連四10丁目 礼模第二合同庁告	011 (221) 501:	
	糾路運輸支局		制務市島取入連6丁目2-13 北見市東三幅3-23-2	0154 (51) 2521	Į.				
	北見運輸支局 旭川運輸支局		総発市東三幅3-23-2	0157 (24) 7581 0166 (51) 5262	1				
	密城運輸支局		協会市高級野区展布3丁目3-15	022 (235) 2511					
	信馬運輸支馬		福島市会會学会 用0.4	024 (546) 0241	i				
	福岛運輸水局	いわき自助車検査登録事務所	いわき中の国際の介護1-130	0246 (27) 6151	1				
	岩子運輸支局		保護部外の町流通センター内2丁目4-5	019 (627) 2911	1 04 Ve DD 89 A6 2 28 98 99 28				
寒北運輸局	青森運輸支局		青春市大学从田学豊田139-13	017 (729) 1502		101 ALC AND THE	980-8420	知台市青菜区本町3丁目3番 1号毎台合同庁吉 <u>ム建</u>	022 (262) 111
	青森運輸支局	ハ戸自動車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地2-12-12	0178 (20) 2161	BB 00 100				
	山形運輸支局		1481 W. K. W. SE 141 W. 19 RR 1 4 21 21 — 1	022 (686) 4712	1				
	山形運輸支局	庄内自助平校查登録事務所	東田川郡三川町大学界切物田学覧収入	0225 (66) 4118					
	秋田運輸支局		新田市県宇豊米74-3 品川区東大井1丁目12-17	018 (862) 5815					
	東京運輸支局 東京運輸支局	足立自助車検査登録事務所	定立路南花県G丁田12-1	02 (2458) 9225 02 (2884) 1511	ł				
	東京運輸支局	維馬自助車検査登録事務所	使用区化的2丁目8 —6	02 (2921) 1178	1				
	東京運輸支局	多厚自助平检查登録事務所	■文本表3丁目30−3	042 (523) 2455	1				
	東京運輸支局	八王子自助平検査登録事務所	八王子市海山町1丁目270-2	0426 (91) 6261	i				
	神奈川運輸支局		開版的報酬及 認問題的	045 (939) 6804	1	l		l	
	仲奈川運輸支局	相领自助平検查登録事務所	受甲郡委川町大字中津字根台7181	046 (285) 0085	東水田秋馬 消費料課 維料係			L	
	神奈川運輸支局	川崎自動車検査登録事務所	川崎市川崎医塩高3丁目24-1	044 (287) 7557	201 510 656	104-8449	WWW.BMSTHAM15	PH (3542) 211	
	神奈川連輸支局	湘南自助平校查查拜事務所	学専作車豊田宇道下369-10	0462 (54) 8908	l	l		l	
	千葉運輸支局		干菜市美瓜区积港108	042 (242) 7227	l	l		l	
四米運輸局	千葉運輸支局 千葉運輸支局	留水野自助車検査登録事務所 抽ヶ浦自助車検査登録事務所	船橋市智志野台8丁目57-1 株ヶ浦市長浦宇拓州号580-77	047 (462) 6501 0428 (62) 5591	ł	l		l	
Jan Street Williams	十 菜 連 輔 支 局	情ヶ浦目助車検査登録事務所 野田自助車検査登録事務所	映ヶ浦市長浦宇拓成号680-77 野田市上三ヶ尾307-23	04(7121)0111	l	l		l	
	山梨運輸支局	好叫出的本色至至异中的州	施収市和和町連絡1000-9	055 (261) 0881	ł				
	均至運輸支局		さいたま水西区大学の釘2164-2	048 (624) 1022	1			 	
	均至運輸支局	熊 台自助車検査登録事務所	熊留市別秧級ケ原字下林701-4	048 (522) 8121	1	1	İ	1	
	均面運輸支局	春日郁自助車検査登録事務所	春日都市大学場門723-1	048 (762) 5511	l	l		l	
	均面運輸支局	所沢自助車検査登録事務所	班政班太学年近学于康元488 —1	042 (998) 1600	関東体熱国形局	.	さいたま市中央 8 数数を1.00		
	群馬運輸支局		新橋市上京町300-1	027 (262) 4412	四年信息国际局 消费税率 加税保	220-9719	さいたま市中央区新都心1番 晒1さいたま新都心合同庁告 一号解	048 (600) 211:	
	英城運輸支局 英城運輸支局		米戸市住吉町343 未通市和町3丁目1-3	029 (247) 5118 029 (842) 8111	l				
	初水運輸支局	土浦自助車検査登録事務所	主導市即町2丁目1-2 宇都宮市八千代1丁目14-8	028 (658) 7012	ł				
	初水運輸支局	佐野自助車検査登録事務所	佐野市下田田町2001-7	0282 (21) 2720	i				
	es an aw ee ay an		朝鮮市の東京東北市県14-26	025 (285) 2121					
	新海運輸水局	長岡自助車検査登録事務所	長岡市拱田屋町字外川2643-1	0258 (22) 1121	四年位起回称用		さいたま市中央区数額の1番		
	長野運輸支局		共野市西和田1-35-4	026 (242) 5355	関東做越国税局 消費税課 維税係	220-9719	さいたま市中央区新都心1番 地1さいたま新都心合同庁告 一号館	048 (600) 211	
北陸信越運輸局	長野運輸支局	松本自助車検査登録事務所	6米水中田東2丁田5 -10	0262 (58) 2180	1				
	有川運輸支局		金沢市人江3丁目163	076 (291) 0521	金沢国税局 消费税額 推税係	920-8586	⊛沢市広阪2丁目2番6 0 号 金沢広阪会同庁告	076 (221) 212	
	富山運輸支局		2014年新建町馬場共2	076 (422) 6618	20 10 66		坐风広場各門庁舎		
	类知道输支局		名古屋市中川区北江町1丁目1-2 豊田市数林西町西菜山46	052 (251) 5216	l .				
	愛知運輸支局 愛知運輸支局	西三河自助平検查登録事務所 小核自助平検查登録事務所	受用市委林典町西菜山46 小装市動小末3丁目32	0565 (52) 2417 0568 (72) 4121					
	SEC AND RECEIPED SEC. SHIP	型棉自助车检查型超事等所	空橋市神野新田町宇永ノ初20-3	0532 (32) 8821	1				
	静岡運輸水局	至66日80年10至至20年20万	野岡市駿河区田吉田2丁目4-26	054 (261) 1192	多大型回形器				
*** AS AR NO AS	静岡運輸水局	沼津自助平検査登録事務所	西津市原学古田2480	055 (967) 1177	名古歷国税局 消費税課 指税係	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3 巻2号名古屋国校料合庁を	052 (951) 251	
THE MILE AND MAIL AND	静岡運輸支局	浜松自助車検査登録事務所	JULY NO VENTOR DE LIQUES PRO REST 1 1 — 1	052 (421) 5051	1				
	岐阜運輸支局		映學市日雲江2648-1	058 (279) 2711	1				
	岐阜運輸支局	飛驒自助平検查登録事務所	高山市新宮町830-6	0577 (26) 1221	1				
	三里運輸支局		津市憲出長來町八ノ割1190-9	059 (224) 8416					
	福升運輸支局		福州市西田1丁田1402	0776 (24) 1600	金沢国税局 消费税課 推税係	920-8586	金沢市広阪2丁目2番60号 金沢広阪6両庁舎	076 (221) 212	
	大阪運輸支局		映歴川市高吉年町12-1	072 (822) 3295					
	大阪運輸支局	なにわ自助車検査登録事務所	大阪市住之江区市港東3丁目1-14	06 (6612) 7201	1				
	大阪運輸支局	和泉自助平校查查缉事務所	机原妆业代明管务场	0725 (41) 2920	大阪国和馬	l		ĺ	
松原物推畅局	水能運輸支局		水 他に行く人 見らな 竹川 田 (10) ヤルボリンフ	075 (681) 9761	大阪国税局 消費税課 維税係	540-8541	大阪市中央区入手前1丁目5 毎63号大阪会同庁会3号超	06 (6941) 522	
	奈良運輸支局 滋賀運輸支局		大和郡山市顧田郡北町081-2	0742 (61) 6425 077 (585) 7251	ł	l		l	
	滋賀運輸支局 和歌山運輸支局		守山市米県町2208-6 和町山市湾1106-4	077 (585) 7251 072 (422) 2154	ł	l		l	
	神戸運輸監理部戶								
			PROPRIES AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	078 (452) 1100	大阪国税局		大阪市中央区大手前 1 丁目 6 告 6 3 号大阪台同庁告 3 号館		
仲戸運輸監理部	** 产速 ** 整 理 #I	(岸陸運部 	90 ym 191 301 302 505 505 405 505 807 31 41 21 200 305 191 305 305 505 505 505 505 507 31 41 21	078 (452) 1100 0792 (21) 4800	大阪国税局 消費税課 維税係	540-8541	後も3号大阪会団庁を3号級	06 (6941) 522	
仲戸運輸監理部					大阪国税局 消費税課 搶稅係	540-8541	秦63号天联各同厅委3号段	06 (6941) 522	
仲戸運輸監理部	他戸運輸監理部 広島運輸支局 広島運輸支局		映路市路線区中島福路町3332 広島市路区駅舎新町4丁目13番13-2 福山市南今浦町44	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (924) 1222		540-8541	番もスキス版会団が参えや解	06 (6941) 522	
仲戸運輸監理部 中国運輸局	伸严運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 島取運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	原物市助産区中央機関のコススス 広島市地区契金を約4年日13番1スース	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119		720-8521		082 (221) 921	
	仲戸運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 島取運輸支局 島根運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	施助市物館区中島福岡町3332 広島市港区駅舎参照4丁目13億13-2 福山市的今津町44 最初市5山町234 毎に下島岡町43-3	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219	大阪 阳 税局 消费税率 潜税係 広島 阳 税局 消费税率 潜费税保		番63号大阪各町庁舎3号報 広島市のIX上ハ丁間6番30 号広島合町庁舎1号報		
	神戸運輸整理部 広島運輸立局 広島運輸立局 島取運輸立局 島根運輸立局 岡山運輸立局	烧路自助平検查登録事務所	使用作動類な中央機関の3323 広島作用に観音制の4丁目13番13-2 機は作用や項目44 機関作品は何234 地位作用点は何23-4 関は作中な機関234-1 関は作中な機関234-1	0792 (21) 4800 082 (223) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (273) 2111					
	神戸運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 島取運輸支局 島根運輸支局 同山運輸支局 山口運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	物物不物類似の条物が7.33.23 近高水面に破壊者が4.7 計13等13.23 高取市広山町324 助江市市県湖町33.2 加江市内に護衛33.2 山山市中区護衛34.7 山口市実町1.8	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (272) 2111 082 (922) 5224					
中国流生物局	神戸運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 島取運輸支局 島根運輸支局 山口運輸支局 山口運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	参数作物類 (KTの 情報が7.3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	0792 (21) 4800 082 (223) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (273) 2111	1次,所。1四 利克 阿克 2世 東京 利克 2世 利克 2世 克克 2世 克克 2世 克克 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世	720-8521	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921	
	神戸運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 島取運輸支局 島根運輸支局 同山運輸支局 山口運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	物物不物類似の条物が7.33.23 近高水面に破壊者が4.7 計 1.3 等 1.3.2.2 数似水面からは 1.3 で	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (272) 2111 082 (922) 5224 087 (882) 1256					
中国流生物局	神戸運輸整理部 広島運輸支局 広島運輸支局 局取運輸支局 局報運輸支局 同山口運輸支局 香川運輸支局 香島運輸支局 香島運輸支局 高加運輸支局 高加運輸支局 高加運輸支局 高加運輸支局	烧路自助平検查登録事務所	無数性の関係が必要性のイザリンスの名 の表現での配金を取りイザリンスを 知ないのない。 知ないのないのない。 知ないのないのない。 知ないのないのない。 知ないのないのない。 知ないのないのないのないのない。 知ないのないのないのないのない。 知ないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのない。 知ないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのな	0792 (21) 4800 082 (223) 9168 084 (924) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (273) 2111 082 (922) 5224 087 (882) 1256 088 (641) 481 089 (956) 1562 088 (866) 7212	1次,所。1四 利克 阿克 2世 東京 利克 2世 利克 2世 克克 2世 克克 2世 克克 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世	720-8521	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921	
中国流生物局	特严運輸整理部 広島運輸支局 局取運輸支局 局取運輸支局 局収運輸支局 場口運輸支局 場口運輸支局 等川運輸支局 等別運輸支局 実護運輸支局 震線運輸支局 減額 減額 減額 減額 減額 減額 減額 減額 減額 減額	超路自動革使查查與事務所 個以自動革使查查與事務所	無数・再級(医化・再級(医化・力) 20 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2 m 2	0792 (21) 4800 082 (22) 9168 084 (934) 1222 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (27) 2111 082 (922) 5211 087 (882) 1256 088 (641) 4812 089 (956) 1562 088 (667) 2112	1次,所。1四 利克 阿克 2世 東京 利克 2世 利克 2世 克克 2世 克克 2世 克克 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世	720-8521	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921	
中国流生物局	神戸運輸整理部 広島運輸支局 品取運輸支局 品收運輸支局 同山運輸支局 山口運輸支局 等川運輸支局 委領運輸支局 委領運輸支局 需回運輸支局 福間運輸支局	超跨自助率検查登録率指所 模山自動率検查登録率指所 本元八州自動率検查登録率指示	協商所報報では、 高級情報報報では、 地域情報を選択は、 地域情報を選択は、 地域情報を選択は、 地域情報を選択して、 はは一般情報を表現して、 はは一般情報を表現して、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	0792 (21) 4800 082 (22) 9168 084 (934) 1232 0857 (22) 4119 0852 (27) 1319 086 (272) 2111 082 (922) 5224 087 (882) 1256 088 (641) 4812 089 (956) 1562 088 (666) 7312 092 (473) 0481	1次,所。1四 利克 阿克 2世 東京 利克 2世 利克 2世 克克 2世 克克 2世 克克 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世	720-8521	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921	
中国運輸局	特严運輸整理部 広島運輸收局 馬取運輸收局 局取運輸收局 局間運輸收局 站口運輸收局 等川運輸收局 等川運輸收局 等川運輸收局 等川運輸收局 等川運輸收局 每回運輸收局 每回運輸收局 每回運輸收局 每回運輸收局	相助 自助单帧重查频率指列 相山自助单帧重查频率指列	国際の指数を中央機関を12日2日 ・ 一般の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	0792 (21) 4800 082 (222) 9168 084 (934) 214119 0852 (27) 1219 086 (272) 2111 086 (272) 2111 086 (273) 2111 087 (882) 1256 088 (641) 4812 088 (864) 7312 092 (672) 1192 093 (472) 0481 094 (272) 1492	(左: 40, 100 号) 40, 151 46 170 170 170 170 170 170 170 170 170 170	720-8521	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921	
中国運輸局	特严運輸整理組 然高運輸效局 局取運輸效局 局取運輸效局 同口運輸效局 同口運輸效局 同口運輸效局 等回運輸效局 等回運輸效局 等回運輸效局 等回運輸效局 每回運輸效局 每回運輸效局 每回運輸效局	超跨自助率検查登録率指所 模山自動率検查登録率指所 本元八州自動率検查登録率指示	無限の事業を企業を受ける。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0792 (31) 4800 082 (232) 9168 084 (234) 1323 0857 (22) 4119 0852 (27) 1319 0852 (27) 1319 083 (922) 5234 087 (882) 1256 087 (886) 7312 089 (866) 7312 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192	(左: 40, 100 号) 40, 35 gg 号) 58 26 gg 号) 58 26 50 66 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60	720-8521 760-0018	広島市中区上八丁駅 (巻 3 O 寺広島舎町庁舎) 号報	082 (221) 921 087 (821) 211	
中国流生物局	等产運輸整理能 在高速輸支局 局等運輸支局 局等運輸支局 同口道輸支局 同口道輸支局 但因的支 局面運輸支局 個面的運輸支局 個面的運輸支局 個面面運輸支局 個面面運輸支局 個面面運輸支局 個面運輸支 個面運輸支 個面 個面運輸支 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面	相助 自助单帧重查频率指列 相山自助单帧重查频率指列	無数の主義のなどの機能をつからない。 のでは、他の性性を対していません。 をはなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	0792 (31) 4800 082 (232) 9168 084 (934) 1323 0857 (22) 4119 0852 (37) 1319 0852 (37) 1319 0852 (92) 5324 087 (882) 1356 088 (641) 1356 088 (645) 7312 089 (956) 1562 089 (957) 1092 092 (473) 1089 0942 (21) 9291 0942 (21) 9291 0942 (21) 9291	1次,所。1四 利克 阿克 2世 東京 利克 2世 利克 2世 克克 2世 克克 2世 克克 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世 2世	720-8521 760-0018	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していません。 の表現を存在しません。	082 (221) 921 087 (821) 211	
中国運輸局	本ア・運動管理 組織 次、高速輸文 局 高等 場合文 局 高等 場合文 局 高等 場合文 局 同日 は複雑文 局 毎月 選輸文 局 毎月 運輸文 局 毎月 運輸文 局 毎回運輸文 局	相助自助单级需查给单排所 据以供勤单级需查给单排所 出力。 上九州自助单级需查经单排所 人简本自助单级需查经单排所 机类自助单级需查经单排所	無限の事業を企業を受ける。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0792 (31) 4800 082 (232) 9168 084 (234) 1323 0857 (22) 4119 0852 (27) 1319 0852 (27) 1319 083 (922) 5234 087 (882) 1256 087 (886) 7312 089 (866) 7312 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192 099 (372) 1192	(左: 40, 100 号) 40, 35 gg 号) 58 26 gg 号) 58 26 50 66 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60	720-8521 760-0018	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していませるの の表現を存在しませます。	082 (221) 921 087 (821) 211	
中国逐渐的	等产運輸整理能 在高速輸支局 局等運輸支局 局等運輸支局 同口道輸支局 同口道輸支局 但因的支 局面運輸支局 個面的運輸支局 個面的運輸支局 個面面運輸支局 個面面運輸支局 個面面運輸支局 個面運輸支 個面運輸支 個面 個面運輸支 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面 個面	相助 自助单帧重查频率指列 相山自助单帧重查频率指列	無限の事業を企業を担当されます。 一般の事業を受けています。 一般の事業を使けています。 一般の事業を使けていまする 「他の事業を使けていまする。 「他の事業を使けていまする。 「他の事業を使けていまする。」 「他の事業を使けていまする。」 「他の事業を使けていまする。」 「他の事業を使けていまする。」 「他の事業を使けていまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまする 「他の事業を使りできないまなる 「他の事業を使りできないまなる 「他の事業を使りできないまなる 「他の事業を使りできないまなる 「他の事業を使りできないまなる 「他の事業を使りできないまなる 「他の	0702 (31) 4800 082 (232) 9168 084 (234) 1323 0857 (22) 4119 0852 (37) 1219 086 (27) 2111 083 (92) 5224 087 (882) 5224 089 (641) 4812 089 (651) 1522 092 (672) 1192 092 (672) 1192 093 (473) 0481 0942 (31) 9291 0944 (31) 9291	(左: 40, 100 号) 40, 35 gg 号) 58 26 gg 号) 58 26 50 66 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60	720-8521 760-0018	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していませるの の表現を存在しませます。	082 (221) 921 087 (821) 211	
中国逐渐的	中アで有色性理能 大点、透明を大局 大点、透明を大局 あり、現物大局 あり、現物大局 のは現物大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 等11、現場大局 を11、現場大局 を11、現場大局 長間では他大局 経間では他大局 経間では他大局 経間では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では他大局 長面では 長面で 長面で 長面で 長面で 長面で 長面で 長面で 長面で	解原 自動車 电电子 医结束结束	無数の事業のでも、他の関係であるとは の場合を関係していません。 のは、ののののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	0702 (21) 4800 084 (2034) 1323 0857 (22) 4119 0852 (27) 1219 086 (27) 2111 082 (27) 2111 083 (27) 2111 083 (27) 2111 083 (27) 2111 084 (27) 2111 084 (27) 2111 085 (26) 1562 086 (86) 7112 094 (27) 210 094 (27) 210 095 (27) 172 096 (26) 174 0956 (21) 8048 0950 (25) 0850 0956 (21) 8048	(左: 40, 100 号) 40, 35 gg 号) 58 26 gg 号) 58 26 50 66 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60	720-8521 760-0018	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していませるの の表現を存在しませます。	082 (221) 921 087 (821) 211	
中国逐渐的	中アで有他就理能 に 表現他を実施 に 表現他を実施 上 表現他を実施 上 表現他を実施 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	解原 自動車 电电子 医结束结束	MERCHANDEN CHARLES AND CHARLES	0702 (31) 4800 082 (323) 91 68 084 (3034) 1333 0857 (22) 411 6 0862 (27) 1319 086 (27) 2511 087 (382) 1326 087 (882) 136 087 (882) 136 088 (681) 148 12 089 (956) 1562 088 (686) 73192 092 (473) 0481 0942 (21) 9291 0948 (81) 3290 0958 (31) 4748 0958 (31) 8478 0958 (31) 8478 0958 (31) 8478 0959 (62) 1389 0968 (30) 2100 096 (30) 2100 096 (30) 2100	## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##)	730-8521 760-0018 812-8547	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していませるの の表現を存在しませます。	082 (221) 921 087 (831) 311 092 (411) 002	
中国逐渐的	中产"省中的发现的。 从,他们也是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	解原 自動車 电电子 医结束结束	無限の事業を中央機関を1942年 1 日本 1942年 1 日	0792 (21) 4800 (03) 1232 ((左: 40, 100 号) 40, 35 gg 号) 58 26 gg 号) 58 26 50 66 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60 26 50 60	720-8521 760-0018	の表現で成本人で開発するの の表現を内がなくであます。 の表現を存在していませるの の表現を存在しませます。	082 (221) 921 087 (831) 311 092 (411) 002	
中国逐動局	中产"福德型证明的 反而强德的实现的 反而强德的实现的 对而强德的实现的 和特征的实现的 对自己的现在分词 对自己的现在分词 对自己的现在分词 可以他的实现的 但是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是	部別の 動物 単位 単 型 単 単 野 所	無数の事業のでの機能を1942年 (1981年 1972年	0792 (21) 4800 002 (22) 0 166 002 (23) 0 166 002 (23) 0 166 002 (23) 0 166 002 (23) 0 167 (23) 41 0 167 002 (23) 41 0 167 002 (23) 41 0 167 002 (23) 21 11 0 006 (23) 21 11 0 006 (23) 21 11 0 006 (23) 21 11 0 007 (002) 100 002 (23) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002 (20) 100 002	## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##)	730-8521 760-0018 812-8547	等景を実施からて考えます。 高級を表現を - 申、0 中内に 中ではできるはほどの方とファ	082 (221) 921 087 (831) 311 092 (411) 002	
中国逐渐的	中产"可供物型设施的工作"。 如何是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	解原 自動車 电电子 医结束结束	無限の事業を介有機を対するとのである。 最後の事業を表現しません。 またままままままままままままままままままままままままままままままままままま	0792 (3.1) 4800 (0.0) 202 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1	## (50 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	730-8521 760-0018 812-8547	等景を実施からて考えます。 高級を表現を - 申、0 中内に 中ではできるはほどの方とファ	082 (221) 921 087 (831) 311 092 (411) 002	
中間運輸局即以間運輸局	中アー省中級工場的 に 他 選伸を定め に 他 選伸を定め か 他 選伸を定め か 他 選伸を定め か 他 選伸を定め か 他 選伸を定め は 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	部別の日助単位産金額単類所 係にの動業値産金額単類所 また人所の動業値産金額単類所 のでの動業値産金額単数所 のでの動業値を変更が単版所 のでの動業の産産の資金額単 のでの動業の産産の資金額 の動産の最高を変更が単版所 のでの動業の産産の資金額 のでの動業の産産の資金額 を表現の動業を変更が単版所	無限の事業を企業を担当しません。 最初の事業を受け、一般である。 を記していません。 を記していません	0792 (31) 48000 (32) 30 (42) 3	## (50 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	730-8521 760-0018 812-8547	**************************************	082 (221) 921 087 (831) 311 092 (411) 003	
中間運輸局の運輸局の大州運輸局	中产"可供物型设施的工作"。 如何是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	部別の 動物 単位 単 型 単 単 野 所	無限の事業を介有機を対するとのである。 最後の事業を表現しません。 またままままままままままままままままままままままままままままままままままま	0792 (3.1) 4800 (0.0) 202 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1) 4800 (0.0) 203 (3.1	## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##) ## (50 (50 10) ##)	730-8521 760-0018 812-8547	等景を実施からて考えます。 高級を表現を - 申、0 中内に 中ではできるはほどの方とファ	082 (221) 921 087 (821) 211	

別紙3

別紙3

必医 申由 ;Φ; J	B · 検查登録事務所等	50: PH	TEL	DE 591 PG	~	6% PF	TEL
札供運輸支局		机模市市区北京市東京丁田	011 (721) 7169				1
函館運輸支局		搬帐中面档模町 666—24	0128 (49) 5700	l	l	l	I
室関連輸支局		室筒市日の出町3丁目4-9	0142 (44) 4026	#1. 00 ED FO E	l	l	I
帯広運輸支局		参広市四10条北1丁田8 -4	0155 (22) 2281	부L 하면 GBI 무슨 ARG 105 설립 무슨 모든 201 년년 (AR	060-0042	札幌市中央区大通四10丁目 札幌第二台同庁告	011(221)501
斜路運輸水局		解除性素取失性4丁目2-13	0154(51)2521		l	l	I
北見運輸支局		465年が東三4歳3ー23ー2	0157(24)7581	ł			
旭川運輸水局		施川市衛州町10-1 64台市空域駅内区開町3丁田3-16	0166(51)5262				
宫城運輸支局		福島市古地学古田64	022 (225) 2511	ł			
福島運輸水局	いわき自助車検査登録事務所	いかき作の脚線解が参鳴1-136	0246 (27) 6151	1			
岩子運輸支局		緊疫都矢の町流通センター物2丁目4-5	019 (627) 2911	1			
青森運輸支局		青春市大学展用学業用139-13	017 (729) 1502	信山 ざき (国) 天地 JRD 2世 大学 天砂 古単 古君 天砂 (本)	980-8430	協会市告英医米町3丁目3番 1号協会会団庁告	022 (262) 111
實料運輸支局	八戸自助車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地3-12-12	0178 (20) 2161	28 50 56			
山形運輸支局		山田市大学康山学行教1422-1	022 (686) 4712	1			
山形運輸支局	庄内自助事校查登録事務所	東田川郡三川町大学押切物田学県秋 3	0225 (66) 4118	1			
秋田運輸支局		核田市県宇豊米フルース	018 (862) 5815				
東水運輸支局		品川民東大井1丁目12-17	02 (2458) 9225	l			
東水運輸支局	足立自助車検查登録事務所	26.32 DK 1917 E 511 T T 111 T 2 - 1	02 (2884) 1511			ALOX #17.55.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.	D2 (2216) 681
東京運輸支局	練馬自助車検査登録事務所	NO MI, DK 4EMY 21 TH N — G	02 (2921) 1178				
東京運輸支局 東京運輸支局	多摩自助車検查登録事務所	四文本表3丁目30一3	042 (523) 2455	ł			
	八王子自助車検査登録事務所	八王子市海山町1丁目270-2 横浜市都県区池辺町3540	0426 (91) 6261	ł			
神奈川連輪女局 神奈川連輪女局	相模自助平核查登録事務所	模選術都鎮区地図町3540 乗甲郡委川町大字中津字校台7181	045 (929) 6804 046 (285) 0085	W W DO NO	I		
神奈川連輸文局	川崎自助車検査登録事務所	委甲郡委川町大学の連手接合7181 川崎市川崎区塩瓜3丁目24-1	044 (287) 7557	が、対にははそのから は性が変形を意味 か性を検査した。	100-8102		
神奈川連軸文局	川南田助本校会会評事務所	平塚市東豊田宇道下369-10	0462 (54) 8908		l		
千葉運輸支局		于莱市美瓜区标港10s	042 (242) 7227	1	l		
千菜運輸支局	習志野自動車検査登録事務所	船橋市智志野台4丁目57-1	047 (462) 6501	1	l		
千葉運輸支局	柚ヶ浦自助平検査登録事務所	続ヶ浦市長浦宇拓州号580-77	0428 (62) 5591	1	l		
千葉運輸支局	野田自助車検査登録事務所	野田牧上三ヶ周207-22	04 (7121) 0111	Ī	I		
山梨運輸支局		蓝领市有和町唐柏1000-9	055 (261) 0881				
均高運輸水局		さいたま市西区大学中町2164-2	048 (624) 1022				
均高運輸支局	無台自助車検査登録事務所	照留市師技術少原学下林701-4	048 (522) 8121	l		さいたま市中央区勢部心1番 品 の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	048 (600) 211
均正運輸支局	春日郁自助平検査登録事務所	泰日都市大学培严723-1	048 (762) 5511		l		
均压運輸支局	所识自助平検查登録事務所	所以有关字件,但字子原元688—1	042 (998) 1600	関東信然回形局			
群馬運輸支局		前 横 州 上 京 町 3 0 0 一 1	027 (262) 4412	間 寒 信 愈 國 彩 局 消費 形 課 設 形 係	220-9719		
领城運輸水局		水戸市住古町363	029 (247) 5118				
网络運輸水局 樹木運輸水局	土油自助車検查登録事務所	未開放的町名丁田1-3 学都客市八十代1丁田14-8	029 (842) 8111				
初水運輸支局	佐野自助車検査登録事務所	学都営市八千代1丁目14-8 佐野市下羽田町2001-7	028 (658) 7012				
朝活を開発を	佐野目助車製査登録事務所	使野市平利田町2001-7	0283 (21) 3720				
RF (NS ARE MR) (NC AND	長岡自助車検査登録事務所	新陽市中央医東州半島14-26 長岡市共田屋町字外川2643-1	025 (285) 3121	間無傷越圖彩馬 消費稅額 超稅係	220-9719	さいたま市中央区新都心1番 格1さいたま新都心各同庁舎 一号館	048 (600) 211
長野運輸水局	250 140 151 160 40 500 300 300 140 40 500 191	表野市西和田1-36-4	026 (242) 5255				
長野運輸支局	松本自助車検査登録事務所	松米市中田東京丁田6-10	0262 (58) 2180				
有川運輸支局		金沢市人口3丁目163	076 (291) 0521	金沢田和馬			
富山運輸支局		2001年中新建町馬馬森山	076 (422) 6618	金 2尺 国 70 FB 3首 3克 70 SE 2首 70 FR	920-8586	金沢市広阪2丁目2番60号 金沢広阪各同庁舎	076(221)212
災知運輸支局		各方数水中川区北江町1丁田1一2	052 (251) 5216	格 實歷 國 科 局 消 類 類 粉 類 質 数 係		表古屋市中区三の丸3丁目3 番2今名古屋国投総合庁者	052 (951) 251
愛知運輸支局	西三河自助車検査登録事務所	整 Ⅲ 妆 整 林 图 町 图 周 山 4 年	0565 (52) 2417		460-8520		
災知運輸支局	小牧自助車検査登録事務所	小枝布物小米3丁目33	0568 (72) 4121				
类知運輸支局	型 橋 自 助 車 検 査 登 録 事 務 所	紫橋市神野新田町宇水ノ割20一3	0522 (22) 8821				
静岡運輸水局		新 M 対 現 の DC DD M HI コ 丁 HI 4 一 コ G	054 (261) 1192				
静岡運輸支局	沼津自助車検查登録事務所	選準物際宇吉田2480	055 (967) 1177			W 2 4 6 N M IN 60 60 60 77 W	
静岡運輸水局	瓜松自助車検査登録事務所	ALKO W 東区流通河町11-1	052 (421) 5051				
岐阜運輸支局 岐阜運輸支局		表學有目標江2648-1 表出有數字的830-8	058 (279) 2711 0577 (26) 1221				
RIG AN ARE WELLOW, MO	飛騨自助平検查登録事務所	高山市動営町830-6 連市高出長常町六ノ割1190-9	0577 (36) 1221	ł			
_ <u> </u>				金沢田和馬			
福井運輸支局		福井市衛留1丁目1402	0776 (24) 1600	金沢国税局 消费税税等 数据税保	920-8586	金沢市広阪2丁目2番60号 金沢広阪各同庁舎	076 (221) 212
大阪運輸支局		INC. END. J. L. VEV 2005 2005 FAIR BROY TO 201 — TO	072 (822) 2295				
大阪運輸支局	なにわ自動車検査登録事務所	大阪市住之江区南港東3丁目1-14	06 (6612) 7201	l	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目6 書63号大阪合同庁吉3号館	06 (6941) 522
大阪運輸支局	和泉自動車検査登録事務所	和维尔小代明宣传的	0725 (41) 2920	大阪国和尼			
亦修運輸支局		対、他に対した。見しなうが、田田(の)十年日か、コ・フ	075 (681) 9761	大阪国和 利 局 消费利益 数权 之 係			
奈良運輸支局		大利森山州 (東川東川) (東丁) - 2	0742 (61) 6425		l	l	I
纵双连输女局		туштждануаа он — п	077 (585) 7251	l	l	l	I
和歌山運輸支局	COLUMN TAKEN	#日間(山州)側110年-4 1977年 東京 (東京 (水) (4) (水町) 34 - 21	072 (422) 2154	+			-
神戸連輸監理部戶 神戸連輸監理部	(麻險運郵	20 m	078 (452) 1100 0792 (21) 4800	大阪国税局 消费税課 諸税 <u>之</u> 係	540-8541	大阪市中央区大学前1丁目5 毎63号大阪合同庁舎3号館	06 (6941) 52:
加州連州坂坦州 広島運輸支局		成為市内に製金を用る 大島市内に製金を用る丁田13番13-2	082 (222) 9168	AN 470 A 149			
広島運輸支局	福山自助車検査登録事務所	FELL VICINI - CRETI A A	084 (924) 1222	1	l	l	I
馬取運輸水 M		高 取 中 たいけい コント	0857 (22) 4119	広島回転用	I		I
岛根運輸支局		松江市馬州町43-3	0852 (27) 1219	(2)	720-8521	広島市中区上八丁駅6番30 号広島台間庁舎1号館	082 (221) 921
岡山運輸支局		INDICATE OF DECEMBER 2015 A - 1	086 (272) 2111		l		
山口運輸支局		ALCO WY SERVEY T — AS	082 (922) 5334	l		<u> </u>	
香川運輸支局		(株) (11 5年 8年 8日) 191 (長) (株) (G) - 1	087 (882) 1256				
信為運輸支局		感病状态种形态神迹集团地1 —1	088 (641) 4812	高等 本公 田田 利北 月内 1内 東京 利北 吉里 吉佐 利北 休年	760-0018	高松市医特斯亚普10号高松 国税和各产金	087 (821) 211
突续運輸支局		松山市森松町1070	089 (956) 1562	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	. 50-0011	国权和各行会	
高知運輸支局		高知市大津21879-1	088 (866) 7212				
福岡運輸支局		福岡市東欧千年3丁目10-40	092 (672) 1192	l	l	l	I
福岡運輸支局	北九州自助平校查登録事務所	北九州市小淮南区新曾根4-1	092 (472) 0481	l	I	無関水博多区博多駅東2丁目 11番1号福岡各向庁舎	092 (411) 002
福岡運輸支局	久留米自助車検査登録事務所	久田米州上津町2202-290	0942 (21) 9291	中高 (四) (国) 予約 (用) 2 (本) 大学 予約 高原 (2) 2 (本) (日)	I		
福岡運輸支局	筑型自助平校查登録事務所	BN SEYN CE OR 2 3 − 3 O	0948 (82) 2280		812-8547		
佐賀運輸支局 長崎運輸支局		佐賀市芸術の丁田フール	0952 (20) 7272 095 (829) 4748		l		
		疾病性中期的1368 佐服保性中的的6-6		ł	I	I	I
長崎運輸支局 長崎運輸支局	佐世保自助平検査登録事務所 終原自助平検査登録事務所	使 価 保 内 か 明 明 ロ ー ロ 29 馬 内 (0956 (21) 8048 0920 (52) 0829	ł	l	l	I
無本運輸支局		所來來東町4丁目14-36	096 (269) 2189				
照本連報支局 大分運輸支局		大分市大州県1丁目1-45	097 (558) 2118	l	l	l	I
次分压物 X M		宮崎市本郷北方字稿戸第2735-3	0985 (51) 3825	州以 :中: (田田 平北 戸町) 村 安東 平北 京年 京都 平北 (所	860-8603	版末市二の五 1 乗 2 号版本会 開作表 1 号版	096 (254) 61
庭児島運輸支局		施克高市安山港2丁目4-1	099 (261) 9192	200 400 400		- 1 H M	
庭児島運輸支局	大岛自助平检查登録事務所	他與TV 各种和外的11 2 — 1	0997 (52) 0757	1	l	l	I
R型 200 300 300 795 795		海路市学港川512-4	098 (875) 2288				
DOLOR HE PER PER	密有疾病	宣古尚市甲典字字里1037-1	0980 (72) 4990	>中 4周 (国) 形纹 海 2% 円寸 [10] 形纹 2章 四	900-8554	新期有知明 中衛地外衛回稅総 合行者	098 (867) 264
陸運事 粉房							

別紙 4	(略)	別紙4 (略)

改正後

I. 登録自動車

- 1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請 1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける自動車)
 - (1)型式指定自動車の場合
 - (ア) 提出書類

(a) ~ (e) (略)

(f)①~⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を 添付

- (g) (略)
- (h) 使用者の委任状(申請書に<u>使用者の</u>記名があれば不要)

(削除)

 $(i) \sim (n)$ (略)

(イ) (略)

改正前

- I. 登録自動車
- 1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請 1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける自動車)
 - (1)型式指定自動車の場合
 - (ア) 提出書類

(a) ~ (e) (略)

(f)①~⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>し た訳文を添付

- (g) (略)
- (h) 使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若し</u> くは署名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (i)~(n) (略)

(イ) (略)

- (2)型式指定自動車以外の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) ~ (d) (略)
 - (e) 所有者の印鑑(登録) 証明書

 \bigcirc (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を 添付

- (f) (略)
- (g) 使用者の委任状(申請書に<u>使用者の</u>記名があれば不要)

(削除)

(h) ~ (o) (略)

(イ) (略)

- 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車)
 - (1)提出書類

(ア)~(オ) (略)

(カ) 所有者の印鑑(登録) 証明書

- (2)型式指定自動車以外の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) ~ (d) (略)
 - (e) 所有者の印鑑(登録) 証明書

 $\bigcirc \sim \bigcirc$ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>し た訳文を添付

- (f) (略)
- (g)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しく</u> <u>は署名</u>があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

 $(h) \sim (o)$ (略)

(イ) (略)

- 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車)
 - (1)提出書類

(ア)~(オ) (略)

(カ) 所有者の印鑑(登録)証明書

 $(1)\sim(5)$ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書 」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必 要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- (キ) (略)
- (ク) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(ケ)~(セ) (略)

(2) (略)

- 2. 変更登録・自動車検査証記入の申請
 - 2-1.構造等変更検査を伴わない場合
 - (1)提出書類
 - (ア)変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただ

 $(1)\sim(5)$ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明 書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>した訳文を添付。

- (キ) (略)
- (ク)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは</u> 署名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ケ)~(セ) (略)

- (2) (略)
- 2. 変更登録・自動車検査証記入の申請
 - 2-1. 構造等変更検査を伴わない場合
 - (1)提出書類
 - (ア)変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

- ①所有者本人が直接申請する場合は押印
- ②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただ

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

(削除)

(オ) 使用者の委任状 (申請書に<u>使用者の</u>記名があれば不要) (削除)

- ①旧使用者のものは不要
- ②登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若 しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識 別情報の通知を希望する場合は不要。
- (カ)~(ケ) (略)
- (コ) その他

①~② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が 盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨 及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者 又は使用者の記名のある理由書

- 2-2. 構造等変更検査を伴う場合
 - (ア)変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

- ①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若 しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的 にできないときは、登録識別情報の記入が必要
- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要) (削除)
- (オ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

- ① 押印が必要
- (オ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは</u> 署名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
 - ③登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若 しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識 別情報の通知を希望する場合は不要。
- (カ)~(ケ) (略)
- (コ) その他

① \sim ② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が 盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨 及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者 又は使用者の記名<u>及び押印があるか、若しくは署名</u>のある理 由書

- 2-2. 構造等変更検査を伴う場合
 - (ア)変更登録申請書
 - (自動車検査証記入申請書)
 - ①所有者本人が直接申請する場合は押印
 - ②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若 しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的 にできないときは、登録識別情報の記入が必要
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ)所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要)① 押印が必要
 - (オ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署

(削除)

- (カ)及び(キ) (略)
- (ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名のある理由書
- 3. 移転登録・自動車検査証記入の申請
 - 3-1. 売買等によるもの
 - (1)提出書類
 - (r)~ (\dot{p}) (略)
 - (x) ① \sim ⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の 発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し 法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及 びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」 又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法 人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書 名があれば不要)

- ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (カ)及び(キ) (略)
- (ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- 3. 移転登録・自動車検査証記入の申請
 - 3-1. 売買等によるもの
 - (1)提出書類
 - (T) ~ (\dot{p}) (略)
 - (工) ①~⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の 発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し 法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及 びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」 又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法 人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書 面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

- (オ) (略)
- (カ) 使用者の委任状(申請書に<u>使用者の</u>記名があれば不要) (削除)
 - ①旧使用者のものは不要
 - ②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、11つ使用者と同一でない場合は不要
- (キ)~(シ)(略)
- (ス) その他の必要書類

 $(1)\sim(2)$ (略)

- ③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- 3-2. 相続によるもの
 - 3-2-1. 単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)
 - (ア)~(ウ) (略)
 - (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書<u>又は法定相続情報証明書</u>〔 (ウ)のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>した訳文を添付。

- (才) (略)
- (カ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
 - ③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、日つ使用者と同一でない場合は不要
- (キ)~(シ) (略)
- (ス) その他の必要書類

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

- ③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- 3-2. 相続によるもの
 - 3-2-1. 単独相続(相続人のうち一人が相続する場合)
 - (ア)~(ウ) (略)
 - (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

- (オ)及び(カ) (略)
- (キ)使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- ①旧使用者のものは不要
- ②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、日つ使用者と同一でない場合は不要
- $(ク) \sim (サ)$ (略)
- (シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名のある理由書
- 3-2-2. 共同相続
 - (ア)~(イ) (略)
 - (ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書<u>又は法定相続情報証明書</u>(被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)
 - (エ)及び(オ) (略)
 - (カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

- (+) ~ (+) (略)
- (シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名のある理由書

- (オ) 及び(カ) (略)
- (キ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
 - ③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (ク)~(サ) (略)
- (シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- 3-2-2. 共同相続
 - (ア)及び(イ) (略)
 - (ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書(被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)
 - (エ)及び(オ) (略)
 - (カ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
 - (キ)~(サ) (略)
 - (シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難 又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届 出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用 者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-3. 合併によるもの

(1)提出書類

(r) ~ (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、11つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)~(シ)(略)

(ス) その他の必要書類

1~2 (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1)提出書類

(ア)~(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、11つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)~(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

3-3. 合併によるもの

(1)提出書類

(ア)~(オ) (略)

(カ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、日つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)~(シ)(略)

(ス) その他の必要書類

 $(1)\sim(2)$ (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア)~(オ) (略)

(カ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> <u>名</u>があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)~(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1)提出書類

(ア)~(ウ) (略)

(エ) ①~③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、11つ使用者と同一でない場合は不要

 \bigcirc (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1)提出書類

(ア)~(ウ) (略)

(エ) ①~③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)~(サ) (略)

(シ) その他の必要書類

 $1 \sim 2$ (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で 自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告 記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は 、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文 を添付。

 $(工) \sim (D)$ (略)

(ケ) その他

(キ)~(サ) (略)

(シ) その他の必要書類

1~2 (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗 難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び 届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使 用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で 自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告 記録がなされたもの

(1)提出書類

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は 、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u> した訳文を添付

(エ)~(ク) (略)

(ケ) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由 書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
 - (ア)自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ) 代理人申請の場合、所有者<u>の記名のある委任状(永久抹</u> 消登録の委任状と併用することも可)
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有 者の<u>記名のある</u>委任状
- 4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動 車及び被けん引自動車の解体の場合
 - (1) 提出書類
 - (ア)及び(イ) (略)
 - (ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書

①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- $(c) \sim (d)$ (略)
- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
 - (ア)自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ)代理人申請の場合、所有者が<u>押印した</u>委任状<u>及び申請書</u> への代理人の押印
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が<u>自署及び押印した</u>委任状、又は記名及び実印を押印した委任状
- 4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合
 - (1) 提出書類
 - (ア) 及び(イ) (略)
 - (ウ) 所有者の印鑑(登録)証明書

①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表 者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録 する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は 、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文 を添付。

(エ)~(サ) (略)

(シ) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・ 受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある 理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- 4-2. 輸出抹消仮登録の申請(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)
 - (1)提出書類

(ア) 及び(イ) (略)

(ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表 者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録 する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は 、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u> した訳文を添付。

(エ)~(サ) (略)

(シ) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名<u>及び押印があ</u> るか、若しくは署名のある理由書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- 4-2. 輸出抹消仮登録の申請(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)
 - (1)提出書類

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添 付。

- (エ)~(キ) (略)
- (ク) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない 場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理 番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- 4-3. 一時抹消登録の申請
 - (1) 提出書類
 - (ア)及び(イ) (略)
 - (ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書 」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添 ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明 書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載<u>し、押印</u>した 訳文を添付。

- (エ)~(キ) (略)
- (ク) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印が あるか、若しくは署名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- 4-3. 一時抹消登録の申請
 - (1) 提出書類
 - (ア)及び(イ) (略)
 - (ウ) ①~④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録) 証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠 して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を 有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が 証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社 は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明 書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、 必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した 付。

- (エ)~(キ) (略)
- (ク) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
 - $(c) \sim (d)$ (略)
- 5. 一時抹消登録後の届出
 - 5-1. 解体の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く)で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの)
 - (1)提出書類
 - (ア)解体届出書

(削除)

- ②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載
- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 所有者の委任状 (届出書に所有者の記名があれば不要)
- <u>(オ)</u>その他
 - (a) (略)
 - (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更 があった場合に限り必要)
 - ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書 (譲渡人は実印を押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証す

訳文を添付。

- (エ)~(キ) (略)
- (ク) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印が あるか、若しくは署名のある理由書
 - (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

 $(c) \sim (d)$ (略)

- 5. 一時抹消登録後の届出
 - 5-1. 解体の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被 けん引自動車を除く)で自動車リサイクル法に基づき適正に解 体された旨の報告記録がなされたもの)
 - (1)提出書類
 - (ア)解体届出書
 - ①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
 - ②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ)及び(ウ) (略)

(新設)

(エ) その他

- (a) (略)
- (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更 があった場合に限り必要)
 - ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般 承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿

る戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 ② (略)

- (c)登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時 抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車 にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により 返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の 記名のある理由書を添付
- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
 - (ア) 自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用) ①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の 記名のある委任状
- 5-2. 滅失又は用途廃止の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊 自動車及び被けん引自動車を除く)の滅失又は用途廃止の場 合)
 - (1) 提出書類
 - (ア)解体届出書

(削除)

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 所有者の委任状 (届出書に所有者の記名があれば不要)
- _(オ)~(カ) (略)
- (キ) その他
 - (a) (略)
 - (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面 (所有者の変更

謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略

- (c)登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時 抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車 にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により 返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の 記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
 - (ア)自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
 - (イ) 代理人申請の場合、所有者が<u>押印した</u>委任状<u>及び申請書への</u> 代理人の押印
 - (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が <u>自署及び押印した</u>委任状<u>又は記名及び実印を押印した委任</u> 状
- 5-2. 滅失又は用途廃止の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊 自動車及び被けん引自動車を除く)の滅失又は用途廃止の場 合)
 - (1)提出書類
 - (ア)解体届出書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ)及び(ウ) (略)

(新設)

(エ)~(オ) (略)

<u>(カ)</u>その他

- (a) (略)
- (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書<u>(譲渡人は実印を押印)</u>、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 ② (略)

- (c)登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時 抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車 にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により 返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の 記名のある理由書を添付。
- 5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸出する場合) (輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)
 - (1)提出書類
 - (ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

(削除)

①輸出の予定日を記入

(イ)~(ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

<u>(オ)</u>その他

(a) (略)

- (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更 があった場合に限り必要)
 - ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書<u>(譲渡人は実印を</u>押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般 承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿 謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

- (c)登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時 抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車 にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により 返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の 記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添 付。
- 5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸出する場合) (輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)
 - (1)提出書類
 - (ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

②輸出の予定日を記入

(イ)~(ウ) (略)

(新設)

(エ) その他

(a) (略)

- (b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更 があった場合に限り必要)
 - ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般 承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、登記

する戸籍謄(抄)本、登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 ②及び③ (略)

- 6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出 を取り止める場合)
 - (1) 提出書類
 - (ア)輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書 (削除)

(イ)~(ウ) (略)

- (エ) 所有者の委任状 (届出書に所有者の記名があれば不要)
- 7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録 したい場合)
 - (1)提出書類
 - (ア)所有者変更記録申請書 (削除)

(イ)~(エ) (略)

- (オ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)
- (カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書<u>(譲渡人は実印を押印)</u>、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

- 8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車
 - (1)提出書類
 - (ア) 再輸入見込届出書

(削除)

簿謄(抄)本又は登記事項証明書

②及び③ (略)

- 6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出 を取り止める場合)
 - (1)提出書類
 - (ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書
 - ①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若し くは署名のある委任状でも可)

(イ)~(ウ) (略)

(新設)_

- 7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録 したい場合)
 - (1)提出書類
 - (ア)所有者変更記録申請書
 - ①新所有者の記名及び押印が必要(代理人が届出をする場合は 所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

(イ)~(エ) (略)

(新設)

- (オ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面
 - ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継 である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄 (抄)本又は登記事項証明書
- 8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車
 - (1)提出書類
 - (ア) 再輸入見込届出書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

(2) (略)

- 9. 自動車検査証記入の申請
 - 9-1. 構造変更検査を伴わない場合
 - (1)提出書類
 - (ア)自動車検査証記入申請書 (削除)
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(才) (略)

- 9-2. 構造変更検査を伴う場合
 - (1)提出書類
 - (ア)構造等変更検査(自動車検査証記入申請書) (削除)
 - ①登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名が必要 (代理人が申請する場合は所有者の記名のある委任状でも可)
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若し くは署名のある委任状でも可)

(イ) (略)

(新設)_

(2) (略)

- 9. 自動車検査証記入の申請
 - 9-1. 構造変更検査を伴わない場合
 - (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証記入申請書
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が申請する場合は記名及び押印があるか、若しくは署名の ある委任状でも可)
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは</u> <u>署名</u>があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(才) (略)

- 9-2. 構造変更検査を伴う場合
 - (1)提出書類
 - (ア) 構造等変更検査(自動車検査証記入申請書)
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しく は署名のある委任状でも可)
 - ②登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名<u>及び押印</u>が必要(代理人が申請する場合は所有者の押印のある委任状でも可)
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは

(オ)~(キ) (略)

(2) (略)

- 10. 自動車登録番号標の交付(番号変更)の申請
 - (1) 提出書類
 - (ア) 自動車登録番号標交付申請書 (削除)
 - ①「交付を受ける理由」欄に記載が必要
 - (イ) (略)
 - (ウ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要) (削除)
 - $(x) \sim (b)$ (略)
 - (キ) その他
 - (a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の 記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(b) (略)

- 11. 自動車検査証の再交付の申請
 - (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証再交付申請書 (削除)
 - ①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、<u>ただし理由書の添付があれば記載不要</u>(発見した場合は返納する旨の記載を含

署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ)~(キ) (略)

(2) (略)

- 10. 自動車登録番号標の交付(番号変更)の申請
 - (1)提出書類
 - (ア) 自動車登録番号標交付申請書
 - ①所有者の押印が必要 (代理人が申請をする場合は所有者の押 印のある委任状でも可)
 - ②「交付を受ける理由」欄に記載が必要
 - (イ) (略)
 - (ウ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要) ①押印が必要
 - $(x) \sim (y)$ (略)
 - (キ) その他
 - (a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の 記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若 しくは署名のある理由書
 - (b) (略)
- 11. 自動車検査証の再交付の申請
 - (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証再交付申請書
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人 が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署 名のある委任状でも可)
 - ②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

ts)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

12. (略)

- Ⅱ. 二輪の小型自動車
 - 1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請 1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)
 - (1)型式指定自動車の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書) 又は(自動車検査証交付申請書)

(削除)

- (b) 及び(c) (略)
- (d) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
- (e) (略)

(イ) (略)

(ウ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは</u> 署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) (略)

(オ) その他

①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において 自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があ るか、若しくは署名のある理由書が別途必要(発見した場 合は返納する旨の記載を含む)

(2) (略)

12. (略)

- Ⅱ. 二輪の小型自動車
 - 1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請
 - 1-1. 新車(初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)
 - (1)型式指定自動車の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) 新規検査申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書) 又は(自動車検査証交付申請書)
 - ①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名 が必要(代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記 名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも 可)
 - (b) 及び(c) (略)
 - (d)譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)
 - ① 譲渡人は押印
 - (e) (略)

(f)所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。 ただし、申請書に<u>所有者の</u>記名があれば不要)

(削除)

(g) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

 $(h) \sim (j)$ (略)

(イ) (略)

- (2)型式指定自動車以外の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) 新規検査申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書) 又は(自動車検査証交付申請書) (削除)
 - (b) 及び(c) (略)
 - (d) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
 - (e) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。 ただし、申請書に<u>所有者の</u>記名があれば不要)

(削除)

(f) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

 $(g) \sim (k)$ (略)

(イ) (略)

- (f)所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。 ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名が あれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (g)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若し</u> くは署名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(h)~(j) (略)

(イ) (略)

- (2)型式指定自動車以外の場合
 - (ア) 提出書類
 - (a) 新規検査申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書) 又は(自動車検査証交付申請書)
 - ①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名 が必要(代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記 名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも 可)
 - (b) 及び(c) (略)
 - (d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要) ① 譲渡人は押印
 - (e) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。 ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名が あれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (f)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署名</u>があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

 $(g) \sim (k)$ (略)

(イ) (略)

- 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車)
- (1)提出書類
 - (ア)新規検査申請書(新規検査及び自動車検査証交付申請書)又は (自動車検査証交付申請書)

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
- (オ) (略)
- (カ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(キ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

<u>(削除)</u> (ク) ~ (サ) (略)

- (2) (略)
- 2. 自動車検査証記入の申請
- 2-1. 構造等変更検査を伴わない場合
- (1)提出書類
 - (ア)自動車検査証記入申請書 (削除)

- 1-2. 中古車(初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車)
- (1)提出書類
 - (ア) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書) 又は (自動車検査証交付申請書)
 - ①<u>所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(</u>代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名<u>及び押</u>印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
 - (イ)及び(ウ) (略)
 - (エ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要)
 - ① 譲渡人は押印
 - (オ) (略)
 - (カ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署名</u>があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (キ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (ク) ~ (サ) (略)
- (2) (略)
- 2. 自動車検査証記入の申請
- 2-1. 構造等変更検査を伴わない場合
- (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証記入申請書
 - ①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)ただし、使用者の氏名又は名称、住所若しくは使用の本拠の位置の変更

(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

 $(1)\sim (6)$ (略)

(7) 所有者(名義)変更の場合

• 譲渡証明書

(エ)所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の 氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有 者の記名があれば不要)

(削除)

①旧所有者のものは不要

(オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

(カ) (略)

(キ) 自動車検査証

<u>(ク)</u> 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車 の場合に限り必要)

(ケ) その他

① (略)

②車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1)提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)

の場合は、所有者のものは不要

(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

 $(1)\sim (6)$ (略)

⑦ 所有者(名義)変更の場合

・譲渡証明書 (譲渡人は押印)

(エ)所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の 氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有 者の記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか若しくは署名が必要

旧所有者のものは不要

(オ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(カ) (略)

(ク) 自動車検査証

<u>(ケ)</u> 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車 の場合に限り必要)

<u>(コ)</u>その他

① (略)

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (オ)及び(カ) (略)
- (2) (略)
- 2-3. 二輪の番号変更の場合
- (1) 提出書類
 - (ア) 自動車検査証記入申請書(二輪番号変更) (削除)
 - ①「交付を受ける理由」欄に記載が必要
 - (イ) (略)
 - (ウ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (エ)~(カ) (略)
- (キ) その他
 - ①車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)
- 3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

- ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しく は署名のある委任状でも可)
- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (オ)及び(カ) (略)
- (2) (略)
- 2-3. 二輪の番号変更の場合
- (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証記入申請書(二輪番号変更)
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しく は署名のある委任状でも可)
 - ②「交付を受ける理由」欄に記載が必要
 - (イ) (略)
 - (ウ) 使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (エ)~(カ) (略)
 - (キ) その他
 - ①車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは 署名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)
- 3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

- (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書 (削除)
 - (イ) (略)
 - (ウ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

- $(x) \sim (b)$ (略)
- (キ) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を 添付
 - (b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、 返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記 載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した 場合は返納する旨の記載を含む)を添付

(c) (略)

- 4. 所有者変更記録申請(自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)
- (1)提出書類
 - (ア)所有者変更記録申請書 (削除)
 - (イ)~(エ) (略)
- (オ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

<u>(カ)</u> (略)

- (1) 提出書類
 - (ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しく は署名のある委任状でも可)

(イ) (略)

- (ウ) 使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- $(x) \sim (b)$ (略)
- (キ) その他
 - (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は 、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか 、若しくは署名のある理由書を添付
 - (b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しく <u>は署名</u>のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)を添付
 - (c) (略)
- 4. 所有者変更記録申請(自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)
- (1)提出書類
 - (ア) 所有者変更記録申請書
 - ①新所有者の記名及び押印が必要(代理人が届出をする場合は 新所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

(イ)~(エ)(略)

(新設)

(オ) (略)

- 5. 自動車検査証の再交付の申請
- (1) 提出書類
 - (ア)自動車検査証再交付申請書 (削除)
 - ①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要<u>、ただし理由書の添付があれば記載不要</u>(発見した場合は返納する旨の記載を含まe)
 - (イ) (略)
 - (ウ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

- 6. 検査記録事項等証明書の交付の申請
- (1)提出書類
 - (ア) 検査記録事項等証明書交付請求書 ①代理人が請求する場合は所有者の記名のある委任状でも可

② (略)

(イ) (略)

- 5. 自動車検査証の再交付の申請
- (1)提出書類
 - (ア) 自動車検査証再交付申請書
 - ①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
 - ②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

(イ) (略)

- (ウ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (エ) (略)

(オ) その他

- ①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要(発見した場合は返納する旨の記載を含む)
- (2) (略)
- 6. 検査記録事項等証明書の交付の申請
- (1)提出書類
 - (ア)検査記録事項等証明書交付請求書
 - ①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理 人が請求する場合は所有者の記名及び押印があるか、若しく <u>は署名</u>のある委任状でも可<u>)</u>

② (略)

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(2)(略)

Ⅲ. 軽二輪

- 1. 新規届出
- 1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)
- (1) 提出書類
 - (ア) 新規届出書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が 使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同 じ」と記入してもよい)
 - (イ) (略)
 - (ウ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
 - (エ) (略)
 - (オ)使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただ し、申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(カ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただ し、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(キ)~(コ)(略)

(2) (略)

- (ウ) 所有者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは 署名があれば不要)
 - ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (2) (略)

Ⅲ. 軽二輪

- 1. 新規届出
- 1-1. 新車(初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)
- (1) 提出書類
 - (ア) 新規届出書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印 押印(記名押印に代えて署名でもよい)
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が 使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同 じ」と記入してもよい)、所有者印押印(記名押印に代えて 署名でもよい)
 - (イ) (略)
 - (ウ) 譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) ①譲渡人は押印
 - (工) (略)
 - (オ) 使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし 、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (カ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし 、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (キ) ~ (コ) (略)
- (2) (略)
- 1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない 1-2. 中古車(初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場

場合)

- (1) 提出書類
 - (ア) 新規届出書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)
 - (イ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
 - (ウ) (略)
 - (エ)使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に<u>使用者の</u>記名があれば不要)

(削除)

(オ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(カ)~(ク) (略)

(2) (略)

- 2. 記入申請
- (1)提出書類
 - (ア)軽自動車届出済証記入申請書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)

合)

- (1)提出書類
 - (ア) 新規届出書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入<u>、使用者印</u>押印(記名押印に代えて署名でもよい)
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)、所有者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)
 - (イ)譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) ①譲渡人は押印
 - (ウ) (略)
 - (エ) 使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (オ)所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (カ)~(ク) (略)
- (2) (略)
- 2. 記入申請
- (1)提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証記入申請書
 - ①届出人欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入<u>、使用者印</u>押印(記名押印に代えて署名でもよい)
 - ②所有者欄:所有者の氏名又は名称及び住所を記入(使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)、所

③ (略)

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ)譲渡証明書(所有者の変更がある場合に限り必要) (削除)
- (オ) (略)
- (カ)使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

(キ)所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

①旧所有者のものは不要

- (ク) 及び(ケ) (略)
- (コ) その他
 - ①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書
- (2) (略)
- 3. 軽自動車届出済証返納届
- (1)提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書
 - ①申請者(使用者)欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入
 - (イ) (略)

有者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)

③ (略)

- (イ)及び(ウ) (略)
- (エ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要) ①譲渡人は押印
- (才) (略)
- (カ)使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
- (キ)所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧所有者のものは不要
- (ク) 及び(ケ) (略)
- (コ) その他
 - ①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書
- (2) (略)
- 3. 軽自動車届出済証返納届
- (1)提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書
 - ①申請者(使用者)欄:使用者の氏名又は名称及び住所を記入 <u>、使用者印押印(記名押印に代えて署名でもよい)</u>
 - (イ) (略)

(ウ)使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (エ)及び(オ) (略)
- (カ) その他
 - ①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合 は、返納できない旨の記載及び使用者の<u>記名</u>のある理由書を 添付
 - ②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書
- 4. 軽自動車届出済証の再交付申請
- (1) 提出書類
 - (ア)軽自動車届出済証再交付申請書
 - ①申請者欄:使用者の記名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可)
 - ②申請の事由欄:申請の事由を記入<u>、ただし理由書の添付があ</u>れば記載不要(発見した場合は返納する旨の記載を含む)
 - (イ) 使用者の委任状 (<u>代理人による申請の場合に限り必要。</u>申請書 に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(ウ) (略)

(削除)

- (ウ) 使用者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要) ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
- (エ) 及び(オ) (略)
- (カ) その他
 - ①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の<u>押印があるか、若し</u>くは署名のある理由書を添付
 - ②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書
- 4. 軽自動車届出済証の再交付申請
- (1)提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証再交付申請書
 - ①申請者欄:使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
 - ②申請の事由欄:申請の事由を記入(発見した場合は返納する旨の記載を含む)
 - (イ)使用者の委任状(申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署</u> 名があれば不要)
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - (ウ) (略)
 - (エ) その他
 - ①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において軽 自動車届出済証が盗難又は遺失等により返納できない場合は 、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか 、若しくは署名のある理由書が別途必要(発見した場合は返

(2) (略)

- 5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請
- (1) 提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書
 - ①申請者(使用者)の記名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可)、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。)、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(2) (略)

納する旨の記載を含む)

- (2) (略)
- 5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請
- (1)提出書類
 - (ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書
 - ①申請者(使用者)の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のかる委任状でも可)、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入(所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。)、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯
- (2) (略)

○「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について(依命通達)」(平成19年1月31日国自技第200号) (傍線部分は改正部分)

改正後 改正前		
第1~第11 (略) 注1~注6 第1号様式(第5関係)	第1~第11 (略) 注1~注6 第1号様式(第5関係)	
移動円滑化基準適用除外認定申請書	移動円滑化基準適用除外認定申請書	
年 月 日	年 月 日	
地方運輸局長 殿	地方運輸局長 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所	
下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記 1 車名及び型式 2 車台番号	記 1 車名及び型式 2 車台番号	

- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削除)

(2) \sim (6) (略)

第2号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住
所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び 内容
- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

 $(3) \sim (7)$ (略)

第2号様式(第5関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u>

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 認定番号及び認定年月日
- 4 変更事項及び変更事由
- 5 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削除)

(2) (略)

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書

番 号 年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車について、移動円 滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号
- 3 認定番号及び認定年月日
- 4 変更事項及び変更事由
- 5 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) (略)

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書

番 年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車について、移動円 滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号又は製造番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
- 5 基準適用除外の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) • (2) (略)

参考(第8関係)

番号年月日

運輸支局長 殿

地方運輸局長

基準適用除外認定の通知について

- 1 車名及び型式
- 2 車台番号又は製造番号
- 3 使用の本拠の位置
- 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
- 5 基準適用除外の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) • (2) (略)

参考(第8関係)

 番
 号

 年
 月

 日

運輸支局長 殿

地方運輸局長

基準適用除外認定の通知について

別紙基準適用除外認定書(写)のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書(副)を添えて通知します。

別紙基準適用除外認定書(写)のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書(副)を添えて通知します。

(日本産業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

別表 (略)

別表 (略)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別 添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 (略)	別 添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 (略)
第1号様式(認定申請書) (第1関係)	第1号様式(認定申請書) (第1関係)
(略) 申請者の氏名 <u>又は名称</u> (略)	(略) 申請者の氏名 <u>又は名称</u> 印 (略)
(日本産業規格 A 列 4 番)	(日本工業規格A列4番)
備考 1 (略) 2 (略) 第2号様式(排出ガス耐久性証明書)(第1関係)	備考 1 押印することに代えて、申請者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者)が署名することができる。 2 (略) 3 (略) 第2号様式(排出ガス耐久性証明書)(第1関係)
(略) 申請者の氏名 <u>又は名称</u> (略)	(略) 申請者の氏名 又は名称 印 (略)
(日本 <u>産業</u> 規格 A 列 4 番) 備考	(日本工業規格 A 列 4 番) 備考 1 押印することに代えて、申請者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者)が署名することができる。
<u>1</u> (略)	<u>2</u> (略)

第3号様式(変更届出書)(第2関係) 第3号様式(変更届出書)(第2関係) (略) (略) 申請者の氏名 申請者の氏名 又は名称 又は名称 (略) (略) (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 備考 押印することに代えて、申請者(法人にあってはその代表者又はその 法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を 受けた者) が署名することができる。 第 4 号様式 (変更承認申請書) (第 3 関係) 第4号様式(変更承認申請書)(第3関係) (略) (略) 申請者の氏名 申請者の氏名 又は名称 又は名称 (略) (略) (日本産業規格 A 列4番) (日本工業規格 A 列4番) 備考 押印することに代えて、申請者(法人にあってはその代表者又はその 法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を 受けた者) が署名することができる。 第5号様式(低減性能向上改造証明書) (第4関係) 第5号様式(低減性能向上改造証明書) (第4関係) (略) (略) 低減性能向上改造を行った者 低減性能向上改造を行った者 (略) (略) (日本産業規格 A 列 4 番) (日本工業規格 A 列4番)

印

印

印

(傍線部分は改正部分)

改正後 改正前 別添 別添 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について 第1号様式(特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書) 第1号様式(特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書) (第2関係) (第2関係) (略) (略) 申請者の氏名又は名称 申請者の氏名又は名称 印 (略) (略) (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) (注) (略) (注) (略) 第2号様式(算定燃費値取得済証) (第6関係) 第2号様式(算定燃費値取得済証)(第6関係) (略) (略) (連絡先) (連絡先) 氏名又は名称 氏名又は名称 印 住 所 住 所 電話番号 電話番号 交付年月日 交付年月日 (略) (略) (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 注(略) 注(1)(略) (削る) (2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算 定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印 すること。

(略)	然費値取得済証)(第 6 関係)	第3号様式(算定燃費値取得済証)(第6月 (略)	4 NI-V
(647	(連絡先)	(連絡先)	
	氏名又は名称	氏名又は名称	京 即
	住所	住所	<u>. </u>
	電話番号	電話番号	
	交付年月日	交付年月日	
(略)		(略)	<u> </u>
	(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)		(日本 <u>工業</u> 規格A列4:
<u>E</u> (略)		<u>注(1)</u> (略)	
(削る)		(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、	自動車製作者等から、この
		定燃費値取得済証の交付の委託を受けた	販売会社等の担当者印を
		すること。	
54号様式(算定約	然費値取得済証)(第6関係)	第4号様式(算定燃費値取得済証)(第6月	月係)
54号様式(算定版 (略)	然費値取得済証)(第6関係)	第4号様式(算定燃費値取得済証)(第6月(略)	月 係)
	然費値取得済証)(第 6 関係) (連絡先)		月係)
		(略)	
	(連絡先)	(略) (連絡先)	
	(連絡先) 氏名又は名称	(略) (連絡先) 氏名又は名利	
	(連絡先) 氏名又は名称 住 所	(略) (連絡先) 氏名又は名利 住 所	
	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号	(略) (連絡先) 氏名又は名利 住 所 電話番号	
(略)	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号	(略)(連絡先)氏名又は名利住所電話番号交付年月日	京 <u>印</u>
(略)	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日	(略)(連絡先)氏名又は名利住所電話番号交付年月日	京 <u>印</u>
(略)	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日	(略) (連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日 (略)	<u>印</u> (日本 <u>工業</u> 規格A列 4 :
(略) (略)	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日	(略) (連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日 (略) <u>注(1)</u> (略) <u>(2)</u> 連絡先の氏名又は名称欄には、	所 <u>印</u> (日本 <u>工業</u> 規格A列4: 自動車製作者等から、こ
(略) (略)	(連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日	(略) (連絡先) 氏名又は名称 住 所 電話番号 交付年月日 (略)	所 <u>印</u> (日本 <u>工業</u> 規格A列4: 自動車製作者等から、こ

(m/z)		
(略)		
	(連絡先)	
	氏名又は名称	
	住 所	
	電話番号	
	交付年月日	
(略)		
		(日本 <u>産業</u> 規格A列4番
<u>注</u> (略)		
_ (削る)		
,,,,		

(略)		
	(連絡先)	
	氏名又は名称	<u> </u>
	住所	
	電話番号	
	交付年月日	
(略)		

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

注(1)(略)

(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算 定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印 すること。 改正後

改正前

第1号様式(第5関係)

超小型モビリティの認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称住
所

下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第1項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 運行地域
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 (別添2による。)
- 8 認定を必要とする理由

超小型モビリティの認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

第1号様式(第5関係)

申請者の氏名又は名称 <u>印</u>

下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第 55条第1項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいの で、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 運行地域
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 (別添2による。)
- 8 認定を必要とする理由

9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(削る)

<u>(1)</u>~<u>(5)</u> (略)

第2号様式(第5関係)

超小型モビリティ認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車両番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

9 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

<u>(1)</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 <u>(2)</u>~<u>(6)</u> (略)

第2号様式(第5関係)

超小型モビリティ認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 <u>所</u>

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車両番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

(削る)

第3号様式(第7関係)

超小型モビリティ認定書

番号年月日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 運行地域
- 7 基準緩和する条項並びに条件及び制限

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがあ

(日本工業規格A列4番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第3号様式(第7関係)

超小型モビリティ認定書

 番
 号

 年
 月

 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 使用の本拠の位置
- 6 運行地域
- 7 基準緩和する条項並びに条件及び制限

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがあ

る。			る。		
	(日本 <u>産業</u> 規格A列4番)			(日本工業規	見格A列4番)
第5号様式(第9関係)		第	5号様式(第9関係)		
超小型モビリティ認気	臣取消し申請書		超小型モビリティ	認定取消し申請書	
	年 月 日				年 月 日
地方運輸局長 殿			地方運輸局長 殿		
申請者の氏名又は名称及び住所			申請者の氏名又は名称及び住所		<u>印</u>
	認定番号 認定年月日		認定番号等	認定番号 認定年月日	
車名及び型式			車名及び型式		
車台番号			車台番号		
種別及び用途			種別及び用途		
取消しを受ける理由			取消しを受ける理由		
備考			備考		
	 (日本産業規格A列4番)			(日本工業規	

第6号様式(第11関係)

超小型モビリティの予備認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称住
所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要 領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたい ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容(別 添2による。)
- 6 認定を必要とする理由
- 7 省略する添付資料
- 8 予定運行実施体制書(第7号様式による)

(日本産業規格A列4番)

備考

(削る)

第6号様式(第11関係)

超小型モビリティの予備認定申請書

年 月 日

印

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要 領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたい ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容(別 添2による。)
- 6 認定を必要とする理由
- 7 省略する添付資料
- 8 予定運行実施体制書(第7号様式による)

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

備考

(1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(1)·_(2)_ (略)

第7号様式(第11関係)

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

- 1 運行上の条件及び制限(運行地域及び運行計画)
- 2 使用者及び運転者に対する安全対策(使用者の管理、運転者の教育)
- 3 その他運行上の安全対策
- 4 その他必要な事項

申請者の氏名又は名称 住 所

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

(削る)

(2)·_(3)_ (略)

第7号様式(第11関係)

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

- 1 運行上の条件及び制限(運行地域及び運行計画)
- 2 使用者及び運転者に対する安全対策(使用者の管理、運転者の教育)
- 3 その他運行上の安全対策
- 4 その他必要な事項

申請者の氏名又は名称住
所

印

(日本工業規格A列4番)

備考

第8号様式(第11関係)

超小型モビリティの予備認定書

番 号 年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 基準緩和する条項並びに条件又は制限

(日本産業規格A列4番)

第 10 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一時的運行申請書

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第8号様式(第11関係)

超小型モビリティの予備認定書

番 号 年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号(又は製造番号)
- 5 基準緩和する条項並びに条件又は制限

(日本工業規格A列4番)

第 10 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一時的運行申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称住・所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定 要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の 許可を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行の目的
- 6 一時的な運行の期間
- 7 一時的な運行の運行経路
- 8 一時的な運行における超小型モビリティの使用者

(日本産業規格A列4番)

備考

(削る)

型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定 要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の 許可を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行の目的
- 6 一時的な運行の期間
- 7 一時的な運行の運行経路
- 8 一時的な運行における超小型モビリティの使用者

(日本工業規格A列4番)

備考

- <u>(1)</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第 11 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一時的運行許可証

番 号 年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一時的な運行を許可する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行を許可する期間
- 6 一時的な運行の運行経路

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

第 11 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一時的運行許可証

番 号 年 月 日

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一時的な運行を許可する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行を許可する期間
- 6 一時的な運行の運行経路

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

(日本産業規格A列4番)

参考(第4別添1関係)

地方公共団体等了承証明書

年 月 日

地方運輸局長 殿

地方公共団体等の長の氏名 印

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関 係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図 るための措置を講ずることについて合意している場所において、 超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したこ とを証明します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 合意している場所

(日本産業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

参考(第4別添1関係)

地方公共団体等了承証明書

年 月 日

印

地方運輸局長 殿

地方公共団体等の長の氏名

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関 係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図 るための措置を講ずることについて合意している場所において、 超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したこ とを証明します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 合意している場所

(日本工業規格A列4番)

備考 (略)

備考 (略)

参考2 (第5第2項関係)

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおり使用者を特定したことを証明します。

記

- 1 特定した使用者
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 車台番号(又は製造番号)
- 6 使用者を特定した日
- 7 運行の地域
- 8 その他必要な事項

(申請者の) 氏名又は名称

È

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 運行の際には携帯すること。
- (2) 軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考2 (第5第2項関係)

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおり使用者を特定したことを証明します。

記

- 1 特定した使用者
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 車台番号(又は製造番号)
- 6 使用者を特定した日
- 7 運行の地域
- 8 その他必要な事項

(日本工業規格A列4番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 運行の際には携帯すること。

軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考3 (第5第4項関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称 住 所

超小型モビリティ証明書 (予備認定用)

弊社が製作・販売する車名 、型式 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予 備認定を受けている超小型モビリティ(予備認定番号

) と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型 モビリティです。

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

(削る)

参考3 (第5第4項関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称印住所

超小型モビリティ証明書 (予備認定用)

弊社が製作・販売する車名 、型式 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予 備認定を受けている超小型モビリティ(予備認定番号

) と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型 モビリティです。

(日本工業規格A列4番)

備考

参考4 (第5第5項関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称 住 所

特定超小型モビリティ証明書

弊社が製作・販売する車名 、型式 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティ(認定番号)と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

(日本産業規格A列4番)

(削る)

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考4 (第5第5項関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称白所

特定超小型モビリティ証明書

弊社が製作・販売する車名 、型式 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティ(認定番号) と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考5 (別添1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称

誓 約 書

使用する車名、型式

、車台番号(又は製造番号) の超小型モビリティ について、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小 型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

(申請者と使用者が同一の場合)

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の 制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その 他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分 等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 事故時には、遅滞なく通報します。

(申請者と使用者が異なる場合)

当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ

参考5 (別添1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

証明者の氏名又は名称 印

誓 約 書

使用する車名 、型式

、車台番号(又は製造番号) の超小型モビリティ について、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小 型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

(申請者と使用者が同一の場合)

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の 制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その 他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分 等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 事故時には、遅滞なく通報します。

(申請者と使用者が異なる場合)

当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ

認定の趣旨について周知します。

(認定要領第4第1項(2)の者) 使用者特定証明書を使用者に対して交付します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2) · <u>(3)</u> (略)

認定の趣旨について周知します。

(認定要領第4第1項(2)の者) 使用者特定証明書を使用者に対して交付します。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) (略)

<u>(2)</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 <u>(3)</u>・<u>(4)</u> (略) ○貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について(平成25年国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別添1	別添1
管理受委託許可申請書	管理受委託許可申請書
<u>令和</u> 年 月 日 ○○○第○○号 運輸局長 殿	<u>平成</u> 年 月 日 ○○○第○○号 運輸局長 殿
< 委託者 >	<委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 印 【委託営業所】 名称 所在地
<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【受託営業所】 名称 所在地	<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 「受託営業所」 名称 所在地
輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨	輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨

物自動車運送事業法第29条第1項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理(点呼
	業務)
管理の範囲及び方法	(例) 別添 管理の委託受託契約書
	の写し及び管理の実施方法の
	細目 のとおり。
開始の予定日及び期間	<u>令和</u> 年 月 日から
	<u>令和</u> 年 月 日まで
委託及び受託を	(例) 深夜・早朝等運行管理者が不
必要とする理由	在の際、確実な点呼を実施し
	、もって輸送の安全を確保す
	るため。

物自動車運送事業法第29条第1項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理(点呼
	業務)
管理の範囲及び方法	(例) 別添 管理の委託受託契約書
	の写し及び管理の実施方法の
	細目 のとおり。
開始の予定日及び期間	<u>平成</u> 年 月 日から
	<u>平成</u> 年 月 日まで
委託及び受託を	(例) 深夜・早朝等運行管理者が不
必要とする理由	在の際、確実な点呼を実施し
	、もって輸送の安全を確保す
	るため。

別添2

受委託事項変更届出書

<u>令和</u> 年 月 日 ○○第○○号

運輸局長 殿

<委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名

別添2

受委託事項変更届出書

 平成
 年
 月
 日

 〇〇〇第〇〇9

運輸局長 殿

<委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 印 【委託営業所】

名称 所在地

<受託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

【受託営業所】

名称 所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。

(略)

別添3

管理受委託終了届出書

<u>令和</u> 年 月 日 ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

運輸局長 殿

<委託者> 氏名又は名称 住所 【委託営業所】

名称

所在地

<受託者>

氏名又は名称

印

住所

代表者氏名

【受託営業所】

名称

所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。

(略)

別添3

管理受委託終了届出書

 平成
 年
 月
 日

 ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

運輸局長 殿

<委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【委託営業所】

> 名称 所在地

<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【受託営業所】 名称 所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許 可 年 月 日	<u>令和</u> 年 月 日
許 可 番 号	
受委託の終了日	<u>令和</u> 年 月 日
受委託を終了する理由	(例)営業所廃止のため

代表者氏名
「印 【委託営業所】 名称 所在地 <受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名
「印 【受託営業所】 名称 所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許す	可 年	月	日	平成	年	月	日	
許	可	番	号					
受委	託の	終了	日	<u>平成</u>	年	月	日	
受委託	モを終 了	する理	E 由	(例)	営業所	廃止の	ため	

000第 号

許 可 書

委託者 ○○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿 受託者 △△ △△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 殿

<u>令和</u>○○年○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の 受委託については、下記のとおり許可する。

記

- 1 期間 令和〇〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで
- 2 営業所 (1)・(2) (略)
- 3 条件 (1)~(3) (略)

<u>令和</u>○○年○月○○日

国土交通省〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

別添4

〇〇〇第 号

許 可 書

委託者 ○○ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿 受託者 △△ △△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 殿

平成○○年○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一 般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の 受委託については、下記のとおり許可する。

記

- 1 期間平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まで
- 2 営業所 (1)・(2) (略)
- 3 条件 (1)~(3) (略)

平成○○年○月○○日

国土交通省〇〇運輸局長 〇〇 〇〇

月

印

〇公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について (平成 27 年国自技第 63 号) 改正後 改正前 第1号様式(第4関係) 第1号様式(第4関係) 搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 月 ○○運輸局長 ○○運輸局長 (又は沖縄総合事務局長) ▶ 殿 (又は沖縄総合事務局長) 申請者の氏名又は名称 申請者の氏名又は名称 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の 保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項(同令第 67条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、 基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請し ます。

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 構造又は使用の態様の特殊性
- 6 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 7 認定を必要とする理由

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の 保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項(同令第 67条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、 基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請し ます。

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 構造又は使用の態様の特殊性
- 6 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 7 認定を必要とする理由

- 8 特定搭乗型移動支援ロボットの場合には、その基準緩和 認定番号
- 9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2) \sim (5) (略)

第2号様式(第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

月 \exists

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) 上 殿

申請者の氏名又は名称 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変 更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 変更しようとする事項及びその理由

(日本産業規格A列4番)

- 8 特定搭乗型移動支援ロボットの場合には、その基準緩和 認定番号
- 9 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) (略)
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- $(3) \sim (6)$ (略)

第2号様式(第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

月 \exists

印

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長)

申請者の氏名又は名称

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変 更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

- 1 基準緩和認定番号
- 2 変更しようとする事項及びその理由

(日本工業規格A列4番)

備考

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(削る)

第3号様式(第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書

年 月 日

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) 屋

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備考

<u>申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。</u>

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第3号様式(第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書

声 月

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) 片 殿

印

 \exists

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(削る)

第4号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書

番号年月

○○運輸局長(又は沖縄総合事務局長)

年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援 ロボットについては、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸 省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用する 場合を含む。)の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第4号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書

 番
 号

 年
 月

 日

○○運輸局長(又は沖縄総合事務局長)

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援 ロボットについては、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸 省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用する 場合を含む。)の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和

の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

○○運輸局長(又は沖縄総合事務局長)

年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

第6号様式(第9関係)

の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

番 **与** 年 月 F

○○運輸局長(又は沖縄総合事務局長)

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援 ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

第6号様式(第9関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 (継続)

年 月 日

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) 上 殿

申請者の氏名又は名称

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 初回の基準緩和認定
- 6 前回の基準緩和認定
- 7 構造又は使用の態様の特殊性
- 8 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 9 認定を必要とする理由
- 10 変更事項の有無

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 (継続)

年 月 日

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) ト 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 初回の基準緩和認定
- 6 前回の基準緩和認定
- 7 構造又は使用の態様の特殊性
- 8 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 9 認定を必要とする理由
- 10 変更事項の有無

(日本<u>工業</u>規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2) · (3) (略)

第7号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書(継続)

番 5 年 月 目

○○運輸局長(又は沖縄総合事務局長)

年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動 支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準(昭和26年 運輸省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用 する場合を含む。)の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) (4) (略)

第7号様式(第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書(継続)

番号年月日

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長)

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動 支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準(昭和26年 運輸省令第67号)第55条第1項(同令第67条の規定により準用 する場合を含む。)の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

とするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和 の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

参考1 (第1第3号関係)

年 月 日

○○運輸局長 (又は沖縄総合事務局長) 殿

> 申請者の氏名又は名称 住 所

特定搭乗型移動支援ロボット証明書

弊社が製作・販売する車名 乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。

- 1 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット(基準緩和認定番号)と同じ型式であって同一の 構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。
- 2 申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障 や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行 う体制をとっております。

(日本<u>産業</u>規格A列4番)

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(削る)

とするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和 の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

印

参考1 (第1第3号関係)

○○運輸局長 (又は沖縄総合事務局長) 殿

> 申請者の氏名又は名称 住 所

特定搭乗型移動支援ロボット証明書

弊社が製作・販売する車名 、型式 の搭 乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。

- 1 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット(基準緩和認定番号)と同じ型式であって同一の 構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。
- 2 申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障 や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行 う体制をとっております。

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考2 (別添1関係)

(搭乗型移動支援ロボット)

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) ├ 殿

申請者の氏名又は名称 所

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、車台番号 (又は製造番号) の搭乗型移動支援ロボットについて 、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条 第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規 定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約しま す。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制 限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他 の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受け ようとも異議申し立ては致しません。
- 4. 事故時には、遅滞なく通報します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)(略) 参考2 (別添1関係)

(搭乗型移動支援ロボット)

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) ト 殿

申請者の氏名又は名称

約

弊社が使用する車名、型式、車台番号 (又は製造番号) の搭乗型移動支援ロボットについて 、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条 第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規 定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約しま す。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制 限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他 の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受け ようとも異議申し立ては致しません。
- 4. 事故時には、遅滞なく通報します。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1)(略) (削る)

(2) · (3) (略)

参考3 (別添1関係)

地方公共団体承認証明書

年 月 日

印

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長) 屋

地方公共団体の長の氏名

当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) • (2) (略)

- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) · (4) (略)

参考3 (別添1関係)

地方公共団体承認証明書

年 月 日

○○運輸局長

(又は沖縄総合事務局長)

} 殿

地方公共団体の長の氏名

囙

当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) • (2) (略)

改正後 改正前 第1~第8 第1~第8 (略) (略) 別表 (略) 別表 (略) 別添 (略) 別添 (略) 第1号様式 第1号様式 標準仕様ノンステップバス認定申請書 標準仕様ノンステップバス認定申請書 年 月 日 年 月 日 自動車局長 殿 自動車局長 殿 申請者の氏名又は名称 申請者の氏名又は名称 住 所 住 所 下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンス 下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンス テップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の テップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の 認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 記 記 1 車名及び型式 1 車名及び型式 2 自動車製作者等名及び住所 2 自動車製作者等名及び住所 3 製作工場名及び住所 3 製作工場名及び住所 (日本産業規格A列4番) (日本工業規格A列4番) 備考 備考 (1) (1)(略) (略)

(削除)

<u>(2)</u> (略)

第2号様式

標準仕様ノンステップバス認定書

番 号 年 月 日

殿

自動車局長

年 月 日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしていることを認定する。

記

- 1 認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 自動車製作者等名及び住所

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 (3) (略)

第2号様式

標準仕様ノンステップバス認定書

番号年月

殿

自動車局長

年 月 日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしていることを認定する。

記

- 1 認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 自動車製作者等名及び住所

4 製作工場名及び住所

(日本産業規格A列4番)

備考

第3号様式

 番
 号

 年
 月

 日

地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

標準仕様ノンステップバスの認定について (通知)

標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、 年月 日付けで申請のあったノンステップバスの仕様について、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書(写)及び申請書類(副)を添えて通知する。

(日本産業規格A列4番)

別紙様式 (略)

4 製作工場名及び住所

(日本工業規格A列4番)

備考

第3号様式

 番
 号

 年
 月

 日

地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

標準仕様ノンステップバスの認定について (通知)

標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、 年月 日付けで申請のあったノンステップバスの仕様について、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書(写)及び申請書類(副)を添えて通知する。

(日本工業規格A列4番)

別紙様式 (略)

改正後	改正前
別添 共通構造部型式指定実施要領	別添 共通構造部型式指定実施要領
目次	目次 (略)
第1~第7 (略)	第1~第7 (略)
第8 外国人等による届出等	第8 申請書等に記入する署名等
第9~第14 (略)	第9~第14 (略)
第1~第7 (略)	第1~第7 (略)
第8 外国人等による届出等	第8 申請書等に記入する署名等
(削る)	1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届
	<u>出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で</u>
	<u>あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任</u>
	<u>を受けた者)が署名することができる。</u>
外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告を	<u>2</u> 外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告
する場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記す	をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併
ることができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記し	記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として
たものである」旨を日本語及び英語で記載すること。	併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
第9~第14 (略)	第9~第14 (略)
別表 (略)	別表 (略)
別紙1・別紙2 (略)	別紙1・別紙2 (略)
第1号様式~第2号様式の2 (略)	第1号様式~第2号様式の2 (略)
別記様式 (略)	別記様式 (略)
附則1~附則6 (略)	附則1~附則6 (略)

改正後

改正前

別添 共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領

目次

第1~第9 (略)

第10 外国人等による届出等

第 11~第 17 (略)

第1~第9 (略)

第10 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第 11~第 17 (略)

別表 (略)

別紙1~別紙3 (略)

第1号様式・第2号様式 (略)

第3号様式(特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証)(第12関係)

別添 共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領

目次

第1~第9 (略)

第10 申請書等に記入する署名等

第11~第17 (略)

第1~第9 (略)

第10 申請書等へ記入する署名等

- 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任 を受けた者)が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第11~第17 (略)

別表 (略)

別紙1~別紙3 (略)

第1号様式・第2号様式 (略)

第3号様式(特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証)(第12関係)

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証 明 番 号 日

製作者等の氏名又は名称 住 所

特定共通構造部	の型式指定番号	
特定共通構造部	の名称及び型式	
車名及び	型式 (※)	
多仕様自	動車番号	
類別区分番号		
原動機の型式		
車台	番号	
備考		

備考 (削る)

- 1. ※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転 記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時 に使用する(自動車検査証に記載される)型式をいう。
- 2. 特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載 は省略することができる。

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証 明 番 号 日

製作者等の氏名又は名称 住 所

特定共通構造部の型式指	定番号
特定共通構造部の名称及	び型式
車名及び型式 (※)	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備考	

- 備考 1. 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること
 - 2. ※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転 記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時 に使用する(自動車検査証に記載される)型式をいう。
 - 3. 特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載 は省略することができる。

別記様式 (略)	別記様式 (略)
附則1~附則6 (略)	附則1~附則6 (略)

○「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成 29 年国土交通省告示 1154 号)に係る取扱要領について(平成 29 年 国自審第 1579 号、国自技第 171 号、国自整第 233 号、国自情第 177 号) (傍線部分は改正部分)

改正後

別添 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領

第1条・第2条 (略)

(事業者による改善措置済証の交付)

第3条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者 (以下「リコール改修実施事業者」という。)は、前条第1項の規定 により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙(電磁的方法に より発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。)を 当該自動車の使用者へ交付しなければならない。

2 (略)

第4条 (略)

(申請者による改善措置済証の提出)

第5条 (略)

2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知(検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。)がなされた日(以下「審査結果通知日」という。)を記載し、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から15日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。

3 (略)

改正前

別添 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領

第1条・第2条 (略)

(事業者による改善措置済証の交付)

第3条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者 (以下「リコール改修実施事業者」という。)は、前条第1項の規定 により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙(電磁的方法に より発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。)<u>に</u> 署名・押印をして、これを当該自動車の使用者へ交付しなければなら ない。

2 (略)

第4条 (略)

(申請者による改善措置済証の提出)

第5条 (略)

2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知(検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。)がなされた日(以下「審査結果通知日」という。)の日付印の押印を行い、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から15日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。

3 (略)

第6条~第9条 (略)

様式(改善措置済証)(第2条第2項関係)

管理番号

改善措置済証

下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両 法(昭和26年法律第185号)第63条の3第1項の届出に係る 改修を実施したことを証明する。

3 自動車登録番号 1 リコール届出番号 2 車台番号 /車両番号 事業者名 4 改修作業 5 改修作業 住所、電話番号 年月日 年月日 実施者 事業者名 6 発行者 住所

7 備考

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保 管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の 連絡先へお問い合わせください。

第6条~第9条 (略)

様式(改善措置済証)(第2条第2項関係)

管理番号

改善措置済証

下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両 法(昭和26年法律第185号)第63条の3第1項の届出に係る 改修を実施したことを証明する。

1 リコール届出番号 2 車台番号 3 自動車登録番号 /車両番号 事業者名 4 改修作業 5 改修作業 住所、電話番号 年月日 印 年月日 実施者 事業者名 6 発行者 住所 7 備考

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保 管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の 連絡先へお問い合わせください。

○遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領(依命通達)(平成30年3月30日付国自技第256号) (傍線部分は改正部分)

改正後

別添 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領第1~第9(略)

別表第1~第2(略)

第1号様式(第5関係)

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称住・所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規 定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添え て申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

改正前

別添 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領 第1~第9(略)

別表第1~第2(略)

第1号様式(第5関係)

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u> 住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規 定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添え て申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 構造又は使用の態様の特殊性
- 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

 $(2) \sim (5)$ (略)

第2号様式(第5関係)

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申 請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途

- 8 認定を必要とする理由
- 9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。(3) ~ (6) (略)

第2号様式(第5関係)

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申 請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 <u>印</u>

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途

4 自動車登録番号及び車台番号

5 変更事項及び変更事由

6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

第3号様式(第8関係)・第4号様式(第8関係) (略)

参考1 (第5関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称 住 所

誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、車台 番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第5 4 自動車登録番号及び車台番号

5 変更事項及び変更事由

6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。(3) (略)

第3号様式(第8関係)·第4号様式(第8関係) (略)

参考1 (第5関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称印住所

誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、車台 番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第5 5条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動 車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守し ます。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2)~(6) (略)

参考2(第5関係)~参考4(第5関係) (略)

5条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓 約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動 車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守し ます。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

<u>(2)</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 <u>(3)</u>~<u>(7)</u> (略)

参考2 (第5関係) ~参考4 (第5関係) (略)

改正後

共通構造部 (協定規則第0号) 型式認証実施要領

目次 (略)

第1~第4 (略)

別添1 共通構造部(IWVTA)型式指定実施要領

第1~第7 (略)

第8 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告 をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併 記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として 併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第9~第13 (略)

別表 (略)

別記様式 (略)

別添2 共通構造部(IWVTA)型式証明実施要領

第1~第11 (略)

第12 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告 ┃2 外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告 をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併

改正前

共通構造部(協定規則第0号)型式認証実施要領

目次 (略)

第1~第4 (略)

別添1 共通構造部(IWVTA)型式指定実施要領

第1~第7 (略)

第8 申請書等に記入する署名等

- 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任 を受けた者)が署名することができる。
- 2 外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告 をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併 記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として 併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第9~第13 (略)

別表 (略)

別記様式 (略)

別添2 共通構造部 (IWVTA) 型式証明実施要領

第1~第11 (略)

第12 申請書等に記入する署名等

- 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任 を受けた者)が署名することができる。
- をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併

併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13~第17 (略)

別表 (略)

第一号様式(共通構造部(IWVTA)型式証明申請書)(第7関係)

受付番号 (※)

受付年月日(※)

共通構造部(IWVTA)型式証明申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

特定共通構造部の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる製作工場の名称及び所在地

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。

(削る)

(削る)

第二号様式 (既証明共通構造部型式証明申請書) (第9関係)

記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として 記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として 併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13~第17 (略)

別表 (略)

第一号様式(共通構造部(IWVTA)型式証明申請書)(第7関係)

受付番号 (※)

受付年月日(※)

共通構造部(IWVTA)型式証明申請書

国土交通大臣 殿

月 日

特定共通構造部の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び印並びに住所

主たる製作工場の名称及び所在地

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) ※印の欄は、申請者が記載しないこと。
- (2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 第二号様式(既証明共通構造部型式証明申請書)(第9関係)

受付番号 (※)

受付年月日(※)

既証明共通構造部(IWVTA)型式証明申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び住所

異なる事項及び異なる事由

備考

(日本産業規格 A 列 4番)

備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。

(削る)

(削る)

受付番号(※)

受付年月日(※)

既証明共通構造部(IWVTA)型式証明申請書

国土交通大臣 殿

月 日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所

異なる事項及び異なる事由

備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

- (1) ※印の欄は、申請者が記載しないこと。
- (2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式(証明特定共通構造部(IWVTA)製作等廃止届)(第10関 第三号様式(証明特定共通構造部(IWVTA)製作等廃止届)(第10関

係) 係) 証明特定共通構造部 (IWVTA) 製作等廃止届 証明特定共通構造部(IWVTA)製作等廃止届 国土交通大臣 殿 国土交通大臣 殿 月 年 月 日 日 証明特定共通構造部の名称及び型式 証明特定共通構造部の名称及び型式 証明番号 証明番号 届出者の氏名又は名称及び住所 届出者の氏名又は名称及び印並びに住所 製作等廃止事由 製作等廃止事由 備考 備考 (日本産業規格 A 列 4 番) (日本産業規格 A 列 4 番) (削る) 備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 第三号様式・第四号様式 (略) 第三号様式·第四号様式 (略) 別記様式 (略) 別記様式 (略) 附則1~附則6 (略) 附則1~附則6 (略)

改正後	改正前
別添 自動車の特定改造等の許可実施要領 目次 第1~第8 (略) 第9 <u>外国人等による届出等</u> 第10・第11 (略) 第1~第8 (略) 第9 <u>外国人等による届出等</u> (削る)	別添 自動車の特定改造等の許可実施要領 目次 第1~第8 (略) 第9 <u>申請書等に記入する署名等</u> 第10・第11 (略) 第1~第8 (略) 第9 <u>申請書等に記入する署名等</u> 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届 出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者で
外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。第10・第11 (略) 附則1~附則3 (略)	あってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任 を受けた者)が署名することができる。 2 外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。第10・第11 (略) 附則1~附則3 (略)

附 則

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年一月一日)から施行する。





国自整第251号 令和2年12月23日

各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長

あて (単名各通)

自動車局整備課長 (公印省略)

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき、申請書等(国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。)に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令(令和2年政令第363号)」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)」により改正し、国土交通省自動車局において定める通達(平成23年7月1日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。)においても、「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達等の改正について(令和2年12月23日国自総第283号)」により改正している。

国土交通省自動車局整備課において定めている通達並びに業務連絡及び事務連絡(現在の整備課の所掌に係るものであって技術企画課長等名において発出されているものを含む。以下「通達等」という。)においても、下記のとおり所要の措置を講じることとするので、令和3年1月1日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、申し添える。

記

- 1. 以下の通達等について、別紙のとおり改正又は廃止する。
 - ○連結車の連結状態における検討書について(昭和44年1月31日自車第81号)
 - ○輸入自動車に係る予備検査の実施について(昭和60年12月4日地技第404号)
 - ○自動車の継続検査等の申請書の押印について(平成8年3月26日自技第48号)
 - ○自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについて(平成8年9月4日自整第 163 号)
 - ○自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について (平成12年3月28日自整第46号)
 - ○車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱について(平成 23 年 3 月 30 日国自整第 162 号)

- 〇自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について(平成 31 年 3 月 29 日国自整第 326 号)
- 〇自動車整備分野特定技能協議会運営規程(平成31年4月4日国自整第6号)
- ○自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について(依頼)(平成 31 年 4月4日国自整第7号)
- ○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について(令和2年2月6日国自整第 274号)
- ○新型コロナウイルス感染症の影響により減車(一時抹消登録)することとなった旅客自動車 運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて(令和2年4月16日国自整第11号の2)
- ○新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になった ことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取 扱いについて(令和2年5月13日国自整第34号)
- ○整備主任者研修の細部取扱いについて(平成10年11月24日業務連絡第98-65号)
- ○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱について(令和2年2月6日事務 連絡)
- 2.1. に掲げるもの以外の通達等による申請書等についても、署名又は押印(実印の押印及びこれに代えることのできる署名を除く。)を不要とする。
- 3. 本通達による改正前の通達等に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上

○連結車の連結状態における検討書についての一部改正

連結車の連結状態における検討書について(昭和44年1月31日自車第81号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後 改正前 昭和44年1月31日付け自車第80号「被けん引自動車をけん引 昭和44年1月31日付け自車第80号「被けん引自動車をけん引 することができるけん引自動車の車名及び型式の判定について」によ することができるけん引自動車の車名及び型式の判定について」によ り、トレーラの自動車検査証にトラクタの車名及び型式を記入する場 り、トレーラの自動車検査証にトラクタの車名及び型式を記入する場 合の取扱いが明確にされたが、今般、日本トラック協会(現公益社団 合の取扱いが明確にされたが、今般、日本トラック協会から、トラク 法人全日本トラック協会)から、トラクタの車名及び型式の記入を申 タの車名及び型式の記入を申請する場合には、その都度別紙様式の「 請する場合には、その都度別紙様式の「トレーラ及びトラクタの連結 トレーラ及びトラクタの連結仕様検討書」を申請書に添えて提出する 仕様検討書」を申請書に添えて提出する旨申し出があったので、同通 旨申し出があったので、同通達にいう連結車が保安基準に適合してい 達にいう連結車が保安基準に適合しているかどうかの判定をする際の るかどうかの判定をする際の参考とされたい。 参考とされたい。 なお、令和3年1月1日以降の当該検討書であって押印がないもの 又は押印欄がないものについて、別紙様式と同等のものとみなして差 し支えない。

○輸入自動車に係る予備検査の実施についての一部改正

輸入自動車に係る予備検査の実施について(昭和60年12月4日地技第404号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別添	別添
輸入自動車に係る予備検査の取扱方	法輪入自動車に係る予備検査の取扱方法
1. 適用範囲	1. 適用範囲
「新型自動車等取扱要領について」(昭和45年	- 6月12日、自車第 「新型自動車等取扱要領について」(昭和45年 6月12日、自車第

375号、自整第86号)による新型届出又は変更届出がなされている 形式の輸入自動車及び「「輸入車特別取扱制度」の創設について」 (昭和60年12月27日、地車第1161号、地技第433号)による届出が なされている型式の輸入自動車であって、当該届出者及び届出者と 販売契約を締結している者(以下「申請者」という。)が申請する 自動車(道路運送車両法(昭和26年、法律第185号)第16条の規定 により一時抹消登録を受けた自動車を除く。)に限る。

- 2. 3. (略)
- 4. 実施事業場の届出等

予備検査の出張(以下「出張予備検査」という。)を希望する 者は、予備検査を実施する事業場を管轄する<u>運輸支局長</u>又は自動 車検査登録事務所長(以下「<u>運輸支局長等</u>」という。)に対し第 1号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受入施設の届出書 を初回の出張予備検査に先だって提出するものとする。

また、届出書の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

- 5. (略)
- 6. 報告

日本自動車輸入組合は、本取扱方法による取り扱い状況について、<u>国土交通省自動車局整備課長</u>に対し、第3号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書を翌月の20日までに提出するものとする。

(削る)

375号、自整第86号)による新型届出又は変更届出がなされている形式の輸入自動車及び「「輸入車特別取扱制度」の創設について」(昭和60年12月27日、地車第1161号、地技第433号)による届出がなされている型式の輸入自動車であって、当該届出者及び届出者と販売契約を締結している者(以下「申請者」という。)が申請する自動車(道路運送車両法(昭和26年、法律第185号)第16条の規定によりまつ消登録を受けた自動車を除く。)に限る。

- 2. 3. (略)
- 4. 実施事業場の届出等

予備検査の出張(以下「出張予備検査」という。)を希望する 者は、予備検査を実施する事業場を管轄する<u>陸運支局長</u>又は自動 車検査登録事務所長(以下「<u>陸運支局長等</u>」という。)に対し第 1号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受入施設の届出書 を初回の出張予備検査に先だって提出するものとする。

また、届出書の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

- 5. (略)
- 6. 報告

日本自動車輸入組合は、本取扱方法による取り扱い状況について、<u>運輸省地域交通局陸上技術安全部技術企画課長</u>に対し、第3 号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書を翌 月の20日までに提出するものとする。

7. 届出書等の署名

第1号様式の届出書及び第2号様式の申請書にあっては、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式)

輸入自動車に係る出張予備検査 受入施設の届出書 変更届出書

運 輸 支 局 長 自動車検査登録事務所長 殿

申請者の氏名		
又は名称		
住 所		

年 月 日

輸入自動車に係る出張予備検査の実施に伴う施設概要を下記のとおり届出します。 の下記事項を変更したので届出します。

記

- 1. 事業場の名称
- 2. 事業場の所在地
- 3. 事業場の資格

認証、指定、その他

- 4. 事業場管理責任者(職名、氏名)
- 5. 対象車種
- 6. 保有する検査用器具等

6. 保有する検査用器具等

名称		製作会社名	型式	備付け 年月日	数	能	力
サイドスリップ・テス	、 タ					軸重	kg
ブレーキ・テス	タ					軸重	kg
前照灯試験	機						カンデラ
音量計•騒音	計					~	デシベル
速度計試験	機					軸重	kg
一酸化炭素測定	器					~	%
炭化水素測定	器					~	ppm
オパシメー	タ					~	m^{-1}
黒 煙 測 定	器					~	%
ホイール・アライメント・テン	スタ						
重量	計					kg^	~ kg
定	盤					m >	< m
測 定 用	具						
·卷 尺							m
·重 錘							
•三角定規(大型)							
・その他							

^{7.} 完成検査場見取図等(別添)

^{8.} 最寄駅からの略図 (別添)

第2号様式を次のように改める。

(第2号様式)

輸入自動車に係る出張予備検査希望申請書

運	輸	支	局	長	
自動	車検	查登録	事務	听長	殿

申請者の氏名	
又は名称	
住所	

年 月 日

出張予備検査を下記のとおり希望します。

記

- 1. 出張を希望する事業場の名称、所在地(TEL)
- 2. 検査立合者、氏名、職名、連絡先
- 3. 出張予備検査を希望する車両の車名及び型式

車	名	型	式	車	台	番	号	

4. 検査を希望する日

 第1希望
 月
 日

 第2希望
 月
 日

5. その他

第3号様式を次のように改める。

(第3号様式)

輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書

国土交通省自動車局整備課長 殿

年 月 日

日本自動車輸入組合 理 事 長

(年 月 分)

支局等の名称	車 名	型式	類別	台 数	備考

- ○自動車の継続検査等の申請書の押印についての廃止 自動車の継続検査等の申請書の押印について(平成8年3月26日自技第48号)を廃止する。
- ○自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについての一部改正

自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについて(平成8年9月4日自整第163号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改正前
1.申請書等の進達について (1) (略) (削る) (直) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (8) (2) (8) (3) (8) (3) (8) (4) (8) (8) (9) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	1. 申請書等の進達について (1) (略) (2) 申請書、変更届及び廃止届には、運輸支局等並びに地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の受付印を押印すること。 (3) (略) 2. (略) 3. 養成施設報告書について取扱通達第4項に基づく養成施設から報告を受けた自動車整備士養成施設報告書は、地方運輸局管内の全養成施設について、前年度分を別紙様式2「自動車整備士養成施設現況一覧」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

○自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認についての一部改正

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について (平成 12 年 3 月 28 日自整第 46 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

- 1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業 (略)
 - (1)事業場又は業務

ア. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」 という。)第78条の<u>自動車特定整備事業</u>の認証を受けた者 の事業場

イ. ~エ. (略)

才. <u>一般社団法人</u>日本自動車連盟(JAF)の路上故障自動車 救援業務

カ. (略)

(2) (略)

2. 「受験資格を有することを証する書面」の提示

「受験資格を有することを証する書面」の提示の取扱いは、申請者の負担の軽減に配慮した必要最小限度の書面の提示を求めるものとする。当該書面の例としては、申請者が受けようとする技能検定の種類及び従事する作業場の形態に応じて、(1)又は(2)の各号に掲げる書面とする。

ただし、これら「受験資格を有することを証する書面」にあっては、申請<u>者</u>の負担軽減のため、(3)の取扱いを行えるものとする。

また、各書面の記載内容に疑義が生じた場合には、申請者<u>等</u>からヒアリング等を行い実態を確認するものとする。

- (1) 二級ガソリン自動車整備士等に係る受験資格を有することを 証する書面の例
 - ア.上記1. (1) 中のア.及びウ.に掲げる事業場において 自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者について は次に掲げる書面

<u>申請者</u>が自動車の整備作業の実務に従事していること又は 従事していたことについての事業主(整備作業部門の統括責

- 1. 実務経験として認められる自動車等の整備作業(略)
 - (1)事業場又は業務

ア. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」 という。)第78条の<u>自動車分解整備事業</u>の認証を受けた者 の事業場

イ. ~エ.

オ. <u>社団法人</u>日本自動車連盟(JAF)の路上故障自動車救援 業務

カ. (略)

(2) (略)

2. 「受験資格を有することを証する書面」の提示

「受験資格を有することを証する書面」の提示の取扱いは、申請者の負担の軽減に配慮した必要最小限度の書面の提示を求めるものとする。当該書面の例としては、申請者が受けようとする技能検定の種類及び従事する作業場の形態に応じて、(1)又は(2)の各号に掲げる書面とする。

ただし、これら「受験資格を有することを証する書面」にあっては、申請<u>書</u>の負担軽減のため、(3) の取扱いを行えるものとする。

また、各書面の記<u>職</u>内容に疑義が生じた場合には、申請者からヒアリング等を行い実態を確認するものとする。

- (1) 二級ガソリン自動車整備士等に係る受験資格を有することを 証する書面の例
 - ア.上記1. (1) 中のア.及びウ.に掲げる事業場において 自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者について は次に掲ける書面

<u>申請書</u>が自動車の整備作業の実務に従事していること又は 従事していたことについての事業主(整備作業部門の統括責 任者を含む。以下同じ。)による証明書(事業場名<u>、認証番</u>号(特定給油所の場合にあっては承認番号。以下同じ。)、 <u>従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先(電話番号</u>及び電子メールアドレス。以下同じ。)の記載を含むもの。)

イ. 上記1. (1) 中のオ. に掲げる路上故障自動車救援業務 において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者 については次に掲げる書面

申請者が路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っていること又は行っていたことについての<u>一般社団法人</u>日本自動車連盟(支部を含む。)による証明書(<u>従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むも</u>の。)

- ウ. 上記1. (1) 中のイ.、エ. 及びカ. に掲げる事業場又は業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面
 - ① 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書(事業場名、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。上記1. (1) 中のイ. に掲げる事業場にあっては認定番号も記載すること。)
 - ②・③ (略)
- (2)自動車タイヤ整備士等に係る受験資格を有することを証する 書面の例
 - ア. 上記1. (1) 中のイ. に掲げる事業場(申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場に限る。) において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたこ

任者を含む。以下同じ。)による証明書(事業場名<u>及び認証</u> 番号又は承認番号(特定給油所の場合に限る。以下同じ。) 並びに従事期間の記載を含むもの。)

イ. 上記1. (1) 中のオ. に掲げる路上故障自動車救援業務 において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者 については次に掲げる書面

申請者が路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っていること又は行っていたことについての<u>社団法人</u> 日本自動車連盟(支部を含む。)による証明書(<u>従事期間</u>の記載を含むもの。)

- ウ. 上記 1. (1) 中のイ.、エ.及びカ. に掲げる事業場又は業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面
 - ① 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書(事業場名及び従事期間の記載を含むもの。上記1. (1)中のイ. に掲げる事業場にあっては認定番号も記載すること。)

② · ③ (略)

- (2)自動車タイヤ整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例
 - ア. 上記1. (1) 中のイ. に掲げる事業場(申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場に限る。) において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたこ

とについての事業主による証明書(事業場名<u>、認定番号、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先</u>の記載を含むもの。)

- イ. 上記1. (1) 中のア.、イ. (申請者が受けようとする 技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場 以外の事業場に限る。)、ウ.、エ.及びカ.に掲げる事業 場において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っ ていた者については次に掲げる書面
 - ① 申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書(事業場名、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。上記1. (1)中のア.、イ.及びウ.に掲げる事業場にあっては認証番号、認定番号も記載すること。)
 - ② (略)
 - ③ 整備作業を行う作業場が保有している対象となる整備作業に係る設備、工具等の一覧表又は写真
- (3) <u>申請者</u>の負担軽減を図るための取扱い (削る)

- ア. 「自動車整備技能者手帳について」(昭和33年7月4日付自整第61号)に基づく各自動車整備振興会が交付する自動車整備技能者手帳により、受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書に代えて当該手帳の提示によることができる。
- イ. 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が行う自動車整

とについての事業主による証明書(事業場名<u>及び認定番号並びに従事期間</u>の記載を含むもの。)

- イ. 上記1. (1) 中のア.、イ. (申請者が受けようとする 技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場 以外の事業場に限る。)、ウ.、エ.及びカ.に掲げる事業 場において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っ ていた者については次に掲げる書面
 - ① 申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書(事業場名及び従事期間の記載を含むもの。上記1. (1)中のア.、イ.及びウ.に掲げる事業場にあっては認証番号、認定番号又は承認番号も記載すること。)
 - ② (略)
 - ③ 事業場が保有している設備、工具等の一覧表又は写真

(3)申請書の負担軽減を図るための取扱い

- ア. 事業主又は社団法人日本自動車連盟による証明書については、自動車整備士技能検定申請書に当該証明書に記載すべき事項の記載及び当該申請書中の所属する事業場名及び所在地欄に事業主又は社団法人日本自動車連盟による押印があり、かつ、受験資格を有することが確認できる場合にあっては、その提出を省略することができる。
- イ. 「自動車整備技能者手帳について」(昭和33年7月4日 付自整第61号)に基づく各自動車整備振興会が交付する自 動車整備技能者手帳により、受験資格を有することが確認で きる場合にあっては、事業主による証明書に代えて当該手帳 の提示によることができる。
- ウ. 社団法人日本自動車整備振興会連合会が行う自動車整備技

備技能<u>登録</u>試験合格証書又は<u>国土交通大臣</u>が指定する二種養成施投の修了証書により受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書等に代えて当該証書の提示によることができる。

能<u>認定</u>試験合格証書又は<u>運輸大臣</u>が指定する二種養成施投の 修了証書により受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書等に代えて当該証書の提示によ ることができる。

○車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱についての一部改正

車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱について(平成23年3月30日国自整第162号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<第3条関係> (略) (削る)	〈第3条関係〉 (略) 〈第4条関係〉 (1)次に掲げる情報は、第4条第1項の点検整備情報等に含まれないものとする。 ①提供することにより、提供を行った自動車製作者等の権利、正当な利益を害するおそれのある情報 ②リコール、改善対策又はサービスキャンペーンとして国土交通大臣に届出のあった改善措置に係る情報これは、第5条第1項の外部故障診断装置開発情報において同様とする。 (2)第4条第1項の点検整備情報等の提供は、当該情報を提供する権利を有している自動車製作者等が行うこととし、当該権利を有していない自動車製作者等は、当該情報が提供されるよう環境の整備に努めるものとする。 これは、第5条第1項の外部故障診断装置開発情報において同様とする。 (3)次の全てに該当するものは、第4条第1項の「当該整備要領

- 書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に 入手することができる」ものの例とする。
- ①通称名、車両型式、VIN、キーワード等によりウェブサイト上で検索できること。
- ②入手困難なソフトウェア、ハードウェア、ビューア、ブラウザ等の使用が要求されていないこと。
- ③サーバの応答が不当に遅延しないよう十分な処理能力が確保されていること。
- ④日本語又は英語で表示されていること。
- (4)第4条第1項第2号の「J-OBDIの構造及び作動条件に 関する情報」は、次に掲げる情報とする。
 - ①故障検知に関する情報
 - ②警報動作に関する情報
- (5)第4条第1項第3号の「J-OBDⅡの構造及び作動条件に 関する情報」は、次に掲げる情報とする。
 - ①作動原理に関する情報
 - ②監視動作に関する情報
 - ③監視動作を実行させるために設定される項目に関する情報
 - ④車両走行中に実行される故障診断機能に係る個々の動作実 行条件に関する情報
- (6)第4条第1項第5号の「制御装置の調整」は、次に掲げる事項とする。
 - ①一般的にコンフィグレーションと呼ばれている、自動車を 構成する部品を交換した際の初期設定等を行うこと。
 - ②一般的にキャリブレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品における稼動範囲等の基準位置の学習等を行うこと。
- (7)第4条第1項第6号の「自動車の装置を強制的に作動させる」は、次に掲げる事項とする。
 - ①一般的にアクティブテストと呼ばれている、不具合箇所を

<第<u>4</u>条関係>

- (1)次に掲げる情報は、第4条第1項の外部故障診断装置開発情報に含まれないものとする。
 - ①提供することにより、提供を行った自動車製作者等の権利 、正当な利益を害するおそれのある情報
 - ②リコール、改善対策又はサービスキャンペーンとして国土 交通大臣に届出のあった改善措置に係る情報
- (2)外部故障診断装置開発情報の提供は、当該情報を提供する権利を有している自動車製作者等が行うこととし、当該権利を有していない自動車製作者等は、当該情報が提供されるよう環境の整備に努めるものとする。

特定するために自動車を構成する部品等に電気信号を与えることによる個別の動作確認等を行うこと。

- ②一般的に整備サポートと呼ばれている、整備専用工具や構成装置への特殊な設定を行わず、外部故障診断装置の機能を用いて整備をより効率的に行うための補助機能の作動等を行うこと。
- (8)次に掲げる事項は、第4条第3項第2号の「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの」の例とする。
 - ①不適切な使用により、自動車を構成する部品や装置等に許容限度を超えた強制駆動を行うことで装置の作動等に支障が生じる又は作業員等が被害を受けるおそれのあるもの
 - ②当該機能に係る点検整備情報が提供されることで、整備を する自動車に対して、当該自動車に定められた本来の設計 、仕様とは異なる設定等を行うことが可能となるおそれの あるもの

これは、第5条第2項第2号の外部故障診断装置開発情報 及び第6条第1項第2号の専用外部故障診断装置において同様とする。

<第5条関係>

(新設)

(新設)

- (3)第4条第1項の外部故障診断装置開発情報の提供は、外部故障診断装置の開発又は改良を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結した者に対し行われるものとし、書面による提供のほか、電子データによる提供でもよいものとする。
- (4)第3条第1号の自動車にあっては、第5条第1項第1号ロ及 びハの情報は第2条第9号及び第10号に定める情報に相当す る情報とし、第5条第1項第1号ニの機能は第2条第11号に 定める機能に相当する機能とする
- (5)第4条第1項第3号の「制御装置の調整」は、次に掲げる事項とする((7)⑤において同じ。)。
 - ①一般的にコンフィグレーションと呼ばれている、自動車を 構成する部品を交換した際の初期設定等を行うこと。
 - ②一般的にキャリブレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品における稼動範囲等の基準位置の学習等を行うこと。
- (6)第4条第1項第6号の「自動車の装置を強制的に作動させる 」は、次に掲げる事項とする((7)⑥において同じ。)。
 - ①一般的にアクティブテストと呼ばれている、不具合箇所を 特定するために自動車を構成する部品等に電気信号を与え ることによる個別の動作確認等を行うこと。
 - ②一般的に整備サポートと呼ばれている、整備専用工具や構成装置への特殊な設定を行わず、外部故障診断装置の機能を用いて整備をより効率的に行うための補助機能の作動等を行うこと。
- (7)第4条第1項第5号の「その他外部故障診断装置の開発又は 改良に当たって必要となる情報」には、<u>次に掲げる排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の</u> 情報及び外部故障診断装置の機能等が整合性を保つための情報が含まれるものとする。
 - ①全ての故障コードに関する情報

- (1)第<u>5</u>条第1項の外部故障診断装置開発情報の提供は、外部故障診断装置の開発又は改良を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結した者に対し行われるものとし、書面による提供のほか、電子データによる提供でもよいものとする。
- (2)第3条第1号の自動車にあっては、第5条第1項第1号ロ及びハの情報は第2条第9号及び第10号に定める情報に相当する情報とし、第5条第1項第1号ニの機能は第2条第11号に定める機能に相当する機能とする。

(新設)

(新設)

(3)第5条第1項第5号の「その他外部故障診断装置の開発又は 改良に当たって必要となる情報」には、<u>点検整備情報等と</u>外 部故障診断装置の機能等が整合性を保つための情報が含まれ るものとする。

- ②第3条第1号に掲げる自動車にあっては故障検知に関する 情報及び警報動作に関する情報
- ③第3条第2号に掲げる自動車にあっては作動原理に関する 情報、監視動作に関する情報、監視動作を実行させるため に設定される項目に関する情報及び車両走行中に実行され る故障診断機能に係る個々の動作実行条件に関する情報
- ④リプログラミングの実施に関する情報
- ⑤制御装置の調整に関する情報
- ⑥自動車の装置を強制的に作動させるための情報
- (7)その他排気に係る装置の点検及び整備に必要となる情報
- (8)次に掲げる事項は、第4条第2項第2号の「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの」の例とする。
 - ①不適切な使用により、自動車を構成する部品や装置等に許容限度を超えた強制駆動を行うことで装置の作動等に支障が生じる又は作業員等が被害を受けるおそれのあるもの
 - ②当該機能に係る点検整備情報が提供されることで、整備を する自動車に対して、当該自動車に定められた本来の設計 、仕様とは異なる設定等を行うことが可能となるおそれの あるもの
- (9)第4条第1項の外部故障診断装置開発情報が一年に一回以上の頻度で更新されている場合は、同条第3項の「適切に提供」に該当するものとみなす。ただし、更新する情報がないときなど更新の必要がない場合は、この限りではない。

(削る)

(新設)

(4)第5条第1項の外部故障診断装置開発情報が一年に一回以上の頻度で更新されている場合は、第5条第3項で準用する第4条第4項の「適切に提供」に該当するものとみなす。ただし、更新する情報がないときなど更新の必要がない場合は、この限りではない。

<第6条関係>

(1)第6条第1項の専用外部故障診断装置の提供は、自動車の点 検及び整備を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結 した者に対して行われるものとし、販売による提供のほか、 リース、レンタルによる提供でもよいものとする。

(2)次に掲げる事項は、第6条第2項の「自動車の整備に関する技術的能力等」の例とする。

- ①専用外部故障診断装置の使用に必要な設備、人員、体制等
- ②自動車の整備に関する実績
- ③専用外部故障診断装置を利用して、自動車を保安基準に適合しない状態にするおそれのないこと

<第<u>5</u>条関係>

(1)第5条第2項の申請書は、第1号様式を用いるものとする。

<第<u>7</u>条関係>

(1)第7条第2項の申請書は、第1号様式を用いるものとする。

第1号様式を次のように改める。

国土交通大臣確認申請書

国土交通大臣殿

令和 年 月 日

氏名又は名称

「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針」 (平成23年国土交通省告示第196号)第5条に規定される国土交通 大臣の確認を受けたいので、別紙にて申請します。

なお、別紙については、随時追加等を行います。

元号 年 月 日

氏名又に	は名称	
住	所	

○車名、	通称名、	型式
\ / T	カロカイレイ しく	

○販売、外部故障診断装置開発情報等の提供の開始の日

別表のとおり

○外部故障診断装置開発情報等の提供の方法及び問い合わせ先

外部故障診断装置開発情報等の提供の状況は次のとおりです。 なお、提供は第4条第3項から第5項までの規定に従って行うこととしています。

○外部故障診断装置開発情報等の提供提供の有無第三条第一号に掲げる自動車第三条第二号に掲げる自動車

- ・故障コード、故障診断の履歴情報データ、故障時の自動車使用状況データ等、エンジン関連 現在情報出力機能を表示させるために必要な情報
- ・リプログラミングの実施に関する情報
- ・制御装置の調整に関する情報
- ・自動車の装置を強制的に作動させるための情報
- ・その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報

○備考

※情報等が提供されているときは「提供の有無」欄に○印を付すこと。必要に応じて加除修正を 行うこと。

申請を行った者の氏名又は名称

# 6	車名 通称名	NZ 14 12	車両型式	当該車両の販売	第4条関係(外部故障診断装置開発情報)		注意事項
		車両型式 (基本型式:注1)	当該車両の販売 の開始の日(注2)				
			 				
		1	1			+	
			<u> </u>				
			-				
~					21		

申請を行った者の氏名又は	
田笥を行つに右(1)ド名VL	2 A /N
一丁 明じ コラルこ ロソル 山 入 は	· 141 141 141 141 141 141 141 141 141 14

車名		車両型式当該車両の販売	第4条関係(外部故障診断装置開発情報)		注音 車頂
		の開始の日(注2)	提供方法、問い合わせ先(注3)	提供の開始の日	注息事項

- 注1 基本型式とは、自動車検査証の「型式」欄に記載されている文字等のうち、「一」(ハイフォン)の前の英字(自動車排出ガス規制の識別記号)の部分を除いたものを示します。(例:「DBAーABCD」は、「ABCD」)(第3条第1号に掲げる自動車にあっては、自動車検査証の「型式」欄に記載されている排出ガス記号及び「一」(ハイフォン)の後の2桁で表し、3桁目以降は「*」として省略します。(例:「DBAーABCDEF」は、「DBAーAB*」))
- 注2 車両の販売の日に(◎)のついている自動車は、平成23年3月31日(第3条第1号に掲げる自動車にあっては、平成25年12月31日)以前から販売されていたものです。
- 注3 提供方法及び問い合わせ先については、別表2に記載しています。
- ※ OEM等供給を受けている自動車については、供給元の自動車製作者等の情報を参照してください。

	第5条関係(外部故障診断装置開発情報)の提供方法及び問い合わせ先
1	
2	
3	
4	
5	

6	
7	
8	

○自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類についての一部改正

自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について(平成31年3月29日国自整第326号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(認証)自動車特定整備事業の認証新規申請書、第2号様式(認証)自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書、第5号様式(認証)役員の変更届出書、第1号様式(指定)指定自動車整備事業の指定新規申請書、第2号様式(指定)指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書、第4号様式(指定)自動車検査員(選任・変更)届出書及び第1号様式(優良)優良自動車整備事業者認定申請書をそれぞれ次のように改める。

第1号様式(認証)

認証番	号			
認証年月	П	年	月	日

(注)担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

殿

年 月 H

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

1-① 自動車特定整備事業の種類

白動市性空敷供車業	普通自動車特定整備事業
自動車特定整備事業の種類の別	小型自動車特定整備事業
12 主次 15 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	軽自動車特定整備事業

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

1 色											
対象自動車の種類		対象自動車の整備及び装置の種類の別									
					分解	整備				電子制御装置	整備
の別	全て	全て	原動機	動力 伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行 補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											
(注)□枠内の該当するものに○	ナーショナナルトフ	> 1.									

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-③ 業務の範囲の限定

	軽油を燃料とする原動機を除く	
業教の祭団の阻守の 別	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
業務の範囲の限定の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る	
	その他()

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

2 工員の構成

	合 計		整備士数							
工員の構成	台 計 (工員数)	一級(二輪除く)	一 (二 輪)	二級	三級	車体	電気	整備士 以外の 工員数		
	人	人	人	人	人	人	人	人		

3 宣誓書

道路運送車両法第	8 0 条第 1	項第 2	号に該当	しないこ	こと	を確認	恩しまし	ンた。		チェック	7欄 □
役員氏名	役	職	名	役	員	氏	名		役	職	名
								·			

4 出身業態

	専業	ディーラー	自家
出身業態の別	自動車用品販売店	ガソリンスタンド	受検代行業
	その他()

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

5 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥 行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点検作業場	m	m	m^2	m	
車 両 置 場	m	m	m^2		

⁽注)法人企業の場合は、同法第80条第1項第2号に該当しない者の役職名についても記載すること。

⁽注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

	6 - (1)	電子制御装置点檢整備作業場等	(6 - 2)	7に該当	しかい場	合 [`]
--	---------	----------------	---------	------	------	----------------

作業場の規模	間	口		奥	行			面	積		天井高	さi	床面状況
電子制御装置			m			m			r	'n			
点検整備作業場	()	m	()	m	() r	'n	() m	
車両置場			m			m			r	'n			

- (注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。
- (注)⑤の車両置場を有する場合には、車両置場の欄の記載を省略することができる。

6-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥 行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

7 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は				離れた電子制御装置点検整備作業場											
	共同使用の作業場の別						共同使用の作業場								
所在地	乍業場の 地 (※1)														
	よる当該作 の所要時間		分												
作業場	易の規模		間口			奥行			面積		天	井高さ		床面状況	己
電子制御装置 点検整備作業場				m			m			m²					
		()	m	()	m	()	m²	() m	ı		
車両置	遣場 (※2)			m			m			m²					
施行規則第3条第8号 ハに係る作業場 m		m			m						_				
共同使用 の作業場	氏名又は 名称														
の管理者 (※3)	認証番号														
	壬者の氏名 ※3)														

- (注)□枠内の該当するものに○を記載すること。
- (注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。
- (注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
- (注)「%1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「%2」は「6-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「%3」は共同使用の場合に記載すること。

8 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

9 作業機械等

	名和		型式	・能力等	数量
	プレス				
	エア・コンプレッサ				
(/ \\ \	チェーン・ブロック				
作業機械	ジャッキ				
	バイス				
	充電器				
	ノギス				
作業計器	トルク・レンチ				
	水準器				
	サーキット・テスタ				
	比重計				
	コンプレッション	(ガソリン用)			
	・ゲージ	(ジーゼル用)			
	ハンディ・バキュー	・ム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テ	スタ			
	タイミング・ライト				
点検計器	シックネス・ゲージ	;			
及び	ダイヤル・ゲージ				
点検装置	トーイン・ゲージ				
	キャンバ・キャスタ	・ゲージ			
	ターニング・ラジア	ス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ				
	検車装置				
	一酸化炭素測定器				
	炭化水素測定器				
	整備用スキャンツー	・ル			
	ホイール・プーラ				
~ P	ベアリング・レース	·			
工具	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケー				
	部品洗浄槽				
備考		•			•

10 事業場平面図

事業場の名称		
(例:レイアウト、	寸法、縮尺	方位等を記載)

自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申請)します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

- (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。 (全ての項目に共通)
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)						
届出者 の氏名又は名称						
申請者						
届出者の仕事						
 申請者 						
電話番号						
(ふりがな)						
事業場の名称						
事業場の所在地						
電話番号						
認証番号						
認定番号						
指定番号						
届出・申請の内容の	別		変更年月日	年		日
相続		事業場の所	 在地の変更			
合併		役員の変更				
分割			又は電子制御装 若しくは奥行の長さ)	置点検整備作業	場の変更	
譲受		自動車特定	整備事業の種類の	の変更	【変更申	⋾請】
事業者名又は住所の	変更	対象自動車	の種類、整備又は	は装置の種類の	変更【変更申	⋾請】
事業場の名称の変更		業務の範囲	の変更		【変更申	⋾請】
(注)役員の変更のみの届出の場合は (注)□枠内の該当するものに○を記		書(第5号様式)	を使用すること。			

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄 □

- (注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
- (注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類の別	認証年月日
普通自動車特定整備事業	年 月 日
小型自動車特定整備事業	年 月 日
軽自動車特定整備事業	年 月 日

⁽注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載 すること。

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
対象自動車の種類 の別	A . =			電子制御装置整備							
ן ינ <i>ו ע</i>	全て	全て	原動 機	動力 伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行 補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

⁽注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

2-③ 業務の範囲の変更

	軽油を燃料とする原動機を除く	
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る	
	その他(

⁽注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは※、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

	合 計 整備士数						整備士	
 工員の構成	(工員数)	一級(二輪除く)	一 (二 輪)	二級	三級	車 体	電気	以外の 工員数
	人	人	人	人	人	人	人	人

屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥 行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点 検 作 業 場	m	m	m^2	m	
車 両 置 場	m	m	m^2		

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥 行	面 積	天井高さ	床面状況
電子制御装置	m	m	m²		
点検整備作業場	() m	() m	() m ²	() m	
車両置場	m	m	m²		

⁽注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥 行
事業場所在地に有する作業場	m	m

⁽注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合) 8

離れた作業場又は			離れた電子制御装置整備作業場													
共同使用の作業場の別						共同使用の作業場										
	作業場の 也 (※1)															
	よる当該作 の所要時間											分				
作業場	易の規模		間口			奥行			面和	責		天	井高 さ	さ	床面	面状況
	削御装置			m			m			1	m²					
点検整	備作業場	()	m	()	m	()	m²	()	m		
車両置	場(※2)			m			m				m²					
	第3条第8号る作業場			m			m									
共同使用 の作業場	氏名又は 名称															
の管理者 (※3) 認証番号																
(壬者の氏名 ※3)		deb. 2 and													

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

⁽注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

⁽注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。

⁽注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、 「※3」は共同使用の場合に記載すること。

9 電子制御装置	整備に必要な情報、エーミン	/グ作業に必要な機器	を入手	できる体制		
電子制御装置整	備に必要な情報					
エーミング作業	美に必要な機器					
10-① 役員の変更	- 現在の役員及び辞任した	役員〕				
	現在の役員	員及び就任年月日				
	役員氏名	役職名	(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	月)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
		は員及び辞任年月日				
	役員氏名	役職名	(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
			(年	月	日)
10-② 役員の変更	に係る事業場					
認証番号	事業場の名称	認証番号		事業場の)名称	
備考						
VIII 9						

11 作業機械等

	名	弥	型	式・能力	等	数	量
	プレス						
	エア・コンプレッサ	<u> </u>					
作 作 作 業 機 機 機 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	チェーン・ブロック	,					
	ジャッキ						
	バイス						
	充電器						
	ノギス						
作業計器	トルク・レンチ						
	水準器						
	サーキット・テスタ	7					
	比重計						
作業機械	コンプレッション	(ガソリン用)					
	ハンディ・バキュー	-ム・ポンプ					
	エンジン・タコ・ラ	ニスタ					
占給計器	シックネス・ゲーシ	ÿ					
及び	ダイヤル・ゲージ						
点 便表里	トーイン・ゲージ						
	キャンバ・キャスタ	7 · ゲージ					
	ターニング・ラジア	マ ・ゲージ					
	タイヤ・ゲージ						
	検車装置			型式・能力 等			
	一酸化炭素測定器						
	炭化水素測定器						
	整備用スキャンツー	ール					
	ホイール・プーラ						
ア ロ							
上共							
	部品洗浄槽	/				+	

備考

12 事業場平面図

事業場の名称	
	寸法、縮尺、方位等を記載)
	1 DAY /III/ CV /3 DE 13 C HO 490/

役員の変更届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。

また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

- (注)役員の変更のみの場合に本様式を使用すること。
- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	

1 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日										
役員氏名	役職名	(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					

辞任した役員及び辞任年月日										
役員氏名	役職名	(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					
		(年	月	日)					

_	/H 🖂	~ + ==) - H	-	→ 304 1 □
2	役員	の変更	に保	ろ	事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

2	宫埑聿
- 3	

3 宣誓書								
道路運	道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄 □							
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。 (注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。								
備考								

指	定番	号 号			
指	定年	月日	年	月	日

指定自動車整備事業の指定新規申請書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当し ないことを確認しました。

- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
最考 ∉. □	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
1	
事業場の所在地	
7 / /// 1/1 IL/20	
電話番号	
电阳笛刀	

1-① 対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

	普通自動車 (大型)		小型四輪自動車
 対象自動車の種類 の別	普通自動車 (中型)		小型三輪自動車
	普通自動車 (小型)		小型二輪自動車
\$\infty\)	普通自動車 (乗用)		軽自動車
	大型特殊自動車		
	軽油を燃料とする自動車を除	<	
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを	燃料と	する自動車を除く
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る		
	その他()

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-② 宣誓書

道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項	チェック欄	
第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。		

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

1-③ 自動車特定整備事業関係

認証番号					
自動車特定		普通自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日
整備事業の		小型自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日
種類の別		軽自動車特定整備事業	認証年月日	年 月	日
	普通(大型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥制緩連]・電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
	普通(中型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
	普通(小型)	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
対象自動車の経典	普通(乗用)	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
の種類、整 備及び装置	大型特殊	分解整備 [全 原 動 走 操 制	引緩連]		
の種類の別	小型四輪	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
,,	小型三輪	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
	小型二輪	分解整備 [全 原 動 走 操 制 約	缓 連]		
	軽	全て・分解整備 [全 原 動 走	燥 制 緩 連〕・ 電子制	御装置整備[自動運行	運行補助]
		軽油を燃料とする原動機を	除く		
業務の範囲 の限定の別		ガソリン又は液化石油ガス	を燃料とする原動機	を除く	
		カタピラ付大型特殊自動車	に限る		
		その他()	

- (注)自動車特定整備事業の種類及び業務の範囲の限定は、□枠内の該当するものに○を記載すること。
- (注)対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- (注)「自動運行」(自動運行装置)には、「運行補助」(運行補助装置)を含む。

1-④ 優良自動車整備事業者の認定関係

部	忍定番号					
	初学の種類		一種生	整備工場	二種整備工場	
	認定の種類 の別	特殊整備		車体一種	車体二種	原動機
	○ 2/J ₁ 1	工場		電気装置	タイヤ	

⁽注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-⑤ 実施している整備作業の範囲

	—··········
実施している	
整備作業の範囲	

2-① 事業場管理責任者及び主任技術者の氏名及び略歴

古光日公田主に土	氏名	整備実務年数	実務年数	職制			
事業場管理責任者		年	年				
ナバサ佐本	氏名	整備実務年数	実務年数	職制			
主任技術者		年	年				

⁽注)実務年数は、それぞれ事業場管理者及び主任技術者としての実務年数を記載すること。

2-② 工員の構成

工員等の作業の別	合計	整備士勢	整備士以外の 工員及び特殊		
(7)方门	(工員数)	一級	二級	三級	整備士数
自動車工 (検査)	人	人	人	人	人
自動車工 (整備)	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

⁽注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載すること。

3 屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置	2	車両置場	m^2
点検整備作業場	m	完成検査場	m^2

4-① 機械・工具及び計器類

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検車装置		

4-② 自動車検査機械設備

	検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
	ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
	サイドスリップ·テ スタ				年	月	日
ブレ	<i>〜</i> ーキ・テスタ				年	月	日
前照	灯試験機				年	月	日
	音量計				年	月	日
	騒音計				年	月	日
速度	計試験機				年	月	日
一酸	9化炭素測定器				年	月	日
炭化	二次素測定器				年	月	日
	黒煙測定器				年	月	日
	オパシメータ				年	月	日

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-③ 車検実績 [年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月		車検持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
年	月	台	台	台	
計		台	台	台	

4-④ 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-① 検査施設の共同使用

	事業場の名称	
共用設備事業場	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自	動車による所要時間	分

5-② 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	田
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	田
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	目
速度計試験機				年	月	目
一酸化炭素測定器				年	月	目
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

/±: ±.		
備考		

指定自動車整備事業の変更(届出・申請)書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え(届出・申請)します。

- (注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。 (全ての項目に共通)
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)							
届出者の氏名又は名称							
申請者							
届出者の住所							
申請者							
電話番号							
(ふりがな)							
事業場の名称							
事未物·2·石小							
事業場の所在地							
事未 勿 り別任地							
電話番号							
七 少 平 口.							
指定番号							
届出・申請の変更内容		変更年	F月日		年	月	日
屋内作業場の位置又は面			対象とする自	動車の種類		【変更申	7請】
自動車検査用機械器具設	9備		業務の範囲の	限定		【変更申	月請】
白動車栓本用燃量型目割							

1-① 対象とする自動車の種類の変更

	普通自動車(大型)	小型四輪自動車
対象自動車の種類	普通自動車(中型)	小型三輪自動車
の別	普通自動車 (小型)	小型二輪自動車
7,7,1	普通自動車 (乗用)	軽自動車
	大型特殊自動車	

⁽注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

1-② 業務の範囲の限定(指定)の変更

	軽油を燃料とする自動車を除く
業務の範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
の別	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他(

⁽注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは※を、変更がないものは○を記載すること。

2 工員の構成

工員等の作業の別	合計	整備士数	整備士以外の 工員及び特殊		
	(工員数)	一級	二級	三級	整備士数
自動車工 (検査)	人	人	人	人	人
自動車工 (整備)	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

⁽注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置	2	車両置場	m^2
点検整備作業場	m	完成検査場	m^2

⁽注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライメ ント・テスタ				年	月	日
サイドスリップ・テ スタ				年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	日
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	日
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日

⁽注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

5-① 検査施設の共同使用

	事業場の名称	
共用設備事業場	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動	動車による所要時間	分

5-② 共用設備事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年	月日	
ホイール・アライ ント・テスタ	メ			年	月	日
サイドスリップ・ラ スタ	F			年	月	日
ブレーキ・テスタ				年	月	日
前照灯試験機				年	月	日
音量計				年	月	日
騒音計				年	月	日
速度計試験機				年	月	日
一酸化炭素測定器				年	月	日
炭化水素測定器				年	月	日
黒煙測定器				年	月	日
オパシメータ				年	月	日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考	
1/用/与	

(ふりがな)

自動車検査員(選任・変更)届出書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて(選任・変更)します。

道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且つ、自動車検査員に選任することに同意し たことを確認しました。

- (注) 自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。
- (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

届出者の氏名又は名称												
届出者の住所												
電話番号 (ふりがな)												
事業場の名称												
事業場の所在地												
電話番号												
指定番号												
(ふりがな) 氏名												
生年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
教習実施運輸局												
教習修了年月日		年	月	月		年	月	日		年	月	目
教習修了証書番号												
再教習実施運輸局												
再教習修了年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
再教習修了証書番号												
選任年月日		年	月	日		年	月	日		年	月	日
兼任の有無	有	•	無		有	•	無		有	•	無	
					(氏名)							
道路運送車両法第94条の4第 つ、自動車検査員に選任す を確認しました。	95項に該 ることに	当せ .同意	ず、且 したこ	L L	(氏名)							
	チ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹヅ	ク欄		(氏名)							
(注) 字折妻 た即に担山よて担人は割ま	els a clamber 1 v				•							

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

2 自動車検査員の辞任等

氏名	生年月	月日		辞任等	年月日	
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日

3 既に選任されている自動車検査員

氏名	<u>/.</u>	兼任の宿無					
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無
		年	月	日	有	•	無

4-① 自動車検査員の兼任

	氏名				
	指定番号				
兼任	名称				
兼任事業場	所在地				
	兼任に係る事業場 との間の道路交通 の状況	所要時間	分	所要時間	分

⁽注)既に当該事業場に選任済み又は今回選任する自動車検査員に対して兼任事業場の追加を行う場合に記載すること。

4-② 兼任事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[年月日~ 年月日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

備考

優良自動車整備事業者認定申請書

殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住	所
•	• •

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

			名	7		称						所 7	生 地			
事業場																
認定の 種類																
実施 を が を が が が が が が が が が が が が が が が が																
事業場	氏	名		最終	卒業	又は個	多業学	校名		9	美務年数	担当	当業務名		拒	夢
管理責任者																
-) /T ht	氏	名		最終	卒業	又は個	多業学	校名		1	実務年数	担当	当業務名		拒	夢
主任技術者																
			•	整	俿	崩	士	数			東	è 備士以外	の工員数		•	
工員の	作業別	合計	一級	二級	三級	タイヤ	電気 装置	車体	小	計	経験3年 以上の者	経験1年 以上3年 未満の者	経験1年 未満の者	小	計	摘要
構成及 び技能																
程度																
	合計															
認 定 よ う と よ す と 業 と 、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、																

1 屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m^2	電子制御装置点検整備作業場	m^2
車両置場	m^2	その他の作業場	m^2
完成検査場	m^2	洗車場	m^2
屋内電気装置整備作業場	m^2	原動機分解組立作業場	m^2
原動機部品整備作業場	m^2	受注品置場	m^2
洗浄場	m^2	屋内タイヤ整備作業場	m^2

- (注)申請する認定の種類に必要な屋内作業場等の面積を記載すること。
- (注)該当しない項目は記載を省略することができる。 (全ての項目に共通) (注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。 (全ての項目に共通)

車検実績(一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)

年 月 日 ~ 年 月

年月	車検持込台数	合格台数	再検査台数
年 月	台	台	台
年月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
年月	台	台	台
年 月	台	台	台
年 月	台	台	台
計	台	台	台

3 最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績

年 月 日~ 年 月 日]

車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備	車種別	車検整備	定期点検 整備	その他の 整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

4-① I 整備用・検査用機械器具設備(一種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検車装置		

	検査機器の名称	数	型式	能力
	ホイール・アライメント・テスタ			
	サイドスリップ・テスタ			
ブレ	ノーキ・テスタ			
前肝	景灯試験機			
音量	書 計			
速周	E計試験機			
	黒煙測定器			
	オパシメータ			

⁽注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-①Ⅱ 整備用・検査用機械器具設備(二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検車装置		

備考	
電話番号	

4-② | 整備用・検査用機械器具設備(車体整備作業[一種]の記載項目)

4-② I 整備用・検査用機械器具設備	(車体整	備作業[一種]の記載項目)	
項目	数	能	力
洗車機器			
アーク溶接器			
点溶接器			
ガス溶接器			
車枠矯正装置			
板金用油圧機器			
板金定盤			
板金工具一式			
スコヤ			
ボール盤			
ポータブル・グラインダ			
サンダ			
ポリシャ			
塗装機器			
塗装乾燥装置			
検査機器の名称	数	型式	能力
ヘッドライト・テスタ			
ホイール・アライメント・テスタ			
4-②Ⅱ 整備用·検査用機械器具設備	(車体整	備作業[二種]の記載項目)	
項目	数	能	力
アーク溶接器			
点溶接器			
ガス溶接器			
車体修正機			
板金用油圧機器			
板金定盤			
板金工具一式			
ポータブル・グラインダ			
サンダ			
ポリシャ			
塗装機器			
塗装乾燥装置			
フレーム・センターリング・ゲージ			
トラム・トラッキング・ゲージ			
検査機器の名称	数	型式	能力
ペッドライト・テスタ	双	土八	HG /J
	1		
備考			
電話番号			

4-③ 整備用・検査用機械器具設備(原動機整備作業の記載項目)

4-3) 整備用・便宜用機械器具設備(項 目	数	能 力
シリンダ・ボーリング・マシン		110 /4
シリンダ・ホーニング・マシン	+ +	
サーフェース・グラインダ		
クランクシャフト・グラインダ		
ライン・ボーリング・マシン	- - - 	
コンロッド・グラインダ		
ピンホール・ホーニング・マシン		
バルブ・シート・グラインダ	+ +	
バルブ・リフェーサ		
旋盤		
ボール盤	+	
プレス		
バイス		
チェーン・ブロック		
作業台	+ +	
部品洗浄槽	+ +	
エア・コンプレッサ		
洗浄機器		
運搬機器	+ +	
シリンダ・ゲージ		
マイクロ・メータ	+ +	
ダイヤル・ゲージ	+ +	
ノギス	1	
シックネス・ゲージ	 	
フィーラ・ゲージ		
直定規		
定盤		
表面アラサ測定機		
コンロッド・アライナ		
コンプレッション・ゲージ		
エンジン・タコ・テスタ	 	
バキューム・ゲージ	 	
タイミング・ライト	 	
バルブ・スプリング・テスタ	 	
温度計	 	
燃料消費計	 	
バルブシート・カッタ	 	
トルク・レンチ	 	
作業用工具	 	
バルブ・リフタ		
ベアリング・レース・プーラ		
ギヤ・プーラ	1	
水圧検査装置	1	
噴射ポンプ・テスタ	 	
原動機試験装置	 	

備考	
電話番号	

4-④ 整備用・検査用機械器具設備(電気装置整備作業の記載項目)

項目	数	能力	
オルタネータ・テスタ			
スタータ・テスタ			
オルタネータ・オシロスコープ			
グローラ・テスタ			
バッテリ・テスタ			
半導体試験器			
回路試験器			
ボルト・メータ			
アンペア・メータ			
メガー			
プレス			
バイス			
電気ドリル			
マイクロ・メータ			
ダイヤル・ゲージ			
ガレージ・ジャッキ			
エア・コンプレッサ			
充電器			
溶接器			
部品洗浄槽			
乾燥装置			

備考		
電話番号		

4-⑤ 整備用・検査用機械器具設備 (タイヤ整備作業の記載項目)

項目	数	能力	
エア・コンプレッサ			
エア・減圧弁			
リフト			
インパクト・レンチ			
タイヤ・フレータ			
タイヤ・チェンジャ			
ビード・ブレーカ			
タイヤ・スプレッダ			
タイヤ修理機			
チューブ焼付機			
グラインダ			
チューブ・テストタンク			
チューブ・ハンガ			
作業台			
作業用工具			
タイヤ収納棚			
ホイール・バランサ			
タイヤ・ゲージ			
デプス・ゲージ			
トルク・レンチ			
巻尺			_

備考	
電話番号	

○自動車整備分野特定技能協議会運営規程の一部改正

自動車整備分野特定技能協議会運営規程(平成31年4月4日国自整第6号)の一部を次のように改正する。 第1号様式から第6号様式まで及び別表第1をそれぞれ次のように改める。

受付印

自動車整備分野特定技能協議会入会届出書 兼 構成員資格証明書(特定技能所属機関)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会に入会したいので、以下の通り届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関	
(受入企業) 名称	
代表者名	
所在地	
受入工場名	認証番号 (指定番号)
適合1号特定技能支援	計画の全部の実施を委
託する場合、委託予定の	の登録支援機関名称
受け入れる外国人の入	国予定日(技能実習からの移行の場合にあって
は、特定技能としての原	雇用開始日)
国籍及び人数	
担当者氏名	電話
担当者電子メール	
証明書の交付方法	郵送(返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと) ・ 受け取りのため来訪 <i>希望の方法に、○をつけてください</i>
協議会事務局確認欄	
以下について、確認後、	、レ点を付すこと。
□ 認証を受けている	る事業場であり、現時点で認証の取消し処分の予定がない。
□ 協議会別表第10	の遵守事項について、提出されている。
□ (支援計画の全部	部実施を委託する場合)委託先の登録支援機関は協議会の構成員又は入会届出済みである。
上記届出を受理し	ン、受け入れる外国人が上陸した日(技能実習からの移行の場合にあっては、特別

能としての雇用開始日)から、自動車整備分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

自動車整備分野特定技能協議会入会届出書 兼 構成員資格証明書(登録支援機関)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会に入会したいので、以下の通り届出いたします。

1.	届出事項
----	------

登録支援機関名称			
代表者名			
所在地			
適合1号特定技能支援	計画の全部の実施の委託元		
となる特定技能所属機	钱関名称		
支援を行おうとするタ	国人の入国予定日(技能実習からの移行の場		
合にあっては、特定技	(能としての雇用開始日)		
担当者氏名	電話		
担当者電子メール			
マロキのカ <u>は</u> ナル	郵送(返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと) ・ 受け取りのため来訪		
証明書の交付方法	希望の方法に、○をつけてください		
	、、支援を行おうとする外国人が上陸した日 (技能実習からの移行の場合にあっては 雇用開始日) から、自動車整備分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。		
	受付日		

自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(特定技能所属機関)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下の通り申請いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関	
(受入企業) 名称	
代表者名	
所在地	
受入工場名	認証番号
	(指定番号)
担当者氏名	電話
177 9 200	нани
担当者電子メール	
証明書の交付方法	郵送(返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと) ・ 受け取りのため来訪
証明者の文刊万伝	希望の方法に、○をつけてください

注) 届出事項の変更を行いたい場合は、協議会第5号様式により届出を行ってください。

協議会事務局確認欄

以下について	確認後	レ点を付すこと	

- □ 協議会別表第1の台帳と照合を確認している。
- □ 認証を受けている事業場であり、現時点で認証の取消し処分の予定がない。

自動車整備分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

	受付印

自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(登録支援機関)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下の通り申請いたします。

登録支援機関名称	
代表者名	
所在地	
担当者氏名	電話
担当者電子メール	
証明書の交付方法	郵送(返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと) ・ 受け取りのため来訪 <i>希望の方法に、○をつけてください</i>

注)届出事項の変更を行いたい場合は、協議会第5号様式により届出を行ってください。

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

□ 協議会別表第1の台帳と照合を確認している。

自動車整備分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付印

自動車整備分野特定技能協議会構成員 変更届出書(共通)

自	動車整備分野	牙特定技能協議会	事務局	殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下の通り届出いたします。

1	届出事項

特定技能所属機関(受入企業)又は	
登録支援機関名称	
代表者名	
所在地	
担当者氏名	
担当者連絡先(電話)	
担当者連絡先(電子メール)	

2. 届出事項(受入企業用)

国籍及び人数(変更前)	
国籍及び人数(変更後)	

[↑] *今回変更しようとする事項について、チェック(レ)を入れてください。*

自動車整備分野特定技能協議会構成員 退会届出書(共通)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

自動車整備分野特定技能協議会を退会いたしたいので、以下の通り届出いたします。

1. 届出事項

特定	技能所属機関(受入企業)又は登録支援機関名称		
代表	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
所在	5地		
担当	· ·者氏名		
担当	í者連絡先(電子メール)		
担当	· (者連絡先(電話)		
退金	会の事由		
	□ 自動車整備分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため		
	自動車整備分野に係る特定技能外国人の支	援を行わなくなったため	
	その他()
1	当てはまる事由について、チェック(レ)	を入れてください。	

自動車整備分野特定技能協議会 遵守事項

特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。

自動車整備分野特定技能協議会(以下「協議会」という。)においては、優良事例の紹介、不適切な受入れの改善のため、特定技能外国人や特定技能所属機関等に係る機微な内容を扱うことがあります。そのため、協議会において内部限りとしている情報等について、保護を適切に行ってください。

特定技能所属機関等においては、入管法その他法令を順守すること。

法務省において作成されている運用要領等を熟読の上、制度の適切な運用に努めてください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

他の機関に雇用されている特定技能外国人又は技能実習生に対する引き抜き又はその幇助をしないこと。

特定技能外国人の雇用は、入国前の支援や雇用契約の締結等、受入を行う特定技能所属機関の 多大な負担の上成り立っています。外国人の円滑な受入れを行うために、特定技能所属機関にお かれては、外国人に対する引き抜き、登録支援機関においてはその幇助等を行わないようにして ください。

協議会の受入れ自粛要請に従うこと。

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成30年12月25日閣議決定)においては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとされています。協議会において自粛要請が決議された場合、これに従うこととしてください。これが遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

外国人自動車整備技能実習評価試験(専門級)に合格をしていない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。

自動車整備作業は、自動車の安全に直結する作業であり、また、適切な技能・知識がない状態で外国人を受け入れた場合、外国人自身の安全にも危険が及びます。技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないでください。

協議会の定める届出の適切な実施等の協議会規約遵守及び協議会の行う調査等に対する必要な協力をすること。

協議会の円滑な運営のため、規約等に定められた手続き、協議会の行う調査等について、協力をお願いいたします。

これら事項が遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

遵守事項について、同意いたします。

特定技能所属機関(受入企業)又は

登録支援機関名称:
the terms to
代表者名:
日付:

○自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について(依頼)の一部改正

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について(依頼)(平成31年4月4日国自整第7号の一部を次のように改正す る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙 2	別紙 2

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理要領

制定:平成31年4月4日 一部改正:令和2年12月 日

2. 協議会事務

(略)

- 2.1. 協議会の入会に係る手続き
- (1)受入企業

(略)

①提出書類及び提出方法

、返信用封筒の同封を求めることとしている。

②記載事項の確認

記載事項	確認方法
認証番号	・自動車検査・整備情報システムを参照し、
(指定番号)	有効な認証番号であるか否かの確認(指定
	工場にあたっては、指定番号の確認も含
	む。)を行う。

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理要領

制定:平成31年4月4日

2. 協議会事務

(略)

- 2.1. 協議会の入会に係る手続き
- (1)受入企業

(略)

①提出書類及び提出方法

入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出する┃誓約書について、受入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち こととしている。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合┃込みにより提出することとしている。なお、受入企業が郵送による 返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。

②記載事項の確認

記載事項	確認方法
認証番号	・ 自動車分解整備認定システム(令和2年4
(指定番号)	月以降においては、「自動車検査・整備情
	報ンスアム <u>)</u> を参照し、有効な認証番号
	であるか否かの確認(指定工場にあたって

	・認証の効力停止または取り消し処分を現に 受けていないこと又は受ける予定がないこ との確認を行う。認証の取り消し処分を受 けることが決定している場合は、届出を受 理しないものとする。
外国人の受入れ予	・受け入れる外国人の入国予定日(技能実習
定	<u>からの移行等により既に入国している</u> 場合
	にあっては、雇用開始日。月単位で構わな
	い。)を確認する。なお、協議会への届出
	時においては出入国在留管理庁への在留資
	格認定証明書交付申請又は在留資格変更許
	可申請の前であることから、具体の日付が
	特定されている必要はないものとする。
登録支援機関への	(略)
委託	
その他記載事項	(略)

③遵守事項の確認

遵守事項について、適切に記載されているか否か(漏れ、判読不 能な項目がないか)の確認を行う。

④ (略)

(2) 登録支援機関

協議会規約第8条第1項及び協議会運営規程第2条の規定により 、協議会の構成員になろうとする登録支援機関は、①の通り事務局 宛に届け出ることとしている。地方運輸局等においては、②及び③ の通り確認を行った上で、協議会第2号様式に押印の上、この写し を登録支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、協議会第2号様式及び遵守事項について、支援 を行う受入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより 事項誓約書について、支援を行う受入工場を管轄する地方運輸局等

外国人の受入れ予	は、指定番号の確認も含む。)を行う。 ・認証の効力停止または取り消し処分を現に受けていないこと又は受ける予定がないことの確認を行う。認証の取り消し処分を受けることが決定している場合は、届出を受理しないものとする。 ・受け入れる外国人の入国予定日(技能実習
定	・受け入れる外国人の人国了定日(技能美質 の場合にあっては、雇用開始日。月単位で 構わない。)を確認する。なお、協議会へ の届出時においては出入国在留管理庁への 在留資格認定証明書交付申請又は在留資格 変更許可申請の前であることから、具体の 日付が特定されている必要はないものとす る。
登録支援機関への 委託	(略)
その他記載事項	(略)

③協議会第1号様式及び遵守事項への押印の確認

協議会第1号様式及び遵守事項について、受入企業の代表者印が あることを確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。

④ (略)

(2) 登録支援機関

協議会規約第8条第1項及び協議会運営規程第2条の規定により 、協議会の構成員になろうとする登録支援機関は、①の通り事務局 宛に届け出ることとしている。地方運輸局等においては、②及び③ の通り確認を行った上で、第2号様式に押印の上、この写しを登録 支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、法人代表者名の押印をした第2号様式及び遵守

提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付を 希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。

② (略)

③遵守事項の確認

遵守事項について、適切に記載がされているか否か(漏れ、判読 不明な項目がないか)の確認を行う。

④ (略)

2.2. 協議会の構成員であることの証明

(1) 受入企業

協議会規約第8条第4項及び協議会運営規程第4条の規定により 事務局に申請することとしている。地方運輸局等においては、②の 通り確認を行った上で、協議会第3号様式に押印の上、この写しを 受入企業に返付する。

①提出書類及び提出方法

受入企業は、協議会第3号様式について、受入工場を所管する地 方運輸局等(複数ある場合は、いずれかを所管する地方運輸局等) に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、受入企 業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めるこ ととしている。

② (略)

(削る)

③構成員資格証明書の発行

②の事項について要件を満たしていると認められる場合には、協 議会第3号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、 地方運輸局等の受付印を押印した写しを受入企業に返付する。確認┃を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを受入企業に返┃

に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、登録支 援機関が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求め ることとしている。

② (略)

③協議会第2号様式及び遵守事項への押印の確認

協議会第2号様式及び別表第2の遵守事項誓約書について、登録 支援機関の代表者印があることを確認する。なお、必ずしも法人印 の押印を求めない。

④ (略)

2.2. 協議会の構成員であることの証明

(1) 受入企業

協議会規約第8条第4項及び協議会運営規程第4条の規定により 、協議会の構成員であることの証明を受ける受入企業は、①の通り┃、協議会の構成員であることの証明を受ける受入企業は、①の通り 事務局に申請することとしている。地方運輸局等においては、②及 び③の通り確認を行った上で、第3号様式に押印の上、この写しを 受入企業に返付する。

①提出書類及び提出方法

受入企業は、法人代表者名の押印をした第3号様式について、受 入工場を所管する地方運輸局等(複数ある場合は、いずれかを所管 する地方運輸局等)に郵送又は持ち込みより提出することとしてい る。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒 の同封を求めることとしている。

② (略)

③協議会第3号様式への押印の確認

協議会第3号様式について、受入企業の代表者印があることを確 認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。

④構成員資格証明書の発行

②、③のすべての事項について要件を満たしていると認められる 場合には、協議会第3号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項 局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。

なお、本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた5開 庁日以内とし、これを超える場合は、受入企業に対して理由を付し て連絡を行うものとする。

(2) 登録支援機関

協議会規約第8条第4項及び協議会運営規程第4条の規定により 局の①の通り申請することとしている。地方運輸局等においては、 ②の通り確認を行った上で、協議会第4号様式に押印の上、この写 しを登録支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、協議会第4号様式について、2.1(2)②の届出 を行った地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出することとし ている。なお、登録支援機関が郵送による返付を希望する場合、返 信用封筒の同封を求めることとしている。

② (略)

(削る)

③構成員資格証明書の発行

②の事項について要件を満たしていると認められる場合には、協 議会第4号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、 地方運輸局等の受付印を押印した写しを登録支援機関に返付する。 確認において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自 動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。

本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた5開庁日以 内とし、これを超える場合は、登録支援機関に対して理由を付して 連絡を行うものとする。

において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自動車┃付する。確認において慎重を要すると認める事項がある場合におい ては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。

> なお、本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた5開 庁目以内とし、これを超える場合は、受入企業に対して理由を付し て連絡を行うものとする。

(2) 登録支援機関

協議会規約第8条第4項及び協議会運営規程第4条の規定により 、協議会の構成員であることの証明を受ける登録支援機関は、事務Ⅰ、協議会の構成員であることの証明を受ける登録支援機関は、事務 局の①の通り申請することとしている。地方運輸局等においては、 ②及び③の通り確認を行った上で、第4号様式に押印の上、この写 しを登録支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、法人代表者名の押印をした第4号様式について 、2.1(2)②の届出を行った地方運輸局等に郵送又は持ち込みによ り提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付 を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。

② (略)

③協議会第4号様式への押印の確認

協議会第4号様式について、登録支援機関の代表者印があること を確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。

④構成員資格証明書の発行

②、③のすべての事項について要件を満たしていると認められる 場合には、協議会第4号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項 を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを登録支援機関 に返付する。確認において慎重を要すると認める事項がある場合に おいては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとす

本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた5開庁日以 内とし、これを超える場合は、登録支援機関に対して理由を付して 連絡を行うものとする。

2.3. (略)

2.4. 退会手続

協議会規約第8条第5項及び協議会運営規程第5条の規定によ 行った地方運輸局等まで協議会第6号様式により届け出ることとし ている。地方運輸局等においては、届出を受けた場合にあっては、 速やかに台帳を修正するものとする(上記届出を行っていないこと) 様とする。)。

なお、退会届出について受理をした旨の書面発行は行わないもの とする。

2.5. (略)

2.6. その他

2.6.1. (略)

2.6.2. 不適切事案の報告

る特定技能外国人の失踪又は入管法の規定の違反等に係る報告を受┃る特定技能外国人の失踪及び入管法の規定の違反等に係る報告を受 けた場合、速やかに自動車局整備課に報告を行うものとする。

2.6.3. (略)

3. (略)

2.3. (略)

2.4. 退会手続

協議会規約第8条第5項及び協議会運営規程第5条の規定によ り、協議会を退会する受入企業又は登録支援機関は、2.1.の届出を┃り、協議会を退会する受入企業及び登録支援機関は、2.1.の届出を | 行った地方運輸局等まで協議会第6号様式により届け出ることとし ている。地方運輸局等においては、届出を受けた場合にあっては、 速やかに台帳を修正するものとする(上記届出を行っていないこと 等により、協議会において退会の決議がなされた場合についても同┃等により、協議会において退会の決議がなされた場合についても同 様とする。)。

> なお、退会届出について受理をした旨の書面発行は行わないものと する。

2.5. (略)

2.6. その他

2.6.1. (略)

2.6.2. 不適切事案の報告

地方運輸局等は、受入企業又は登録支援機関より、受け入れてい┃ 地方運輸局等は、受入企業又は登録支援機関より、受け入れてい けた場合、速やかに自動車局整備課に報告を行うものとする。

2.6.3. (略)

3. (略)

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施についての一部改正

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について(令和2年2月6日国自整第274号)の一部を次のように改正する。 様式第5号を次のように改める。

提出年月日(和暦) 年 月 日

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 修了証明願

長 殿

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号の規定に基づく 講習を修了した旨の証明をお願いします。

願出人氏名		電話番号	_	_
住所	〒 −			

修了者氏名			
生年月日 (和暦)	年	月	日生
受講番号	į	第	号
修了年月日 (和暦)	年	月	Ħ
自動車整備士資格 種類及び合格番号			
現に整備主任者に 選任されている 事業場の認証番号			

第 号

上記の通り相違ないことを証明します

年 月 日

〇〇長印

○新型コロナウイルス感染症の影響により減車(一時抹消登録)することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて の一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響により減車(一時抹消登録)することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて(令和2年4月16日国自整第11号、11号の2、11号の3)の一部を次のように改正する。

別紙旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書を次のように改める。

旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書

当社の保有する次の旅客自動車運送事業用自動車について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者が減少していたことから、自動車の維持管理に関する負担を軽減するため、一時抹消登録しておりましたが、今般、事態が改善されたことから、再び新規検査・登録することとしました。

なお、当該自動車の構造・装置については、登録識別情報等通知書に記載された状態から変更していないことを宣誓 いたします。

車名		型式	車台番号		
所有者				受 付	印
住 所	i:				
連絡第	t:				
使用者	š :				
住 所	.				
連絡兌	₺ :				

注1)令和2年2月26日以降に一時抹消登録を受けたものであって、一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、 かつ、一時抹消登録された際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者である必要があります。

注2) 今回の新規検査で提示のあった自動車の構造・装置が、登録識別情報等通知書に記載された状態と外観上明らかに相違する場合にあっては、当該依頼書は無効となります。

○新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に 対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについての一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて(令和2年5月13日国自整第34号)の一部を次のように改正する。 別添別紙を次のように改める。

令和 年 月 日

自動車整備士二種養成施設における講習受講意思表明書

氏 名:

生年月日 :

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期又は中止となった以下の 二種養成施設における講習を受講する意思があったことを表明するとともに、 再開後に開催される直近の同一種類の二種養成施設における講習を受講することを約束いたします。

受講を予定していた講習の種類	
受講を予定していた講習名	
延期又は中止前の講習修了予定日	
再開後の講習受講予定地	
登録学科試験合格日	
FAX 番号	
※FAX による申請の場合に記載すること	

○整備主任者研修の細部取扱いについての一部改正

整備主任者研修の細部取扱いについて (平成 10 年 11 月 24 日業務連絡第 98-65 号) の一部を次のように改正する。 様式例別添 1 を次のように改める。

			整備主任	任者技	術研修の機	製認定	申請書	:		
								年	月	日
追	重輸局	運輸	ì支局長殿							
						名	称			
						所	在地			
						代	表者			
					成10年11月					_
主任	£者研修身	ミ施要領	[に基づき、	、整備	主任者技術	研修の!	実施機	関と	して認定	定を受けた
く申	自請いたし	,ます。								
1.	研修担当	賃任部	署							
2.	研修実施	ū場所								
3.	研修対象	事業場	į							
4.	研修項目	及び研	修時間							
5.	使用教材	才等								
1.	研修対象	整備主	任者の概刻	数		約			名	
Ħ	自請の件に	こついて	は認定する	る。					受	
令和	年 年	月	日		運輸局	運輔	前支局县	曼	付	
									印	
						(ㅁᆂ兹	- 11 +11	±₩ ¼ ₩	1 1

(日本産業規格A列4番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

研修対象事業場一覧

運輸支局管轄

認証番号	事	業	場	名	整備主任者の概数	備考
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
合 計				工場	名	

(日本産業規格A列4番)

様式例別添2を次のように改める。

年度整備主任者技術研修対象事業場名簿

年 月 日

運輸局 運輸支局長殿

名称所 在 地代表者名

標記について、当社(組合)で研修を予定している事業場等について次のとおり報告します。

認証番号	事	業	場	名	整備主任者の概数	備考
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
					名	
合計				工場	名	

(日本産業規格A列4番)

様式例別添3を次のように改める。

年度整備主任者技術研修修了者名簿

年 月 日

運輸局 運輸支局長殿

名称所 在 地代表者名

標記について、当社(組合)で研修を行った事業場等について次のとおり報告します。

認証番号	事	業	場	名	整備主任者名	備考
合計				工場	名	

(日本産業規格A列4番)

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱についての一部改正

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱について(令和2年2月6日事務連絡)の一部を次のように改正する。 様式第1号を次のように改める。

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書 【学科 試問 再試問】

○○運輸支局長(←陸運監査部長・沖縄総合事務局陸運事務所長) 殿

提出年月日(和暦)	年	月	日
再提出年月日(和暦)	年	<u>月</u>	日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる 講習(電子制御裝置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を由請します。

<u> </u>	衣恒正備の正備工口台寺具旧以内構白/の文碑と中間しよう。											
氏名						電話番	号		_		_	
住所	₹									生年月日	1(和暦)
1277										-	•	
 整備士の種類		種	類		슅	格年月	日(和暦)		合格	番号	
登舗上の程規						年	月	日			第	号
受講内容		1. 🖺			2. 試問			3. 再試問				
該当に〇		٠	J 17		∠. β×(□)				0. 13	רייו ואלם.		
	第1	年	月	日	第1	年	月	日	第1	年	月	日
受講希望	希望		第	□	希望		第	□	希望		第	口
日時(和曆)	第2	年	月	日	第2	年	月	日	第2	年	月	日
	希望		第	回	希望		第		希望		第	□
学科受講状況	1. 未受講					実習受	講状況			1. 未受	講	
<u>該当にO</u>		2. 5	受講済み	۲		<u>該当</u>	110		2. 受講済み			

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。

③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。

のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする

④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。

⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。

		- 点線内は、記載しないこと	_ <u> </u>	
受講番号		第		号
証明写真欄		【証明写真について】	ļ	受付印
受講票と同じを貼付する		○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×	 	
		掛 2cm Ⅵ 東南に「氏夂」た記載Ⅰ	i	

様式第4号を次のように改める。

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習の機関認定申請書

年 月 日

運輸局 運輸支局長殿

名 称所在地代表者

「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について(令和2年2月6日付け、国自整第265号)」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。

- 1. 実習担当責任部署
- 2. 実習実施場所
- 3. 実習の名称
- 4. 実習の内容
- 5. 使用教材等
- 6. 実習実施要領

申請の件については認定する。

年 月 日

運輸局

受 運輸支局長 付

印

(日本産業規格A列4番)

附 則 本改正規定は令和3年1月1日から施行する。